

第51回 佐用町議会〔定例〕会議録（第4日）

平成24年6月20日（水曜日）

出席議員 (18名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志	6番	松 尾 文 雄
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	矢 内 作 夫	14番	石 黒 永 剛
	15番	山 田 弘 治	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ 糸	18番	西 岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議 会 事 務 局 長	船 曳 覚	書 記	尾 崎 基 彦
	書 記	高 橋 真 弓		
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町 長	庵 迢 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	総 務 課 長	鎌 井 千 秋
	企画防災課長	平 井 隆 樹	税 務 課 長	橋 本 公 六
	住 民 課 長	梶 生 隆 弘	健康福祉課長	森 下 守
	農林振興課長	茅 原 武	商工観光課長	横 山 芳 己
	建 設 課 長	上 野 耕 作	上下水道課長	小 林 裕 和
	生涯学習課長	和 田 進	天文台公園参事	安 本 泰 二
	上 月 支 所 長	岩 本 弘 美	南 光 支 所 長	上 谷 和 之
	三日月支所長	塚 崎 康 則	会 計 課 長	前 澤 敏 美
	消 防 長	敏 蔭 将 弘	教 育 課 長	坂 本 博 美
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第 1 . 一般質問

午前 10 時 00 分 開議

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。

昨日に引き続き、早朝よりお揃いでご出席を賜わり、誠にご苦勞様でございます。

昨日は、5 名の方の予定をいたしておったんですけれども、台風の関係で、テレビ中継を一時中断いたしました。

そういう状況の中で、本日、6 名の予定をいたしておりますので、進行方の方も、よろしくご協力のほどを、お願いいたしたいと思います。

それでは、座ります。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

なお、本日、1 名の傍聴の申込がございました。傍聴者におかれましては、傍聴中守らなければならないことを遵守していただきますよう、お願いを申し上げます。

日程に入る前に、昨日の一般質問の中で、岡本議員より発言の許可の申し入れがありましたので、許可をいたしておりますので、まず、岡本義次君、お願いします。

3 番（岡本義次君） はい、おはようございます。

昨日、私の発言の中で、 が、限りなく夕張に近づくという発言をいたしまして、
というのを取り消したいと思います。

それと、もう 1 点は、私が、水力発電のことについて、一般質問を町長にしたところ、町長はおもちゃのようなという発言を、答弁をされました。このことにつきましては、福島原子力発電が、メルトダウンし、全国的にも、電力が 10 パーセント以上、足りないという中で、国が、法律を変えてまで、そういう取り組みをして、どこの市町村も躍起になって、町の活性化のために、そういうことを模索している上において、佐用町も、現状把握もしない上において、そういうおもちゃのような答弁をされることは、

議長（西岡 正君） 岡本議員、ちょっとすいません。

のことの発言の取り消しは、私は、許可したんですが、後のことは、そのことについては、許可しておりません。

3 番（岡本義次君） ですから、町長は、そういう、

〔山本君「許可してないんやで、座りいよ」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 取り消しの分については、そうしたいと言われるから、私は、それを認めて、当然だと思いましたんで、

3 番（岡本義次君） 議長に、町長の、水力発電のことも、ちょっと申し上げました。

議長（西岡 正君） それはね、その話の中で、聞いた後で、お宅が言われたんですから、そのことと、このことと、この中で訂正しますよということを、はっきり聞いていません。

私が、お聞きしたんは、 のことで、 に迷惑掛かったら駄目だということで、

許可したと思っています。

3 番（岡本義次君） いや、水力発電のことも言うたんですけれど、町長も、当然、議会として、議員として、そういう発言はあきませんので、

〔「認めていないんやから」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） それは、ちょっとおかしいですので、その許可はいたしておりませんので、

3 番（岡本義次君） また、反省してください。

議長（西岡 正君） 今の件については、また、取り消してもらわんなんことになりますかね。

〔石堂君「議事を乱しておること自身、あなたが反省するべきでしょうが」と呼ぶ〕

〔岡本義君「いや、乱しておれへん。議長に、言うたでしょう」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、会議を進めます。
直ちに、日程に入ります。
本日の日程は、昨日に引き続き、一般質問及び答弁を行います。
通告に基づき、順次、議長より指名をいたします。まず、初めに、

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

6 番（松尾文雄君） 今の発言に対して、認めるか、認めんか、しなくていいんですか。

〔矢内君「 のことについて」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、ちょっと、 のことについては、私は認めましたんで、その後についてはですね、

〔松尾君「皆に対して、取り消しを諮らないかんのん違うんか」と呼ぶ〕

〔山本君「発言を取り消すか、取り消せへんかを、この議会で諮って、了承を得なあかんだらうって、そういうことを言いよんやろ」と呼ぶ〕

〔松尾君「そうそう、そうそう」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はいはい、分かりました。
ただ今のですね、岡本議員の発言に対して、私が申し上げましたように、私が諮らせていただくのは、 の状況の中で、取り消して欲しいということの旨、お聞きしたと思

ってます。

確かに、それ以外に、岡本議員が、それらしきものは言われましたけれども、そのことについては、許可したと思っておりません。いたしますので、岡本議員の、昨日の一般質問の中での発言について、取り消すか、取り消さないか諮れということでありますので、お諮りさせていただきます。

お諮りします。先ほどの発言について、取り消しを許可したいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

12 番（岡本安夫君） 発言の部分の、どこから、どこまでの文言を取り消すというのが、ちょっと曖昧だったんです。

夕張のように がと。 の部分だけを削除するんか、その夕張から全て、

議長（西岡 正君） いえ、 の分だけと聞いています。

12 番（岡本安夫君） ほな、文書のあれ、つじつまが合わんようになるけど、よろしいですかそれ、あれ、文言の。

議長（西岡 正君） ですから、 のとこの分を削除するということですから。

12 番（岡本安夫君） だけですか。

議長（西岡 正君） そうです。
そういうことですね。

〔岡本義君「はい」と呼ぶ〕

〔山本君「文書で出してもらうんが、一番ええんやけどね」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい。ほな、後ほど、文書で、また、出していただきますが、許可することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） はい、ご異議なしと認めます。
会議を進めます。

日程第 1 . 一般質問

議長（西岡 正君） まず初めに、11 番、大下吉三郎君の発言を許可いたします。

〔 11 番 大下吉三郎君 登壇 〕

11 番（大下吉三郎君） おはようございます。11 番議席の大下でございます。

昨日は、台風ということで、大変、皆さん方、それぞれ気をもんだことであつたと思います。お陰で、難なく、水害も風害も被害なく、済んだようでありますが、台風につきましても、仙台沖の方に、太平洋の方に出て行き、温帯低気圧に変わったというようなことであります。

ただしながら、また、今現在、台風が台湾沖にございます。これが、明日、明後日ぐらいに、こちらの方にも向いてくるというようなことも、テレビで放映されておりました。

雨が、今度、多いようでございますけれども、お互いに、これから気をつけていきたいなど、このように存じます。

それでは、本題に入ります。

がれき処理は出来るのかということで、町長に伺っていききたいと、このように思っております。

東日本大震災の、がれきの処理について、佐用町議会は 3 月 26 日に、共に痛みを分かち合うべきとして、町に受け入れを求める決議を可決いたしました。町長に要請してきました。議決から一夜明けた 3 月の 27 日、朝から町役場の電話がひっきりなしに鳴り響いたと。豊かな自然が汚される。子どもへの影響が心配だ。放射能がばらまかれる等の、メールや F A X での反対の文面が流れてきたと言っております。

環境衛生対策室の担当者は、業務に支障が出ると判断、がれき関連の電話は、全て議会事務局へ転送するよう指示したと、神戸新聞、5 月 2 日、水曜日の新聞に、がれき処理、佐用町苦悩と報じられております。

その対応に、私は唖然といたしました。それが事実なのかどうか、町長に伺っていききたいなど、このように思っております。

まず 1 点目は、議会決議し、町長に要請したものの、その対応は議会で対応するものなのか。4 月中旬までに、65 件等の対象する苦情があつたということでもあります。

次、2 点目は、担当課の判断で、議会事務局に対応するよう指示したとあるが、町長が判断なのか、それとも、担当課独自のものだったのか。疑問があります。

次に、今後どのように、がれき処理をしようとしているのか。県との調整は、できているのか。また、その心構えはあるのかどうか。

次に、がれき処理をするなら、町長の安全基準は、何ベクレルなのか。住民説明はどうするのか。

その他、がれき処理方法、焼却、埋め立てなど、その他について、伺いをしていきたいなど、このように思いますが、まず、この点につきまして、この場での質問は、終わります。

議長（西岡 正君） それでは、町長、答弁願います。

〔 町長 庵逄典章君 登壇 〕

町長（庵逄典章君） それでは、改めて、おはようございます。

本当に、台風は、何事もなく通り過ぎてくれて、本当に、ホッとしております。今日は、昨日の予定されていた方も含めて、6 名からのご質問を受けることになっておりますけれども、最後まで、どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、まず、大下議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

佐用町におきましては、21 年 8 月の大水害を受けて、自分の町の能力では、全てのこと

が対応できない事態の中、多くのボランティアの方々や、近隣市町に助けていただいて、そのお陰で、迅速なごみ、がれき処理もできて、その後の復旧、復興も順調に進んできたことを、身を持って体験をした佐用町にとって、この度の東日本の大震災、あの惨状は、人ごとではなく、できるだけの手助けを、感謝の気持ちを持ってしなければならないという思いは、町民皆さん、皆の気持ちであり、私自身も、強い、そういう思いを持っております。まず、その思いを代表して、議会において、ごみ処理の受け入れをするよう、議決されたことは、誰もが理解されるところであり、私も、同じ思いでございます。

また、議会の議決を尊重をさせていただきたいと思っておりますが、実際の処理について、今、どういうふうに進んでいるのか、非常に不明確な点が多く、なかなか対応できない状況でございます。

私達が経験したことからも、がれきの処理は、復旧、復興の第一歩でありまして、時間と費用が非常にかかるわけでありまして、少なくとも、迅速に早く、そして、少しでも安くできることを考えるべきでありまして、その点をですね、国や被災県が、もっと説得力のある計画を示していただく必要があるというふうに思っております。

国や被災県が、どのような方法で、これを処理するのか、不明確なまま、この膨大ながれきの処理について、全国の自治体で受け入れる、また、受け入れないの議論が先行してしまって、マスコミも、そのことをだけを大きく報道するような状況があります。これが、非常に大きな混乱を招いているというふうに思っております。

この原因の1つは、当然、原発事故による放射能汚染の心配ということでございますが、このことについても、国が原発事故から離れた宮城や岩手のごみなどの安全性を明確に示すべきであり、また、政治家の発言が、信用されないなら、専門家と言われる学者、偉い学者の先生がいっぱいいるわけですから、そういう方々が、こういう時こそ、日頃の学者としての責任を果たしていただき、マスコミも世論を混乱させるような報道ではなくて、科学者の責任を持った見解というものを報道をしていただけたらというふうに考えております。

なお、この、今回の東日本の震災において発生したがれきは、2,000 万トンというふうに報道をされておりますし、それを県外、被災県外で、約2割を処理をするということ、そういうことだけが、示されております。まあ、2,000 万トンの内、2割と言いますと、400 万トンであります。逆に、この残りの1,600 万トン、被災地で、どういう方法で、どのような形で、いつまでに処理をしていくのか。しようと計画をしているのか。そういう点さえ、明確に、私は、なっていないというふうに思っております。

400 万トンという膨大な量ですけれども、これを、今、全国、九州であったり、関西であったり、全国バラバラにですね、受け入れるというようなことが報道をされておりますけれども、このがれきの運搬費用だけでもですね、どれだけ掛かるか。非常に、その点、効率性、経済性、そして、時間がどれくらい掛かるか。もっとやっぱし、慎重にこう、計画をすべきだと思っております。

私が、ザッと試算しても、1トン当たり、関西の方まで、ごみを大型トラックなり、また、貨車、コンテナで運ぶということになっても、多分、最低でも3万から5万ぐらいな費用がかかるんじゃないかと思います。

400 万トン運べばですね、2,000 億近い、運搬費だけでもかかりますし、また、持って来たごみを焼却する費用も、当然、掛かります。

これだけの、ごみをですね、がれきを、全国バラバラに、また、非常に遠方まで運んで処理をするということが、本当に、現実的に必要なのか。可能なのか。これが、本当に、これからたくさん、多くの復興費用が掛かる中でですね、そういう費用を掛けることができるのか。そのことを、やはり、もっと国として、また、被災県として、明確に打ち出し

ていただきたいというふうに思っております。

今、現地でもですね、仮設のごみ焼却施設を建設をして、現地で焼却をするというふうなことも、そういうことも、もう始まっているというふうに聞いておりますし、それができるのであれば、その残りの2割、県外というものもですね、ある程度、時間が、逆に掛かったとしても、その施設で焼却を、処理をするということは、可能ではないかというふうにも思いますし、そういう点、国、県の、被災県、しっかりと、その計画、状況を説明をしていただくことによってですね、また、私達のような、全国自治体において、本当に、受け入れる必要があるのであれば、やっぱり、受け入れていかなければならないというふうに考えております。

そういう中で、佐用町の処理場における、もし、処理を受け入れるとすれば、どれだけ受け入れることができるのか。そういう点についてはですね、前にも議会でも、お話をさせていただきましたが、私達の、今、クリーンセンター処理能力で、30トンの、1日処理能力を持っておりますけれども、今、日常の、町内のごみ処理の余分にですね、できる量は、多くとも、1日、2トンというふうに現場では、計算をしております。そういう小さな施設であり、しかも施設が、大型の車両をですね、入れることができない。大型の車両では投入できない施設にもなっております。

そういうことから、佐用町独自でですね、遠くから、小さな車で持って来るということも、これも非常に不合理なことでありまして、そういう町の受け入れの能力ということも、やっぱり考えた中で、佐用町が、どれだけ、この処理に貢献できるか。このことは、やっぱり、きちっとやっぱり、冷静に考えていくべきことではないかというふうに思っております。

後、ご質問に沿ってですね、少し、お答えをさせていただきたいと思いますけれども、議会で、そうして、この受け入れをするように、私の方に、町長に要請、議決がされたわけでありまして、それに対して、全国から、それに対する反対の電話等が、たくさんあったということでもあります。

その対応についてですね、当然、受け入れ等についての対応は、私が、具体的に要請があればですね、また、関西連合でも、今、いろいろと協議をされておりますので、そういう中で、しっかりと対応をして参りますけれども、そういうクレーム、抗議の電話等の対応ということで、議会に対応するものなのかということでもありますけれども、これは、議会といっても、議長に対応してくださいということをお願いしているわけではありません。議会事務局の職員が、その電話の対応をしてくださいということで、お願いしたということでもあります。

当然これは、事務上ですね、担当は、住民課でありまして、住民課窓口、町民の皆さん、たくさんいらっしゃる中でですね、そういう、全国から、名前も分からない。また、一方的なですね、電話を職員が受けるということ、ドンドン掛かってくる電話を受けるということは、非常に町民の皆さんにもご迷惑をお掛けするということで、同じ職員として、事務局職員が、受けたということでもありますので、この点は、事務局職員は、当然、議会の、議会事務局、町長部局ではございませんけれども、町職員としての対応をしたということで、ご理解をいただきたいと思います。

また、担当課の判断で、そういう、議会事務局に対応するよう指示したということでもありますけれども、これは、私が、指示したわけではありませんけれども、当然、事務的に、担当課長が、そのような判断をし、また、事務局長も、それを受けて、協議をして受けたということ、これは適切な判断であったというふうに思っております。

また、今後どのようにがれき処理をしようとするのかということでもございますけれども、先ほど申し上げましたように、この全体の、この処理の計画、方向性というものが、見え

ておりません。また、関西広域連合においてですね、連合としてですね、対応をしていこうということで、話し合いもされております。その中で、佐用町として、協力、一緒にできることは、一緒にやっていきたいというふうに考えております。

それから、がれき処理をするなら、安全性ということですが、この点についても、私は、その専門家ではありません。当然、多くの専門家の意見を踏まえて、関西広域連合、県が、そういう安全性についても、きちっと示していただけるものというふうに思いますし、そういう物が示された中で、受け入れるのであれば、町民の皆さんにも説明をさせていただきたいということでもあります。

その他がれきの処理方法や、焼却、埋立ということですが、この点についても、佐用町の処理施設は、先ほど申し上げたような処理施設であります。

まあ、この点について、全て、議会の、3月26日の後の新聞報道がなされた中でですね、の質問だというふうに思いますけれども、私は、この神戸新聞で報道された、あの内容について、一切、取材を受けておりません。実際にですね、やはり報道機関として、町としての対応ということについてですね、少なくとも、私自身が、取材を受けておればですね、私も、議会の中でも申し上げましたように、当然、これ、要請があれば、受け入れることでね、取り組んでいきたいということも明確に申し上げておりますし、また、受け入れる前提として、先ほど、ずっと申し上げましたような疑問点についても、私は、申し上げるつもりであります。

ですから、佐用町が、この問題について、非常に苦慮しているというような、大きな見出しがありましたけれども、決して、私は、苦慮しているわけではありません。明確に、要請があれば、それは、ちゃんと受け入れる方向でやりますということも、明言、明確に申し上げているわけでありまして、どうしてもマスコミ、報道機関については、ああいう報道の、全国の自治体が、そういうことで、非常に混乱しているところもありますので、1つの例として、状況として報道された。一方的に報道されたということであろうかと思いますが、その点については、非常に、私は、残念に思っておりますし、マスコミの方にも、今後については、十分に、その点、考え直してほしいということは、申し上げます。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔大下君 挙手〕

議長（西岡 正君） それでは、大下議員。

11 番（大下吉三郎君） 町長、ありがとうございました。

私が、この新聞を見てですね、そこに、皆さんにも添付しておりますけれども、この記事を読んだ時に、これは何じゃというような感じを受けたわけですね。全く、その、業務に支障が出てくるから、これは、こんな話は、議会から出てきた問題やから、議会の方へ回しておけというような感じの受ける文書であります。

まあ、マスコミが、どのような形でされたか、分かりません。

先ほど、町長も、私は、この文面については、全く知らなかったと。聞いていないと。その中に、こういった新聞に出てしまったということです。

この内容、本当に見ますとね、私は、先ほど、町長もおっしゃいましたように、議会で、確かに、こういう決議をして、町長にお願いした、その責任は、どんなに部外者から、来ようとも、議会として対応すべきものであると。また、それに対して、行政として、取り扱うものについては、行政が、当然、答えを、その方にお伝えすべきと。そういうことに

ついては、私も十分に承知しております。

ただしながら、この新聞を、朝見た時にですね、本当に、これ、ということなんやと。誰しもが、仕事が忙しい、そんな話しよったら、行政、業務に支障が出てくるんやと。そんなもん、議会へ振っておけやというような話に、仮になったとするならばね、本当に、この文章が、行政として、そのとおりであったのか。マスコミの方で、そのような記事にしまったのか。このあたりについて、いろいろと、それぞれの立場であろうかと思えますけれども、われわれ、町民が、この文章を、新聞見た時に、ということやろうかなと。疑問を持たれた町民が、多くあるんじゃないかなと。

議員の中にでも、私、今、添付しておりますから、熟読していただきたいわけですが、そのように、私は、理解しました。

その後、このような状況について、それぞれ申告がですね、各全国から来たということでもあります。九州の方や、千葉や徳島の方とか、東京の方からも、そういう苦情が来たということでもあります。

その当時、4月13日、5時段階ではですね、65件の、そういった苦情が舞い込んできた。

ただし、町内からは、4件の苦情が入ったと。町内では4件。そのほかは、皆、県内、県外というような形で多く、佐用町に対して、がれきの受け入れはしてくれるなど。そのような苦情がほとんどであります。

また、議会に対応しております、そういったものについてもですね、5月15日の5時段階では、78件の苦情が、議会の方にも来ておると。いずれにしても、行政が対応したものと、議会对応でしたものと、内容は、ほとんど同じ、そういった放射能のばらまきをするんだと。だから、そういうことしてもらったら困る。岡山県の方についてもです。そばまで放射能が来ると大変だというような形、部外者の、そういった声が、ドンドン入ってきたと。

まあ、いずれにしても、その後は、あまり入っていないようではありますが、その3月27日以降ですね、いろんな苦情が出てきたことは事実でありますし、どう対応されたというのを、それぞれの部署で対応はしていただいておりますけれども、いずれにしても、私は、このことに対して、どうこう言うわけじゃありませんけれども、この文面が、本当に、一般市民が見た場合、私が見た場合も、はっきりとして、これはおかしい対応やなということがあったわけで、今回、町長に伺ったわけでもあります。

このことについては、もう、くどくど言う必要は、私はないと思っておりますし、それぞれ、対応は、行政で、また、議会の方で、対応はできておると、このように、確信をしておるわけです。従って、この通告等々については、一応、この1、2については、あまり詳しくは申しません。

過日も、町長の方から、この種の問題について、説明も伺っておるわけですから、内容は、それぞれ、私も知っておりますし、これから本当に、こういった問題をどうしていくのかと。これからが、双方が苦労していく場面ではないかな。

できるならば、確かにしてやりたいというのは、事実あります。そのようなことで、これから、この処理について、より検討をしていくべきではないかな。

それで、町長に伺いますが、町長、先ほど、日量何十トンという処理しか、能力もないし、向こうから運んで来る費用等々についても、相当費用が掛かるんだということでもあります。

まあ、ただしながら、このことについて、県の方についても、国についても、はっきりした明言がない。これは事実であります。

そこで、町長に伺いますが、関西連合等については、わが町については、加盟していな

いというのは事実でありますけれども、そのへんとの対応は、今後、どうされていくのか、お聞きしたいと思います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） これだけの大きな災害の中ですね、がれきも膨大な量です。

現実的に、小さな、私達の全国の市町が、個別にですね、小さな所にまで、分散して処理するということは、非常にこれは、現実として、まあ、不合理、不効率、非常に不合理であろうかと思います。

まあ、そういう中で、関西連合として、いかにまあ、この処理に協力できるかということ。これは、知事からのお話もありましたけれども、当然、埋め立て処理、そういうですね、大きな、膨大な量を、いっきに処理をするというようなこと、そういうことを協議され、議論されているのではないかと思います。

これは、船で運んで、今、大阪湾や神戸、そういう所の海洋の埋め立てですね、そういう所で処理をするのか。そういう時に、いわゆる放射能の汚染度、そのレベルを、どこに安全を、基準を求めていくのかというようなことでは、議論をされていると思います。

ですから、まあ、後、その、がれきと言っても、焼却できるがれきと、そういう、焼却できない不燃物、そういう、ごみとがれきですね、そういうことがあるわけで、佐用町が受け入れることができるのであれば、それは、焼却するものであります。

まあ、運んできた物を、一斉に、分別せずに例えば、持って来たとすればですね、現地で、この、処理場で、また、分別をしなきゃいけないと。その中で、焼却をする分は、焼却をすると。その焼却について、また、近隣、その市町の、自治体の処理場で焼却するのであればですね、それはまた、個別にまた、そこに運搬をして、処理をするということになるかというふうに思いますけれども、そのへんがですね、本当に、全く、どういうごみを、どういう形で、どのように処理をしていくのかということも、本当に、明確と言いますか、具体的なものが出ておりませんので、その点については、今後、県からも、いろいろと状況も聞かしていただきながら、佐用町としてできることがあれば、それは、当然、その中で、一緒にあたらせていただきたいというふうに思っております。

〔大下君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、大下議員。

11 番（大下吉三郎君） まあ、そういった関西連合等々につきましてもですね、兵庫と大阪等の意見が違ったりしております。連合としても、神戸沖とか、尼崎沖、大阪沖、また、泉南沖と、そういった4箇所等々について、そういう処理をするように、今、計画では挙がっておりますけれども、いずれにしても、それらについても、必ずしや、どこに決まるか分からない状況であります。

そういった中で、わが町のような、小さな町がですね、そこでお願いができるのか、できないのか。できたとすれば、当然、そういう可能性は、処理の可能性は、直ぐ、解決するわけですが、なかなか、その先行きが分からないというのが、実態であります。

町長、言われましたように、こういったがれき処理、相当の数が今までに残っておるわけですが、山元町ですか、については、1基 40億の処理機をつくって、それが現

在、5台稼働しておるといようなことを、情報として、私は、聞いておるんですけれども、いずれにしても、1基40億という、処理機がですね、本当に、まだまだ足りないという状況であります。

従って、そのようなことで、処理能力が少ないがために、こちらの方にもお願いするということでもありますから、当然、いろいろな苦労はあろうかと思います。

私達の本当の気持ちとして、議会の気持ちとしては、当然、そういった佐用町も被害ということがあったわけで、その恩返しと。恩返しと言えば、言葉が、いろいろありますけれども、本当に、お世話になった、そういった遠くの方々からも、支援いただいておりますので、何らかの手助けができればということが、私の心にも現実にあります。

そういった中で、今後、がれき処理を、どのような形でするか。これに非常に難しいことも、私、町長に問い質しておるわけですが、その方の安全基準というようなものについても、町長、ご理解いただいておりますでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 安全基準ということなんで、先ほど言いましたように、私は、常識的に考えてですね、自然界にも放射能というのは、存在しておりますし、紫外線なり浴びて、それなりに、人間というのは、そういう中で、生活をしている。普段から。そういう中で、現在、宮城県にしても、岩手県にしても、例えば、福島。原発の近くにしてもですね、その範囲内での、ある程度の、当然、汚染された中では、健康被害というものについては、大きな被害ないだろうということで、皆、生活もされている状況です。

だから、その中の、ごみ、がれきというものについて、それだけ大きな、健康被害が出るということは、私は、あまり考えられないということは、これは、通常言えると思うんです。

ただ、それを専門的にですね、きちっと数字的に説明しなさいと言われても、それはできませんし、そのことは、これはやっぱり学者、専門家という方がおられるわけですから、その方達が、日頃から、そういう研究をし、たくさんのお金を使って、また、そういう立場で仕事をしているわけですから、そういう方が、きちっと、責任ある、やっぱり研究結果というか、見解をですね、示して、それをやっぱり信じていくしかないんじゃないかというふうに思います。

〔大下君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、大下議員。

11番（大下吉三郎君） まあ、いずれにしても放射能という物につきましては、私は、本当に無知でございます。いくら学者が言われても、その値、その能力、そういった知識がないが故に、本当に危険なのか、ただ危険なのかだけであります。

そのあたり、今後、行政としても、十分、研鑽、研修ですてですね、われわれの、こういった1つの議決に対すことをですね、前向きに進めていただけたらと、このように思っております。

なおまた、町内からの、そういった、これらの話についての苦情とか、そういった心配ごとの相談がですね、4件ほどであったということについては、本当に、これがどうだったかなと。皆、ご理解していただいておりますのかなとも思いながらも、こういった議決したことが、町民に分かっていないのかなというようなこともあったり、自分なりに判断す

る上では、まあ、あまり、これが町内から、そんな受け入れの反対だ。反対だということ、まあ数字としては出て来て、あまりいないということが、私としては、安心かなということも思っております。

従って、町長もですね、これから、このようなことも基本にしながら、この種の、われわれの議決に対して、スムーズに処理ができるように進めていただくならば、非常に嬉しいことかなと、このように思っております。

いずれにしても、兵庫県との対応、また、関西連合等々の対応なり、全国レベルの、そういった判断を基にしながら、わが町としても、このようなことを前向きに進めていきたいと、このように思いましてですね、私の一般質問を終わりたいと、このように思います。

町長、ありがとうございました。

議長（西岡 正君） 大下吉三郎君の発言は、終わりました。

続いて、金谷英志君の発言を許可いたします。

〔 5 番 金谷英志君 登壇 〕

5 番（金谷英志君） 日本共産党の金谷英志でございます。

私は、2 点、自然エネルギーの活用とけんこうの里三日月の利用促進について伺います。

ここからは、1 点目、自然エネルギーの活用について。自然環境と自然エネルギーを再発見し、その利活用で地域に仕事を作り出し、担い手を育て、地域社会・地域産業を再構築する具体的取り組みが、求められています。

地域に人が住み続けるには、そこに仕事があればなりません。地域内経済効果の観点からも、エネルギーの地産地消は重要です。

7 月から再生可能エネルギー固定価格買取制度がスタートすることで、今年度の国家予算から個人住宅の太陽光発電導入への補助金がゼロ計上となった一方、国では、小水力発電のモデル事業、有機系太陽電池技術開発、バイオマスエネルギー高効率転換技術開発など、N E D O を通じた技術開発予算を計上しており、農林水産省では、基本方針・行動計画の中で、エネルギー生産への農山漁村の資源を活用するとなっており、農山漁村再生可能エネルギー導入事業などを設けています。国、県の自然エネルギー推進政策に、どう対応されたのか。

これまでの議会答弁で町長は、小水力、風力については、本町では利用可能量が少ないとされていますが、自然エネルギー導入促進に向け、法制度は改善されつつあり、技術面でも、水流があれば発電するマイクロ水力発電や、小型風車を多数基集合させた集合風車など開発は進んでいます。バイオマスでは、岡山県真庭市のバイオマスタウンの取り組みなどもあります。バイオマス、太陽光・熱、水力、風力などの自然エネルギーの活用研究は、進んでいるか伺います。

議長（西岡 正君） はい、それでは、町長、答弁願います。

〔 町長 庵逄典章君 登壇 〕

町長（庵逄典章君） それでは、金谷議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

国、県の自然エネルギー推進政策に、どう対応しているのかというご質問でございますが、福島第一原発の事故を契機として、再生可能エネルギーによる自立・分散型のエネル

ギー供給システムの実現を図ることが、国のエネルギー政策の喫緊の課題となっており、国は、農山漁村に存在するエネルギー資源の活用を図ることで、エネルギーの確保と同時に、雇用と所得を創出し、農山漁村の活性化につなげていこうとしております。こうした中、再生可能エネルギーによる電力の固定価格買い取り制度が、今年の7月から導入されるにあたり、大規模太陽光発電の買い取り価格が、1キロワット時あたり42円と公表されたことに伴い、全国各地で大規模太陽光発電、メガソーラーの取り組みが動き始めております。

佐用町におきましても、町有地の利活用計画の中で、大規模太陽光発電の導入に向けて研究を進めているところであります。しかし、発電量が2メガワット以上になると、既設の送電線では対応できず、大容量の安定したエネルギーとして供給するためには、新たな送電設備の整備と多額の設置費用等が必要となります。

今後は、電力会社などと協議を進めながら、各地の取り組み、効率的な発電が可能な太陽光パネルの開発状況などを考慮し、その導入方法や運営方法、また、雇用や所得の創出に向けた具体的検討を、引き続き進めて参りたいと思っております。

一方、平成21年8月9日の大水害の教訓から、災害に強い森林づくりも大きな課題となっております。林業を取り巻く環境は、安価な外国産木材に押され、全国的に極めて厳しい状況でございますが、佐用町では、森林資源を木材として活用するだけではなくて、バイオマスの視点に立ったエネルギー利活用を進めると同時に、災害に強い山林づくりの推進と雇用・所得を創出できないかを検討しておりますが、事業化には、採算面で、なかなか難しい点があり、十分、研究をしていかないと、実際には、踏み切れておりません。

次に、自然エネルギーの活用研究の進み具合についてというご質問でございますが、先ほど申し上げましたとおり、メガソーラーシステムや森林バイオマスに特化した中で研究を進めております。まずは、これらの分野を、佐用町の新エネルギー利活用の第1ステップとして、何とか、実現にこぎつけていきたいというふうに考えております。

その他の分野であります水力・風力や、森林以外のバイオマス利活用につきましては、その必要性や財政状況を考慮するとともに、技術革新や国の動向を見ながら、十分、採算性と効率性を考えた中で、検討できるものを、具体的に検討していきたいというふうに思っております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

5番（金谷英志君） まず初めに、国の政策について、本年度だけでも、国の方としては、モデル事業として小水力発電、節備メーカーと発電事業者による共同事業を採択して、3カ年程度の実証事業に取り組む。

また、初めの質問でも言いましたように、有機系太陽電池開発。これ19億7,000万円。それから、バイオマスエネルギー等高効率転換技術については、19億5,000万。再生可能エネルギーの導入が増加すれば、先ほど町長も言われましたけれども、送電系の安定化対策が一層必要となるため、大型蓄電システムの技術開発。それから、配電最適制御技術実証事業費補助金、3億円。また、農水省では、初めの質問でも言いましたように、農山漁村再生可能導入エネルギー事業、12億2,000万円。環境省では、公共施設への再生可能エネルギーや蓄電池等の導入を支援するグリーンニューディール基金の創設。こういうふうな、主なものだけでも、こういうふうなことあるんですけれども、これについて、具体的

に、庁内では、担当課というのは、どこに。企画防災課に、特命事項として、自然エネルギーに関するということはあるんですけども、実際これ、省庁またがってますから、庁内では、どういうふうな、これに対して対応されたんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 現在、国においてもですね、この度の、この電力の危機の中で、もう、各省庁がですね、どこもがまあ、この関連にですね、一斉に取り掛かってきたということです。

ただ、中身については、非常に、まだまだ研究をしてない中でですね、ただ、メニュー的に、たくさん、いろいろと上がって来ているという状況で、非常にまあ、具体的なものではありませんし、これから、まだまだ、研究をしていかなきゃいけない内容だということに認識しております。

で、ただ、それに向けて、各省庁に予算も当然、配分していきますから、何を活用していったらいいのか。何を佐用町として取り入れていったらいいのか。この点はですね、それは、当然、十分研究していかなきゃいけませんし、そういう中で、これはまあ、企画防災課の企画担当の、これは、仕事ということですね、担当ということで、指名をして、指示しております。

ただ、当然、こういう農林省、農林水産省でありですね、また、環境省であり、まあ、いろいろと、経済省、でありですね、経済省じゃないわ、

〔金谷君「経産省」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） 産業省ですね、失礼しました。

そういう、その、それぞれの省にまたがっており、そういう中で、いろいろと通達とか、いろんな情報が流れて来る部分がありますから、その点は、それぞれの担当課と連携をしてですね、企画防災課、担当の方が中心になって、情報収集にもあたるということにしておりますので、そういう対応をせざるを得ない。町としては、そういう対応をすることで、一元化を図っていきたいと思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

5 番（金谷英志君） その調査についてはですね、岡山県でもやられていますし、兵庫県。岡山県の例、先言いますと、小水力の調査ですけども、岡山県では、県下の小水力発電、マイクロ水力発電の適地調査をしていると。それで、今回、22 年度して、結果が出ています。

それによると、岡山県で、小水力発電有望地が 28 箇所。それから、28 箇所の内、採算性に優れていると捉える地点が 14 箇所。それから、周辺地域の電力利用により導入効果の向上が期待される地点が 12 箇所。

これ、調査にしても、今ある施設について調査しているんですね。ですから、全体の河川の、その流量とか、その全体の、その水力の賦存量については、調査していないという

ことです。

それから、ちょうど、その岡山県の調査の、どんな調査をしたかということで、基礎調査としては、短期間の流量簡易測量及び発電出力の推計。発電出力からの収入見込み。経済的にやっていけるかということも、町長言われましたけれども、その点。それから、水車・発電形式の検討。工事可能かどうかという評価もされて、今言うた、28箇所は、有望地としてできたということです。

それから、兵庫県について言いますと、兵庫県は、県内の候補地に設置した場合のシミュレーション調査を実施したと。去年やってます。これが、総務省の緑の分権改革推進事業いう中で、県も取り組んでいるんですね。それで、県も調査して、兵庫県も調査して、結果が出ています。調査内容は、太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、火力発電。まあ、兵庫県については、日本海と瀬戸内海と海に挟まれますから、波力発電、潮力発電を、主として、メッシュ単位の賦存量。地図上にメッシュで割り当てて、そういう調査したということですけれども、で、賦存量の量、利用可能量を市町村別に集計したということになっております。

その中で、太陽光発電については、県下、県全体が受ける太陽光の光、光の熱量の総量を、まず量って、利用可能算出量の制約条件。パネルの加重に耐えるため、平成元年以降の建物の調査。それぐらいの県としては調査。まあ、大雑把な調査です。

それから、小水力発電については、河川、農業用水や浄水場等を対象にして、発電効率を調べたと。

こういうふうなことを、県としても調べているんですけれども、この県の調査について、佐用町は、どういうふうに対応されたんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 実際、去年、急にですね、そういうことで、県のそれぞれの担当課もですね、どれだけの潜在能力、潜在的なエネルギーがあるのかとかですね、どういう、どの程度、どういう地域でまあ、そういうものが高いのかとか、いろいろと、全体として調査をされたということは、聞いております。

ただまあ、その結果をですね、反映して、県が、どういうふうこれから、その、県としての、また、エネルギーの、その開発と、また、それを各、県下の市町が、どう一緒にやっていくのか、そんな具体的な調査結果とか、方向とかというものは、まだ一切、私の方には聞いておりません。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

5番（金谷英志君） この調査の時には、その、県からの問い合わせなりいうことはなかったということなんだと思うんですけれども、そしたら、もう、県が、こういうふうな事業としてやったの、佐用町としてね、もっと細かく、地図上でメッシュ、その、碁盤の目みたいに作って、それである程度、太陽光が、太陽の光がどれだけ当たるか。緯度とかを計算していうことがあるんですけれども、もっと、町としては、もっと細かい調査ができると思うんですけれども、その点はいかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

町長（庵逄典章君） まあ、できないことはないと思いますけども、当然、できると思いますけれども、でも、して、それが、どう役立てるのか。

特に、今、おっしゃるね、具体的には太陽光についても、もう、その緯度とか何とかというのは、佐用町、ある意味では、どこにおいても一緒ですし、また、その地形。同じ地形でも、地形的に山があったり陰になったりですね、それは、見たら分かる所であって、また、太陽光パネルが、当然、設置できそうな所と、できそうにないというのは、それは、現状見れば、ある程度は把握できます。

そして、その土地が利用可能かどうかということも、当然もう、把握はできるわけで、ですからまあ、私は、そんな、国として、また、県として大きく調査するようなことは、当然、そういうやり方はあると思いますけれども、まあ、町レベルになってくると、逆に具体的に、もう既に、候補地として、一番適切ではないかなと思われる所をですね、具体的に研究をしていくと。事業として研究していくという形の方が、ずっと早いと思いますし、効率的ではないかと思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

5 番（金谷英志君） そういうように、佐用町全体としたら、町長も、見たら分かると思われるんですけどね、その、国なり県なりもやっておるのは、その見たら分かるというような調査ではないんですよ。具体的な、科学的な裏付けもあってということなんです。

先ほど、町長言われたように、山があって日当たりが悪い所とか、そりゃ、屋根の向きとかも、それは、細こうに調べようと思えば、その研究者としては、調べるところもあるんですけども、国全体の、今、エネルギー、小水力の、どういう、どのぐらいのポテンシャルいうか、賦存量があるかということは、これは、資源エネルギー庁が調べているんですね。

資源エネルギー庁によれば、水力の未開発容量は、1,200 万キロワット。その内、1 万キロワット以上が 127 地点。1,000 から 5,000 キロワットが、1,755 地点。そして、1,000 キロワット以下、いわゆるメガ、小さい小水力に対するものですけど、1,000 キロワット以下が 371。まあ、資源エネルギー庁によるで、これぐらい。

それから、環境省が昨年 4 月に公表しておるんですけども、では、出力 1,000 キロワット以下の導入可能量は、地点数で、1 万 8,756。まあ、こういうふうな、国としても、こういう調査はやっておるんです。

ですから、それ、ただ単に、見たら分かるとか、そういうような調査ではないんですね。

ですから、これもっと、佐用町に当てはめて調べれば、佐用町の再生、水力についても再生可能な所が僕、調べられると思うんです。

町長、ちょっと見ただけで、それは分かると言われますけれども、ちょっと見ただけで分かるようなものではないと思いますけれども。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

町長（庵逄典章君） いや、今、調査されているのは、私は、いつも疑問に思うんですけれども、そういう分野の学者なり研究者になるとですね、潜在的な計算上、何千万キロワットがありますよと。それは、一つ一つ積み上げていけば、実際あるんですよ。それは間違いじゃないと思うんですけれども、それを、本当に具体的に、その実際のエネルギーとして活用できるようにするには、例えば、そんなたくさんのものをですね、効率の悪いものをいっぱい作るということは、こんなことは、やっぱし、そのエネルギーの価格というものに、最終的になりますから、だから、そういう、その、少なくとも、佐用町において、そんなに、地域、地域で細かく出して来て、それは、そこに、そのエネルギーというのを、取り出そうとすれば、必ず、そのエネルギー資源はあると思うんです。それを、その全て、計算を出して来て、佐用町には、いくらありますよと言ったって、じゃあ、具体的にそれを、使えるエネルギーにするためには、何千万かかるのか、何百億かかるのか、そういう所で、もう初めから、実際のエネルギーとしては難しいという点は、もう、これまでだって、ずっと、エネルギー開発はしてきているわけですから、その研究の結果ってあると思うんですよ。

ですから、それは、やっぱし、今の中で可能な、今回のような、例えば、買取価格が 42 円で、太陽光で出てきた。これは通常使っている私達の電気代の倍ぐらいな値段で買い取るということです。その中で、採算の取れることができるだろうという可能性が出て来た中で、これを、具体的に、どこに、どういう物ができるかという研究をしていくというやり方、私は、国としては、そういう全体のね、大きな中で、いろんな方向を示した中で、それに対して、いろいろな補助なり事業を行っていくための財源、そういうものを考えていく、そういう責任があると思うんですけれども、町としては、やっぱり、それを受けて、いかにどうするかということを考えるべきだというふうに思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

5 番（金谷英志君） その、今あるやつを、その賦存量を調べるというのは大切なことだと思うんですけれども、小水力で言いますと、小水力の特徴、長所は、昼夜、年間を通じて安定した発電が可能。それから、設備利用が 50 から 90 パーセントと高い。太陽光発電と比較して、5、6 倍の電力量を発電できる。出力変動が少なく、系統安定、電力品質に影響を与えない。経済性が高い。

まあ、小水力については、その、町長言われたような、まだ、課題もありますけれども、未開発の包蔵量が、まだまだたくさんあると。

短所として、設置地点が限られる。まあ、落差と流量がある場所に限定されるというようなことはあります。それから、水の使用について利害関係が付きまとう。それから、法的手続きが面倒。法的不利益がある。特に電気事業法、一般電気工作物の範囲など、太陽光などと比べて、不平等な法的な規制が今まであったんですね。

今まで、その、古くから、小水力発電にも、町長、先ほど、技術が、ドンドンやられてきて、ある程度の技術的なものはあるという中で、その、少ないと。抑えられているということも言われましたけれども、現状はこうですけれども、今年度、関係省庁の中で、民主党の、内閣府ですけど、刷新会議の中に、小水力発電に関する規制緩和ということも言わ

れています。

その中で、小水力発電に係る河川法の許可手続の簡素化。取水管理の柔軟化による効率的な運用。小水力発電に係る従属発電に関する登録制の導入。小水力発電設備の保安規制の見直し。ダム水路主任技術者の資格要件の見直しということなんです。

だから、小水力の取り組みやすいように、政府としてもね、規制緩和をやられている。ですから、状況、政策的な規制も緩和されているんですから、状況が変わってきて、それから、それによって、技術開発も進んでいくという状況がある中でね、その、町としても、実際それに、規制緩和された場合に、どういうふうな対応ができるかということも、今、調べていく上で、今ある、佐用町にある水力の再生可能な地域なんかも、細かく調べ、科学的に調べていくという見地が必要だと思うんですけども、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁。

町長（庵逄典章君） これから技術的にもですね、いろいろと開発、進歩していくんでしようし、まあその、規制なり、そういう法的な問題も、また、整備も、見直しもされていくと思います。

そういう中で、これも県がですね、全体の、やっぱし状況、いくらぐらいな。どれぐらいなポテンシャルがあるのか。こういう調査も、これはまあ、県が、私はしていただいたらいいと思っています。そういうものを受けて、具体的に町が取り組めるかどうか。ただ、私は、小水力についてですね、やっぱし基本的に、今まででも、電力の開発ということが、ずっと長年、日本の国でもされてきて、電力が、可能な所というのは、かなり電力会社で開発されてきたと。ただ、残っている所というのは、当然、今、言う、小水力。大きな発電ができる所は、なかなかないと。だから、小さな所ということですけど、どっちにしても水が要る。落差がいる。

で、佐用のような地形の中でですね、例えば、一番必要な夏場。こういう時に、じゃあ、今の佐用川の状況見てもですね、水量的に、非常にまあ、いっぺんに、本当に、水が流れているか、流れてないか分からない程度の水量にもなってしまいます。

逆に、昨日も心配しましたけれども、大雨になって洪水が起きれば、必ず、その水力発電所というのは、川のそばに作るわけですから、その被害を受ける可能性というのは、非常に高いわけです。このことを、一番、私は、心配をします。

ですから、そういう中でね、今から、どこにどれぐらいあるのかというようなことを調べる。これは、それはまあ、コンサルでも頼めば、ある程度、そのお金を掛ければ、1つの、水量と、落差というものを見て、調べるでしょう。

ただ、それを具体的に設置できるかどうかということまで調べようとすれば、相当な、莫大な費用が掛かります。

だから、私が言っているのは、そういう所の、可能性がある所というのは、ある程度は、その、把握もできるでしょうし、具体的に、やっぱし、そういうことが可能なような状況になった段階で、その一番可能性のあるような所を中心に調査をするというやり方にしていかないとね、今から、それを持って何になるかということです。そういう調査を。

たくさんのお金を掛けてですね、実際にできないような所にお金を掛けて、そして、それを持って、逆に、できる段階で、そのたくさん、実際に、そこを中心にして、詳細な、やっぱし、例えば、事業化に向けた、やっぱし調査をするという形の方が、よほど、合理的ではないかなというふうに思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

5 番（金谷英志君） その、何が、事業化できるかどうかというのは、基礎的なデータがあって初めて、これでできるかということが。初めに、そのできるかどうか、どうやって、それ、経済的にやっていけるか、設置可能かというのは、どうやって判断するんですか。基礎的なデータがないとできんでしょう。

今、水力発電の技術にしてもね、いろいろ、ほんま、小さい会社が進めています。

1つ、例と言いますと、今まで、マイクロ水力発電装置というのは、新しく開発されたいうて、ホームページで、ちょっと調べてみたんですけども、発電量は、水の水量と落差で決まるが、この水力発電は、水車の羽をらせん状のスクリューにすることで、小規模な水路への設置でも可能。水もエネルギーを効率よく電気エネルギーに変換する事を実現したと。こういう新しい技術も報告されています。

この県がやった事業で、三木市に企業があるらしいですけど、三木市のベンチャー企業、ノヴァ研究所という所があるらしいですけど、これが滋賀県で水力発電の開発に乗り出す。幅 1 メートル、水深 15 センチ、まあ、普通、ここら、佐用でもよくあるような、水路だと思えますけれども、幅 1 メートル、水深 15 センチの水路に、直径 1 メートル、幅 50 センチの水車を設置し、発電機を作動させる仕組み。4、5 基を稼働させれば、標準的な家庭、1 世帯分の電力が賄えると。こういうようなこともあります。

これ、いくらぐらい事業が掛かるかということもあるでしょうけども、今まで、だいたい、小水力発電について、1,000 キロワットぐらいには、1 億ぐらい掛かると。その、水路に設置するし、ということには、だいたい 1 億と言われていたんですけども、技術革新で、大分、値段も下がってくると。

それこそ、町長が言われるように、経済的にもやっていけるような、ペイできるような、そういうことも考え、技術的には、進んでいます。

それから、実際に、兵庫県下、兵庫県のこの、多可町でやってます。農業用水に小型の水力発電装置を試験設置して、昨年からデータを集めているんですけども、この中で、多可町は何でしたかという、国なりが推奨する小水力農業利用支援事業の一環で、こういうふうなこともやったと言われているんですね。

ですから、初めに、県なり国なりが、だいたいやっていうことではなくて、この多可町なんかでしたら、それにいち早くね、取り組めるような、基礎的なデータがあったと、私は、思うんですけども、ですから、その、新たに国からやって、県がやって、それで、町がやると言うのではなくって、改めて、その、基礎的な、佐用町にどれだけ賦存量があるかというのは調べて、それに、県なり国なりの事業に乗っていくと。そういう姿勢が大事だと思うんですけども、県なりは、町長は、国なり県なりがやって、調べて、それで、佐用町やれますよというようなとこだったらやりますと言われますけれども、積極的に、佐用町の賦存量を把握していく。それが大事だと思うんですけども。重ねて聞きます。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、お答え下さい。

町長（庵逄典章君） 今ちょっと、お話の中でですね、国や県が、いろんなデータを蓄積

して、市町村に、こういうふうにやりなさいと言うんじゃないかって、まだ、その、そういうものをやってみようということで、試験的にやられている。多可町なんかでね。これは、それで、私らにとっても、そういうことを、試験、どういうものであるか、そういう事業に、国の事業を取り入れてね、そういう施設を作っていくというのは、まあ、それは、1つの、こういうものであると。この程度の発電ができるということの、まあ、実証実験というものと、それと、もう1つ、どれだけの潜在能力があるか。どこが、そういう適地になるのかということ調べるかというのは、また、別の話ですよ。多可町なんかでやっている話は。

多可町なんか、ほんじゃあ、潜在能力、どこにあって、その、どこに、どれだけの発電施設が可能なのか。できるのか。どれだけの発電ができるかというようなことを、まず、調べてやっているわけでも、当然、ありません。

だから、そういう、佐用町における、自然エネルギーの、例えば、潜在能力という、資源というものが、どれくらいあるかということ、調べなさいと。それを調べておくことが必要なんだとおっしゃいますけども、それは、例えば、国が、今、全体で、何千万キロ、自然エネルギーありますよ。太陽光だったら、いくらありますよと言うのと同じであって、その、佐用町だけが、これがあるから安心だというわけでもありませんし、じゃあ、それがあるから、直ぐにできるということでもありません。

ですから、実際に、こうして、そういう水力発電が、1つの、実際の、こういう試験データの下にね、できるということであれば、そういう所を、だいたい調査をして、その中で、事業化が可能なかどうか。採算性が、本当にこれで、取れるのかどうか。そういうことをやっぱし、考えるべきであって、僕は、金谷議員が、何か全て、最初に、そういうものを、調査をしておかないと事業ができないんだというふうに言われますけれども、私は、そうではないというふうに思っております。はい。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

5 番（金谷英志君） 最初に、町長も、事業に取り組むかどうかは、その判断する判断材料としては、基礎的なデータは、私は、必要だと思う。どんな事業にしてもね、基礎的なデータがあって、これに取り組むかどうかというの判断の基準になると思うんですけれども。

これ、小水力のことが、先ほど、町長、国なり、県なりがやられる調査と、佐用町のやられる調査は一緒だと言われる。僕、違うと思いますよ。国なり、県なりがやる、さっき言いましたように、国は、どういうふうに太陽光のやつも調べたかということ、地図上で、パッと見て、だいたい、これくらいだろうと。大雑把な、ほんまに大雑把な調査で、こういうふうなことは、出て来たと。

まあ、総務省の、この事業の中でやっておられますから、そういう調査でええということで、やられたんだと思うんですけれども、実際に、細こうに、それ、どれくらいなエネルギーがあるというのは、国なり県なりがやる調査では、私、分らないと思います。

岡山県がやった、先ほど言いました調査でも、コンサルに、これ、委託してやっているんですけれども、だいたい県なりも、細かく調査するとなれば、コンサルに委託するでしょう。ですから、コンサルに委託した中でも、今ある、現在の水路とか、そういうのを調べて、実際にどういうふうなことがあるかと。できるかという。岡山県の調査にしても、それくらいの程度なんです。

ですから、実際に、水路を作ることにも可能ですからね。作って、新しく、引いていうこともありますから、今ある水路なんかについて調べた結果が、岡山下でも、だいたい 28 箇所。環境省がやった調査、全国的なん当てはめてもね、全然、その調べ方が、ほんまにこれは、今ある施設の中で、流量の中でやっていけるというのは、岡山県でも 28 箇所。無茶苦茶少ない数やと思います。

環境省のやった調査でも 1 万何ぼ、その 1,000 キロワット以下でもあるわけですから、それから見てもね、実際、少ないなと。どういうふうに、調べるかということもあるんですから、細こうに、佐用町でも調べたら、もっと、国なり県なりが言うことじゃなしに、もっと可能な所が出て来ると思うんです。

その見たら分かるというのは、それで言われてもね、科学的に、その裏付けがない所で、そんなもん、佐用町にはありませんよと言われてもね、ちょっと納得できないいうところがあります。

この小水力のことが、地域社会における影響ということも初めの質問の中にも挙げているんですけども、この小水力発電、もし、取り組むとしたらね、だいたい、さっきも言いましたように、1 基が 1,000 キロワットぐらいで 1 億ぐらいかかるとすれば、今の段階ですれば、小水力発電の施設設備には、まず、測量設計、それから、土木、機械、電気設備など、業種の、いろんな業種が、それに、佐用町でも取り組めるような、それになるんですね。

ですから、一種の、公共事業としてもね、それ、取り組めるような位置がある。

町がやる公共事業ですから、全体に、そうなる。経済的に、ペイできるというのは、それは、ベストでしょうけれども、町内の、経済の振興という意味でもね、それは、取り組むべきところがあるんじゃないかと思うんですけども、実際に、それは、税金に対する、その中で、税金でやるわけですから、町民的に還元しなければならないということもありますけれどもね、しかし、町内の経済の循環ということも考えれば、町で取り組める小水力発電にも、そういう研究もね、必要ではないかと。その観点からは、町長、いかがですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

町長（庵造典章君） エネルギーをですね、いかにこれ、本当に、これから確保していくかというのは、本当に国挙げて、本当に大変な、一番大きな課題だというふうに思います。

ただまあ、そういう中で、いろんなエネルギー、自然、再生可能エネルギーというものについて、今、研究が、研究と言いますか、取り組みが、いっきに、こういう社会状況の中で始まっているということですけども、特に今、小水力発電についてですね、具体的に、いろいろとお話をいただいておりますけれども、その中で、ただ、太陽光についても、エネルギーの中でも、エネルギーの確保と同時に、雇用なり、また、所得の創出というようなこともね、こう、生まれてくる。こういうことを、やっぱし考えていくということ。これは必要だというふうに思っております。

ただ、例えば今の、土木事業のために、まず、それをやるという。これはまあ、反対ですね。これは、二次的に生まれてくるものであって、最初に、エネルギーが、これが必要であり、こういう施設が、建設することが、地域にとって、町にとっても、必要であるという中で、その事業を行った中で、必然的に、そういう事業、仕事が、また、新たに生まれてくるということでもありますから、まあ、1 億ぐらいで、1 キロワットということがね、具体的に出てますけども、それは、非常にまあ、私は、当然、採算を考えた時に、1 キロで 1 億ぐらいでできるんですしたら、採算性は取れるというふうに思いますけれども、なかなか、そんなものではできないなということも、聞いております。

それから、今、先ほど、お話にあったね、水路の中で、4基、5基設置すれば、1軒分ぐらいなものができる。ですから、そういうね、実験的にはできるんでしょうけれども、具体的に、そこに、そういう水路に、1軒分の物を、たくさんの物をずっと、その何十軒の集落の中でつくるといいうわけにも参りませんし、非常にコストも高いだろうというふうにも思いますし、今の太陽光の発電でも、これは発電する期間が、非常に短いですが、しかし、今、設置しているのが、太陽光1キロワット当たり、だいたい60万から70万ぐらい掛かっています。ですから、まあ、4キロぐらいないと、1軒分が賄えないということで、250、260万ぐらい掛かっているわけですね。

ですから、そういうことを考えると、なかなか、エネルギーを、具体的にこれ、使えるエネルギーにしていくというのは、本当に大変な、難しい、いろんなハードルを越えなきゃいけないというふうには、当然、誰もが、これは分かっていることだと思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

5番（金谷英志君） 今年、国が取り組んでいる事業、先ほど言いました、農山漁村再生可能エネルギー供給モデル事業というのが、その中で、佐用町にも当てはまるようなものが、小水力等農村地域資源利活用促進事業というのがあります。これは、小水力等発電設備の導入に係る調査設計や協議調整の支援、低コスト小水力発電施設の導入等に向けた実証等の取組への支援を行うと。こういうものをメニューとしてあるんですね。実際、これについて、これ、農業ですから、これも、企画防災課の方では、検討されたんでしょうか。実際、今年度、国の方の予算であって、こういうことをやるということですから、これについては、町としては、どういうふうな。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、お答え願います。

町長（庵逄典章君） 国から、今年の予算が、いろいろとメニューを示されて、それを県が受けてですね、県の各、それぞれの、それを、国の事業メニューを受けた、その担当課がまとめた、県の今年度の施策、その中にも、そういうものが全て入って来ております。当然ね。それは、企画防災課の方、担当の方にも渡しております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

5番（金谷英志君） 具体的に、その企画防災課の方へ渡されて、これについては、検討は、どういうふうにされたんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まだ、具体的な検討はしてないと思います。

ですから、私は今、そのまず、可能な、太陽光、これが、そういう形で出て来ましたので、買取価格というのが明確になり、その場所的にも、ある程度限定した中で、今、事業化に向けて、逆にね、そういう研究じゃなくて、事業化に向けて、もう、進めるようにという指示で、今、動いております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

5 番（金谷英志君） 最初の質問で、町長、太陽光とバイオマスの方には、ちょっと、佐用町でも有力だという話がありました。

で、最初の質問でも言いましたように、バイオマスタウンというのが、近くでは、岡山県にありますけれども、真庭市、例を挙げましたけれども、これは、全国で、平成 22 年までに 300 地域。平成 18 年ぐらいから、そういう構想があったようですけれども、平成 18 年に、全国で 35 地域があったみたいですね。バイオマスタウン構想というのがね。

それで、22 年までに 300 地域とするということでやられてきたようです。その中に、真庭市なんかも入っておるようですけれども、この事業については、佐用町、有望ないうことも、町長、思っておられるようですから、これまで、平成 18 年に始まって、こういうことも受けて、原発事故なんかも受けてね、いうこともありますけれども、このバイオマスタウン構想については、町長、どういうふうに、取り組んでこられたか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

町長（庵逄典章君） これは、担当者の方も、そういう、特に、真庭市等にも視察に、現に、見に行ってますね、状況も見えて来ておりますし、また、隣の宍粟市なんかもですね、当然、バイオマスということですけども、木質ペレットですね、これを燃料に使うというようなことで、今、実際のペレット施設なんかも、設置してやっております。

で、そういう研究を、まず、当然ここに、元々の森林資源というものがありますから、これをいかに、うまく使えないのかと。そのことによって山の管理も同時にできないかということも含めて、今、そういう実際の実例についてね、研究をしています。

ただ、やはり、見に行きますと、報道ですと、何か、非常にバイオマスということで、非常にいい方向で、全て順調にできているようですけども、実際には、問題点は、たくさんあります。

真庭市なんかもですね、やはり大きな、ああした木材工場があって、その工場が、いろいろな廃材を利用してきたという実績の中で、それをまあ、更にある程度進めているということであってですね、実際、エネルギーを目的に、最初から、山、森林木材をですね、切り出してですね、それで使うということになると、まだまだこう、採算が全く取れないと。

県下でも、丹波の方でですね、そういう、森林組合が、ペレット工場を建設して、市内のですね、学校施設や、また、公共施設のボイラー、そういう所で使うというような方法で取り組んでますけれども、これも、なかなか採算性が取れないというふうに聞いておりますし、ただ、実際、これからの石油価格とかですね、そういうガスの、天然ガスの価格、

こういう物も非常に上昇してくる中で、また、環境面から考えた中で、この木材資源、これは昔から、以前から活用してきたものであり、改めて、木材資源の活用ということは、これはやはり考えていかなきゃいけないということと。

それから、佐用町にとって、今、1つの状況として、クリーンセンターが、来年の4月からですね、新しい所に行きます。ああいうクリーンセンター等の敷地や施設なんかも活用できないのかというようなことを研究するようにということを、担当課の方にも指示をしているところです。

ただまあ、先ほど、お話ししましたように、なかなか、採算とかね、いろいろと研究すればするほど、いい所もあるけど、問題点もたくさん出てくるということで、どのレベルで、どの段階で、踏み切っていくか。この点が、非常にまあ、難しいなと思います。今後の、やっぱり、町の将来的な、やっぱり財政負担、大きな物を作ることによって、財政負担が増すということについては、非常にまあ、町民の皆さんにも、逆にご迷惑を掛けるといことにもなりますので、その点は、十分研究をしながら、できることはやっていきたいというふうに思ってます。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

5 番（金谷英志君） 町長言われたように、そのバイオマスについてはね、中々、難しいところもあります。

1つ、言われているのが、バイオマス。主に、まあ、言うたら、発電に限って言いますとね、バイオマスの発言に限って言いますと、結局は、火力発電なんですね。バイオマスについても。石油なり天然ガスの代わりに、そのバイオマス、木材を使うということですから。その比較したデータがあるんですけども、建築廃材の発熱量は、石炭の3分の1。石油の5分の1。天然ガスの6分の1で、それだけ掛かる。3倍なり6倍なりの、そのバイオマスの原料が要ということが、1つは、それはネックではあるんですけども。

それから、燃料の、先ほど、調達や運搬、保管、供給が、今までの、石油燃料に比べて、単純に3から6倍ということよりも、まだ、掛かるようなことがあります。

ですから、真庭市でも、真庭市、先ほど、町長言われたように、製材所なんかが、7箇所ぐらいあって、その、らしいです。ですから、山にも、そういうふうな森林の資源が、真庭市でもあって、それを利用したいということもあるんですけども、佐用町もね、現状としては、その面積に占める森林割合や、バイオマスの賦存量なんかは、それほど、率としてはね、真庭市と変わらないような、山間部ですから、佐用町も。それで、真庭市が取り組んでいる中で、実際ね、全国的な、そのバイオマスの賦存量が、調べたのがありますけれども、だいたい、年間、森林残材で400万トン。それから、建築廃材で500万トン。それから製材の残材で600万トン。合計で1,500万トンぐらいが、年間であるだろうというふうな見込みも示されているんですね。

だから、佐用町でも、その1つのデータとしてね、佐用町でも、先ほど、小水力でも言いましたけれども、実際に、森林残材とか、その廃材の、どれぐらい、佐用町であるか。近隣からも入るということも考えられるでしょうけれどもね。それもある程度、データとして調べて、その、バイオマスの方でも、これが必要ではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。調査がね。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まあ、お話のように、やっぱり、このエネルギーとして使うんには、今の時代ではですね、やはりこれは、火力発電と一緒に、これを燃料にして、電気を起こすというやり方、こういう方法に、どことも、バイオマス、バイオマスと言っても、そういうことなんでしょうね。

それから、まあ、直接、ボイラーに使ってお湯を沸かしたり、暖房したりというやり方、両方です。

ただ、非常に熱効率が、バイオマスね、カロリーが低いという、ほかの石炭や石油に比べてですね、そういう中で、大量にやっぱり使わなきゃいけない。だから、それは、ですから、今、どことも、実際に、全国でも、ある程度事業化としてやっている所は、副産物として出て来た物を、ただで、無料で燃料として使える。言うたら、今まで産廃として、例えば処理しよったものを、その燃料に使えるとか、真庭市なんかでも、その大きな製材所なり木材工場があって、そこで出て来た端材、また、かんなくず、削った材料というようなものを使っているわけです。

だから、その燃料費というものが、非常に安いということで、何とか、採算性に合っているということです。

ですから、佐用町なんかにおいてはですね、そういう工場なり事業所がないんですね。小さな製材所はありますけども、ほとんど、そういうことは期待できない。そうすると、丸々、その燃料のために、山で伐採して、運んで使わなきゃいけないということで、非常にまあ、コストが掛かるということで、非常に、単独でやっていくというのは、その点が、非常に難しいと思っております。

で、一番ね、私はまあ、これはちょっと飛躍していくんですけども、関西電力、電力会社がですね、やはり、この木材を使った火力発電所を、やっぱり建設すべきだと思っております。

で、関西電力が一番遅れているんですね、この点が。中国電力なんかにはですね、もう、木材の火力発電所があるんですよ。だから、東北にもあるというふうに聞いてます。ですから、関西電力は、どうしてもまあ、原子力発電というのを比重を高めて、そちらの方へ、ドンドンと行きましたから、その木材の発電所というのがないんですけども、やっぱり、その近隣に、例えば、近く、姫路なり、例えば、そりゃあ佐用町なりに、そういう、その発電所ができれば、そこへ燃料を供給するという形で、やれば、一番効率がいいわけなんで、私は、この間、関西電力の方にも、こういう状況の中でね、是非、電力会社の責任として、そういう、実際に存在する、このエネルギーを、電力として使うために、電力会社が、その発電所を、まず、作って、近隣の、この木材資源というものを、エネルギーに活用していけるようにですね、して欲しいということは、申し上げたところです。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

5 番（金谷英志君） まあ、そういうふうに、関西電力の方で、やられれば、いいんだけど、まあ、電力会社は会社ですから、それで、先ほど、町長が言われたようにね、高い材料を使うて、それをまたしよったら、電気代に添加されるとか、そういうこともありますのでね、それができれば、いいんでしょうけれども、なかなか、その、材料が高い中で、

安い化石燃料に、今のところ安いと言われてる化石燃料に、地域でやるからこそ、これは、地域なりの循環があって、ある程度、できるということだと思っんですよ。その発電についてはね。はい。発電については。

ですから、それが、まあ、町としてはね、ですから、そういうふうな調査もやられて、1つ、バイオマスの発電について、問題点が、バイオマス燃料の安定的供給。山から出して来ていうようなもんあります。それ、安定的な供給ができるのかということが、1つの問題点としても、挙げられてますし、1つは、森林資源の切り出しや運搬、加工、そういうようなもんも問題だということもあります。

それから、廃熱の利用をどうするのかというようなことも、熱の利用の方でもね、言われてますけれども、そういうような、町長も、ある程度、関西電力に、そういう構想も話されたという話を、そういう構想も持っておられるようですから、バイオマスについては、電気だけじゃなしに、森林資源の保全という意味でもね、ある程度、電気を起こすということだけではなく、電気以外に、肥料としてやるとか、そういうようなもんも、バイオマスの利用としてはあるわけですから、全体の、その真庭市なんかでも、バイオマスタウンというのは、いろいろ、観光なんかにも、それは利用されて、森林を整備して、観光にも利用する。真庭市なんかは、温泉地も抱えてますから、そういうことも取り組んでおられるようですから、全体として、森林資源を生かすという意味で、今回も、自然エネルギーの活用ということでも質問を挙げてますけれども、全体的なね、森林資源の有効活用という面でも、そのバイオマスにはね、もっと取り組んでいくべきだと思っんですけれども、その点は、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） バイオマスという言葉になると、何か、ちょっと化学的に、それを变化させて使っているように見えるんですけども、まあ、本来、自然の有機物、植物なり生物、そういうものを使って、少なくとも、エネルギーであり、また、生物の堆肥、肥料ですね、栄養ですね。栄養もエネルギーですけども、そういうものにしていくということだと思いますから、これ、当然まあ、今、改めて言うべき新しいことではなくって、ずっと以前から、私たちの生活の中で、そういうことをやってきたわけですね。だからまあ、それが、その、時代の、こういう大きな流れの中で、新しい技術なりで、全く、化石燃料というような物が、ドンドン入って来てですね、使われなくなったんですけども、今回の、こういうエネルギーの状況からですね、改めて、そういう、そのエネルギーの問題と同時に、その森林資源や、また、雑草も含めてね、そういう、その物が、ドンドンまあ、生物が生長している。それをいかにうまく、生活の中で使っていくかということだと思いますから、堆肥にしたりですね、肥料化して、また、それを有機栽培に使い。また、それを農業にということで、農業の振興にも役立てていくとか、活用していくとか、当然まあ、いろんな形でまあ、総合的に考えれる、考えるべき問題だというふうに思っておりますので、この点は、いろいろと研究をし、具体的にできることは、早くやっていきたいなと思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、残り4分になりました。金谷議員。

5 番（金谷英志君） 自然エネルギーについては、再三言っているようにね、佐用町の調査もしていただいて、取り組んで、まあ、最初の答弁でも、検討、技術的な検討もしていくということですから、と思います。していただきたいと思います。

次に、けんこうの里三日月の利用促進について伺います。

けんこうの里三日月は、町民の健康・福祉の増進を目的に運営されていますが、これに沿うよう活用、利用促進が必要であります。

スポーツジムのように体力強化の他、高齢者の介護予防的健康づくりなど、トレーニング機器の活用をどう進めるか。

ゲートボール場とトレーニングルームの活用と連動した運営など、温泉風呂の利用者増にどう取り組んでいくのか伺います。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） 3 分しかないですけども、全部、私の方で、途中になってもいいですから読み上げたらよろしいか。

議長（西岡 正君） はい。

町長（庵逄典章君） 答弁させていただきます。

それでは、次に、けんこうの里三日月の利用促進をというご質問の、最初に、スポーツジムのように体力強化のほか、高齢者の介護予防的健康づくりなど、トレーニング機器の活用をどう進めるかということについてのご質問にお答えをさせていただきます。

けんこうの里は、平成 7 年 4 月にオープン以来 17 年が経過をしております。オープン翌年の平成 8 年度の利用者数を調べますと、8 万 2,103 人をピークに、以降、利用者は減少をしており、平成 23 年度には 2 万 4,365 人となっております。

利用者の内訳といたしまして、トレーニングルームは、平成 8 年度が 3,250 人。平成 23 年度では 1,740 人となっております。

また、ルーム内にある機種といたしまして、14 種 25 台の健康、トレーニング機器が揃っており、開設当初は専門のインストラクターを配置し、利用者個々の目的と体調に合った指導などが行われてきたところであります。

また、今日まで、温泉水の揚水ポンプ取替え工事、湯元ポンプの修繕工事並びに施設内の改修工事や浴槽改修の修繕、ゲートボール場の土の入れ替えなど、快適にご利用いただけるように修繕や改修を行ってきたところでございます。

このように、町民の健康維持と増進を目指してきておりますが、一般高齢者がトレーニング機器を使用する筋力向上トレーニングにおいては、それなりの指導者のもとで実施しないと、かえってケガをする恐れもあるということでもあります。このことから、トレーニング機器を使った介護予防の実施は、非常に危険を感じるところであり、活用にはいたっておりません。

次、2 点目のゲートボール場とトレーニングルームの活用と連動した運営など、温泉風呂の利用増についてどう取り組むかということについてであります。先ほど申し上げましたように、利用者数の内訳といたしまして、ゲートボール場と浴室の利用者数は、平成 8 年度が 7,281 人と 6 万 9,340 人。平成 23 年度が 2,948 人と 1 万 9,232 人となっております。

す。

また、ゲートボール場の利用者といったしましては、高年大学ゲートボール部、グラウンドゴルフ部及び地元地域のグラウンドゴルフチームの方々が、毎月定期的に利用されているところでありまして、浴室の利用者は、年々、顕著に減少しておりますが、ゲートボール場においては、緩やかな減少となっており、この方達をはじめ、町民の皆様の健康維持と増進を図るため、温泉風呂への利用につながるよう取り組んでいきたいと考えておりますが、開設後 17 年を経過した今、施設そのものの老朽化が進み、毎年修繕を要する箇所が増加しているのが現状でございます。

今後、経費の節減にも取り組みながら、利用できる時間帯も含め、施設の維持管理等の検討も必要だというふうに考えております。

以上、簡単ですけど、答弁とさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい。

5 番（金谷英志君） 終わります。

議長（西岡 正君） 金谷英志君の発言は終わりました。

ここで、お諮りをいたします。昼食のために、午後 1 時まで休憩したいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） はい、ご異議なしと認めます。よって、休憩に入ります。

午前 11 時 43 分 休憩

午後 01 時 00 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き再開をいたします。

続いて、笹田鈴香君の発言を許可いたします。

〔 8 番 笹田鈴香君 登壇 〕

8 番（笹田鈴香君） 8 番、日本共産党の笹田鈴香でございます。私は、町民の暮らしと命を守る上での町長の見解を問います。そして、中山間地域等直接支払制度など補助事業の見直しを国・県に求めよという 2 つの、今日は、質問をしたいと思います。

年金は下がる、介護保険は上がるし、ほんまにどうなるんや。生活できへん。これだけ生活しにくくなっているのに、一般国民のことなんど分からんのかと怒りの声を、このところよく聞きます。この 4 月から、既に介護保険、後期高齢者医療、国民健康保険の保険料や保険税が、次々と引き上げられています。その一方で、年金は、今後 3 年間引き下げられます。その上、まだ追い討ちをかけるかのように、民主、自民、公明の 3 党合意で消費税増税が採決されようとしているわけですが、年金生活や低所得者、高齢者などにとっても、ますます厳しい生活を強いられることとなります。その結果は、6 月の、この年金の振込みを見て実感された方、また、実感される方が、たくさんいらっしゃると思います。

特定健診が 5 月から始まっていますが、3 月議会の当局答弁では、受診率は 27 パーセントでしたが、目標の 65 パーセントには、半数にも満たない低い数値です。病気の早期

発見、早期予防は国保会計にも、大きく影響してきます。

今までも再三指摘してきましたが、町民の暮らし、命を守るという点から、町長として、このような実態をどのように受け止め、対応していかれるのか見解をお伺いします。

まず、介護保険についてお尋ねします。平成 12 年度より実施されている介護保険制度は、今年で第 5 期目に入っておりますが、4 月から訪問介護の生活援助の時間が短縮されました。従来の 30 分以上 60 分未満が、20 分以上 45 分と、45 分以上に短縮され、60 分の援助が一律 45 分にされるなど、利用者の苦情が広がっていると聞きます。厚生労働省は、今までの時間は可能との通知を出し、大阪市、広島市、川崎市、新潟市なども、事業者はこの内容を徹底する通知を出しています。

そこで、まず 1 点目ですが、訪問介護の生活援助の時間短縮の本町の実態はどうなっていますか。

2、従前時間可能の通知をどう考えていますか。内容を徹底すべきではないでしょうか。

3、保険料が 3,600 円から 5,100 円に引き上げられましたが、これは高齢者にとって、大変負担が大きい。今後、赤字になった時は、一般会計からの繰り入れをするべきではないでしょうか。

次に、後期高齢者医療制度ですが、後期高齢者医療制度では、保険料は年金から天引き、1 万 5,000 円以下の年金受給者は普通徴収されます。滞納すると保険証が取り上げられます。年金が段階的に 3 年間で 2.8 パーセントの引き下げになりますが、高齢者をますます苦しめることになります。

1、22 年度決算の保険料の滞納は 15 件となっておりますが、佐用町の保険証の取り上げの実態はどうなっていますか。

2、今後、それを、どうされるのでしょうか。

3、国の制度だからとか、きちっと運営できているという、町長の答弁でしたが、問題点が出ています。例えば、年金からの天引きとか、保険料の、その、今言う、強制的にというか、年金からの天引き。それから、年齢で、75 歳という年齢で差別する。こういった問題点をどのように考えておられるか、お尋ねします。

最後に特定健診について伺います。特定健康診査等実施計画が策定されて平成 20 年 3 月から実施しているわけですが、町ぐるみ健診と比べると受診率が低い原因、低くなっていますが、その原因は何だと思われますか。受診率を高め町民の健康を守るというために、どう考えていらっしゃるのか町長の見解をお伺いします。

そこで、まず 1 番目は、特定健診の実施計画では 24 年度の受診率は 65 パーセント。現状が 27 パーセント。目標は達成できますか。

2、申し込み用紙は、今年は、どのようにされましたか。前年度の受診者には案内を出すなどの検討をすべきだと思います。

3、血液検査に貧血などの項目を入れ、元に戻すべきです。

4、送迎バスの運行を、再度、再度運行するよう求めます。

そして、5 番目なんですが、がん検診の検が、申し訳ありませんが、健康の健になってますので、検査の検に訂正をお願いします。

5、同時に実施する、がん検診の負担が大きすぎます。負担の軽減を検討すべきです。

6、社会保険などの扶養者で受診できないという人がありますが、同じ佐用町民であり、佐用町として保険者等に働きかけをしてはいかがでしょうか。

7、特定健診は 40 歳から 75 歳以下の人を対象とし、生活習慣病の予防のためといいますが、従来の町ぐるみ健診内容も加え、町独自でも実施すべきだと思います。

以上、この場での質問を終わります。

議長（西岡 正君）

はい、それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、笹田議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

最初に、介護保険についてのお尋ねでございますが、1点目の、訪問介護の生活援助の時間短縮の本町の実態はどうかということでございますが、平成24年4月の介護報酬改定に伴い、訪問介護サービスにおける生活援助中心の時間区分が見直しをされました。

本町において、この改定に係る訪問介護事業所は2箇所ありまして、いずれの事業所においても利用者の意向や状態に従いサービスの提供を行っております。利用者の意向も確認せず、生活援助の提供時間を一律に短縮しているような実態はございません。

また、現在のところ町へ利用者からの苦情が寄せられたこともなく、ご指摘のような問題は起こっていないと考えておりますけれども、いつ、どのように聞かれたのか分かりませんけれども、問題が生じているのであれば、具体的に、その問題をお聞かせをいただきたいというふうに思います。

次に、従前時間可能の通知をどう考えているか。また、内容を徹底すべきだとのお尋ねでございますが、平成24年3月に県内全事業所を対象とした兵庫県が開催した平成24年度介護報酬改定等説明会において、ご指摘の大阪市をはじめとする各市から出されている通知文と同内容のことについて既に説明をされております。また、4月には、厚生労働省からもQ&Aで、改めて注意喚起がなされております。

町内の事業所は、これらを確認し、配慮した上で、先ほど説明申し上げましたとおり、適切なサービス提供を行っておりますので、町として改めて内容徹底の通知をする必要はないというふうに考えております。

次に、保険料が3,600円から5,100円に引き上げられたが、高齢者にとっての負担が大きい。今後、赤字になったら、一般会計からの繰り入れをすべきではないかというお尋ねでございますけれども、第5期介護保険計画における月額介護保険料の全国平均が4,972円、兵庫県の平均が4,982円というふうに公表をされております。

本町においての5,100円という負担につきましては、高齢化が著しく、介護施設の整備も進んでいる本町の状況では、やむを得ない面もありまして、皆様にご理解をお願いをしているところであります。

また、本質問について、一般会計からの繰り入れという点でございますが、以前からご説明申し上げてますとおり、一般会計からの赤字分についての繰入につきましては、介護保険料減免の3原則により行ってはならないとされております。これは、保険制度の趣旨から遵守しなければならないものであります。

また、保険料額の上昇につきましては、このたび全国平均で約20パーセント、兵庫県平均で約15パーセント上昇しており、決して本町のみの問題ではなく、国全体で対処していくべき問題でもあります。

現在、国会において、まさしく社会保障と、その財源のあり方の抜本的な改革が議論されているところでもあり、この議論の動向を注視しながら、本町としても介護保険事業運営の健全化に向けた取り組みに全力を挙げてまいり所存でございます。

次に、2点目の、後期高齢者医療制度についてでございますが、22年度の決算の保険料の滞納は15件だが、佐用町で保険証の取上げ実態はということのご質問でございますが、まず、申し上げておきますけれども、保険証の不交付という取り扱いがあっても、取り上げというような対応の仕方はございません。佐用町を含む、兵庫県下におきまして、後期高齢者医療被保険者証の不交付も、また、ございません。短期被保険者証の発行件数は、

本年4月末で、佐用町では5件、兵庫県全体で5,268件交付しているというふうに聞いております。

2番目の、今後どうするかというご質問であります、取り上げというような取り扱いはしておりませんので、お答えすることはありません。

国の制度だから、また、きちんと運営できていると答弁しているが、問題点が出ている。75歳という年齢で差別することや保険料の強制的な年金からの天引きなど、問題点をどのように考えているかとのご質問でございますが、後期高齢者医療制度につきましては、国の医療制度の一環として、第3次小泉内閣が提出をし、成立した健康保険法等の一部を改正する法律により、法律名を従来の老人保健法から高齢者の医療に関する法律に変更した医療保険制度であります。

まず、問題とされております年金の天引きでありますけれども、当然、それぞれが、公平に、この保険料を負担をし、支払っていかなければならないものである以上ですね、年金から、自動的に支払っていく。天引きされるという方法は、支払う方についても便利であり、わざわざ、金融機関に出向いて支払うことの方が、高齢者にとって大変大きな負担ではないかというふうに、私は、考えており、問題とされていることについて、強制的にですね、何か、余分なお金を支払っているというふうに受け止めるような言い方に聞こえますけれども、これは公平に皆が支払うべき保険料であり、その支払方法について、年金からの天引きというのは、非常に合理的ではないかというふうに思っております。

また、その保険料につきましても、これは公費が50パーセント。また、各それぞれの、いろんな保険者から40パーセント。その上で、受益者から10パーセントという負担になっておりまして、その後の医療費につきましても、本人負担は10パーセントとなっており、高齢者に、非常に配慮されているのではないかというふうに考えますし、また、その保険料そのものにつきましても、低所得者の方に対しましては、国民健康保険であれば、最高7割の減免がされておりますけれども、8.5割までの軽減がされるなど、負担軽減において、高齢者、また、低所得者に対する配慮も十分されているというふうに考えております。

そういう意味で、私は、この後期高齢者医療制度という制度そのものの中身につきましては、現在の社会保障、医療保険の中で運営していく上で、妥当なものではないかというふうに考えております。

次に、3点目の、特定健診についてのお尋ねでございますが、特定健診の実施計画では、24年度の受診率が65パーセント。現状は27パーセントであり、目標達成はできるのかとのご質問でございますが、平成22年度の計画目標受診率50パーセントに対し、実績受診率26.8パーセント。平成23年度計画目標60パーセントに対して、見込み受診率が32.3パーセントと、年々実績等の受診率の向上傾向にもありますけれども、平成24年度計画目標受診率65パーセントに達することは、現時点では困難と考えます。更に、受診率の向上のために、日程の追加等を検討して参りたいと思います。

また、申し込み用紙、今年はどうしたか。前年の受診者には案内を出すなどの検討をすべきではないかとのご質問でございますが、申込用紙は3月広報誌と一緒に全戸配布をし、健診日程をお知らせをし、また、国民健康保険加入者の40歳から74歳の方全員に、特定健康診査の受診券を郵送をし、集団検診、町内指定医療機関での個別健診に対応できるように実施をいたしております。

血液検査に貧血などの項目を元に戻すようにとのご質問でございますが、この検査につきましては、過去の検査結果や医師の問診により必要な方だけを実施することとなっております。

送迎バスの運行を再度実施すべきとのご質問であります、この件につきましては、町

内巡回の、さよさよサービス、コミュニティバス等、各自、交通機関の利用により、受診をお願いをしております。

同時に実施するがん検診の負担が大きすぎるとの質問でございますが、従来から、がん検診につきましては、70 歳以下の受診者につきましては、費用の一部を個人負担金として、ご負担を願っております。町民の皆様の命にかかわる大切な、がん検診であることは、言うまでもなく、がんの早期発見、早期治療につながりますので、今までどおりの、一部個人負担で受診をいただくように、ご理解をいただきたいと思います。

社会保険の扶養者で受診できないという人もあるが、同じ佐用町民であり、佐用町として保険者等に働きかけよとの質問でございますが、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は、被保険者及び被扶養者に対し、生活習慣病に関する特定健康診査及び特定保健指導を実施すると定められております。協会健保、建設国保等の他保険者であっても、受診券が交付される場合は、受診券に記載された金額をご負担いただくことで受診できるものでございます。

特定健診は 40 歳から 75 歳以下の人を対象とし、生活習慣病の予防のためということが、従来の町ぐるみ健診内容も加え、町独自でも実施すべきというご質問でございますが、39 歳までの方や、75 歳以上の後期高齢者医療保険加入者、生活保護世帯の方などにつきましては、ＪＡ兵庫西、姫路市医師会及び兵庫県後期高齢者広域連合及び佐用町の健康増進事業として、同時に健康診査を実施いたしております。

従前のように市町村が実施主体ではなく、複数の医療保険者が実施する健康診査ということで、足りない項目を町単独で補うというものではないということを、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8 番（笹田鈴香君） 再質問をさせていただきます。

まず、最初の介護保険ですけれども、本町の実態はということで、お尋ねしたわけですが、現在、苦情も、今のところで出ていないということなんですが、結局、30 分以上 1 時間未満が、20 分以上 45 分ということで、金額的に言いますと、単位で計られるんですが、だいたい 30 分以上 1 時間未満が、今までですと、229 単位。お金に換算すると、この負担率が 229 円ということで、これが 20 分以上 45 分で 190 単位。190 円になったわけです。

で、それと 1 時間以上が、291 円。1 単位が 45 分以上で 235 円ということになったわけで、これらなんですけれども、実態としましてね、佐用町では、今度、これを、変わったことによって、今まで 1 時間していた人が、30 分以上 60 分までの人が 45 分になるわけですが、全員 45 分にされたか、それとも、プラスしてでも 60 分にしようとしたのか。そのへんの人数的なものは、どのように変わっていったのか、教えてください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 細かい数字は、また、担当の方が分かれば答弁させていただきます

けれども、今、介護保険のサービス料の単価ですけれども、1単位1円ではありませんので、1時間229円でサービスができるわけではないので、1単位10円。だから、その単位であれば2,290円ということが、それで運営を行っているということでもあります。

森下課長、分かりますか。後。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） それでは、ご質問の内容について、数字的に申し上げたいと思います。

先ほどもありました、訪問介護の30分以上60分未満。これが、議員のおおせられたとおり、単位で申しますと、従来でしたら229単位、1回ということで、金額は、先ほど、町長が申しあげましたように2,290円でございます。

ですから、今、何円と言われたのは、今度は、負担の方ね。利用者負担は1割というのが原則でございますので、実質は、1割の229円が各個人のご負担になるという結果になるかと思えます。

それで、先ほどの件なんですけど、答弁の方でも申しあげましたように、町内の事業所につきましては2事業所でございます。町民の方は、全て、その2事業所の方を利用されておられるわけなんですけど、参考までに、この24年の3月と24年の4月の、その動きの方を事前に調べさせてもらいました。

人数的に申し上げますと、30分以上60分未満の方は、3月利用者は89名でございました。で、この、もう1つ60分以上ですね。60以上の利用の方は、20名。合計、訪問介護は、109名の方が、3月に利用されておられます。

で、4月で、介護報酬の改正がありました。報酬単価の改正がありまして、20分以上45分未満の方、利用者は23名。45分以上の方が93名利用されております。合計は、116名ということで、確かに、3月、4月は、必ずしも同一の方ということ、限りませんので、人数の増減等はございます。

そういったこともありますので、実際に、3月に60分程度、つまり30分以上60分未満、60分程度を利用された方について、さあ、4月は、こういったサービスを利用されたかなということも調査させてもらいました。そうしますと、3月のサービス時間60分程度であった方につきましては、1名は、4月に利用されておられませんでしたので、88名中、4月に、そのまま、60分程度利用された方が68名。4月サービスを45分程度以下に抑えられた方は、19名というふうな形出ております。

内容的には、提供時間が45分程度以下に短縮した主な理由としましては、利用料金が安い方がいいかなという考えの方もいらっしゃいましたし、それから、45分程度以下のサービスを、うまく利用して、例えば、午前と午後の利用とか、ほかのサービスと、うまくこと利用していくというような、2回提供するようなサービスを利用された方もおるといふふうな形で聞いております。

以上でございます。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8 番（笹田鈴香君） ということは、結局、45 分以上でいうことで、60 分の人が、45 分未満。ちょっと待ってね、ええっと、60 分以上。

 すいません。もう 1 回確認したいんですけど、60 分以上が、今までは、20 人でしたね。で、今度、4 月に改定されてからは、45 分になりましたから、45 分以上が、98 人ですか、になったわけですけども、そしたら、この 60 分未満の人が、今度、20 分以上 45 分でする場合ね、人数が、凄い減ったわけですけども、まあ、金額的にも高くなるいうことで、変わったと思うんですが、そうすると、この 15 分間という短縮されて、苦情が出ているということを言ったんですけど、それは都会的な発想で、今、佐用の方では、ないということだったんですが、結局、まだ始まったばかりなので、45 分で、どれだけ援助してもらえるかという意味でね、現実的に、これで満足されるかどうかという気もするんですけど、そのあたりは、どのように考えておられるんでしょうか。

 そういった声が、未だ、出てこないとは思いますが。もし、聞いておられれば、そういった意見があったら教えてください。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 既にご存知かと思いますが、訪問介護につきましては、この、通常ヘルプサービスなんですけど、単価表というのが、もうこの 2 項目しかないんですね。ほかのサービスメニューなんかを見ますと、だいたい 30 分単位で、単価が次々上がっていくような報酬というものはあるんですが、訪問介護につきましては、この 2 項目でございます。ですから、45 分未満といえども、45 分程度利用できる。45 分以上につきましても、事業所との、サービス計画、利用計画の中で、45 分以上と言えども、50 分の方もいらっしゃる。当然、60 分の方もいらっしゃる。ですから、3 月まででいきますと、60 分以上であっても、利用の関係で、70 分の方も、当然、いらっしゃるかと思います。ただ、サービス、報酬単価上は、この 2 項目で、実際には、運営をしているというような形で行っておりますので、特に、今まで 60 分を利用された方が、45 分以内になられた方というのは、今まで 30 分以上 60 未満を利用された方で、45 分で、生活援助的な支援です。45 分で本来良かったというような方にとっては、非常にこの、サービス体系というのは、結果的に良かったかなと。

 ただ、60 分を利用されている方については、今回、4 月以降につきましては、45 分以上の利用者になりますので、サービス提供事業者と調整をする中、60 分のサービスを利用は可能であると。

 ただし、単価につきましては、6 単位上がっているという、これだけは、介護報酬の改定がございまして、報酬単価は、1.2 パーセント、伸びておりますので、その加減の改正はございましたけど、サービスの利用については、まあ、概ね、理解をいただいているということでご理解願いたいと思います。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8 番（笹田鈴香君） そしたら、1 時間以上が、今までですと、単位でいうと 291 単位でした。それが、今度は、45 分以上で、まあ、利用者にとったら、凄い、いいことだと思います。

うんですけれども、235 単位ですね。で、45 分以上、例えば、大げさに言うと、仮に 90 分でも 2 時間でもいいわけですね。今回の、この改定ではね。まあ、ちょっとオーバーかもしれませんが、だって、上が、限度がないですから、何ぼ使ってもいいというような、この改定だと思うんですけれども、そういった面で言うと、45 分以上を、まあ、まだ、多分、意味が分かってない方もいらっしゃる。私なんかも、なかなか分かりにくいんですけども、そういった意味で言うと、もう 45 分以上に、たくさんの人になるんじゃ、これからなったりとかするんじゃないかなと思うんですが、まず、それとね、今言っている、30 分以上 60 分が 45 分になるんですけど、その、今までやっていた分が 45 分で、2 回に分けた人も出て来たということですけども、できるということですが、60 分のことを 45 分間でできると思われませんか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） これは、それぞれケアマネがおりますので、サービス利用計画等の中で、45 分なら 45 分。それから、30 分なら 30 分の利用計画の下で、生活支援、訪問介護のサービスメニューを提供していくというような形になりますので、個々に応じて、それぞれの金額というのは、違おうかと思います。

内容的には、僕も、個々の方は調べておりませんが、4 月の段階では、そういった形で、まず、ひと月目でございますので、それぞれの事業所のケアマネと協議の中で、訪問介護のサービスを行っていると思っております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8 番（笹田鈴香君） 例えばですけども、選択をして、だいたいの方が生活援助、まあ、身体介護は、また、別ですけども、洗濯、掃除とか、食事ぐらいを頼まれる人が多いと思うんですね。全体的にね。そうなった場合、45 分で、できないことはないと思うんですけど、でも、細かい話ですけど、例えば、洗濯機にしてもね、前みたい 5 分で、パッと、洗濯だけして、後、脱水して、直ぐに、また、脱水機かけてというような形の洗濯機であれば、まあ、ある程度可能かもしれませんが、今、洗濯機掛けておいて、自動の場合、全自動なんかの場合だったら、結構時間が掛かるでしょう。そしたら、それをしながら、掃除、食事を仮にしたとしてもね、後、洗濯干す分だけ残ったとかというような形も出て来るんじゃないかと思われるんですけど、そういった、苦情、未だ、出て来ないということですけど、そのへんは、ケアマネさんとの話もあると思うんですが、金額的なことも、掛かってくると思うので、そのあたりを、どのように、そういうことがあるんじゃないかというような想定はされてませんか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 当然、この介護サービスというのは、一応、設定の中ですけれども、ケアマネが、その実態を見て、計画を、介護計画をしているわけですから、だから、その中で、できなければ、できない。できるようにこう、じゃあするか。どういうふうにするかというのは、やっぱり、そこのケアマネの責任でありまして、今、それをできますか、できませんかというようなですね、問いをされてもですね、それはやはり、そのためのケアマネでやっているんで、ケアマネの方から、そういう実態と、これは無理だ。やっぱり、30分ではできない。じゃあ、45分でできます。45分でもできないから、やっぱり1時間は掛かります。そういうことも、適切な、やっぱり、これは、ちゃんと対応しているということを、申し上げているんで、はい。それ以上のご質問には、私は、何か、ここでは、ねっ、何ぼ、どうだと言われても、答えることはできないと思います。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8番（笹田鈴香君） それは、ケアマネさんとの、プランを話し合っ、内容を、よく分かってもらって、是非、されているので、これからはずっとやってほしいと思うんですが、それと、結局、利用者にとったら、凄くいいんですけども、ある意味でね。単価が下がっているんですけど。単価が下がっていいと思うんですが、結局、今ある事業者のうちでも、この下がったために、それは、デイサービスなんかも含めてでしょうけれども、やはり、事業者が、今度は、1割ぐらい、今でも収入が減ったというようなことを聞いているんですけども、それらは、町としてもやっぱり、関連してくることなので、そのへんの係わりは、どのように考えておられますか。事業所との関係。

議長（西岡 正君） はい。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 今、ご質問の内容は、非常に大きな問題。国を挙げての介護保険法の話になろうかと思っています。報酬単価の関係になろうかと思っています。

それに基づきまして、各事業所への報酬が払われるということなんで、確かにこの、介護保険、それから、もう1つ障害者の自立支援も同じなんですが、いろいろ法改正が行われ、介護報酬の単価も、それぞれ利用者のことも考え、そして、事業所に働く、それぞれ介護職員等の給与等のことも考えながら、いろいろ国の方も制度改正しております。

ですから、報酬単価のみならず、いろいろ制度改正で加算というのが、いろいろ人員の配置によって、加算をつけていくことによって、それぞれ、雇用の増も目指し、そして、それによって月々の報酬単価も上げていくというふうな形で、いろいろ、法の改正を整って、今現在進めておる真っ最中であろうかと思っています。

ですから、私が、この関係で、事業所の給料を上げるとか下げるとかということに対して、なかなかこう、お答えはしにくいわけで、答弁の中でも申し上げたと思いますけど、今後の国の動向を見ながら、最善な運営にしていきたいというふうに思っております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8 番（笹田鈴香君） まあ、いろんな機会がある度にね、やはり、この見直し、また、ありますから、その時まで、いろんな問題も出てくると思うので、是非、そういったものを、また、国、県にね、挙げていただきたいと思います。

それと、後の後期高齢者にも関連してくるんですけども、結局、次の、すいません。

介護保険の一般会計からの繰入ですけども、今までにも、ずっとしないということでしたが、やはり、今後、考えていただいて、違法ではあると言われますが、やっている自治体もありますので、ちょっと今、ここでメモしてないんですけども、ありますので、是非、それらも、今後、検討をしていただきたいことをお願いをしておきたいと思います。

次に、後期高齢者医療制度なんですけど、先ほど、聞きますと、この、滞納はあっても、短期証は出しているということで、5 件ですか、あるそうですが、やはり、老人保健と違って、後期高齢者医療制度は、保険証を取り上げて良いというようなことになっています。

それから、さっき言いました、年齢で差別するとか、そういったことがあるんですけども、本当に、この制度は、老人保健と比べて悪くなっていっていると、私は、思うんですけども、特に、先日ですけども、聞きました。介護保険のことも含めてなんですけども、年金が下がったということで、是非、聞いてとか言われたんですけども、若い時に、ずっと働いていた方じゃないんですが、部分的に働いていた、78 歳の女性の方なんですけども、年金が、今年の、今度から、14 万 4,000 円。これは 2 カ月分ですけども、それが今まで 7,500 円引かれていたのが、1 万 1,600 円に引き上げられたために、ひと月、後期高齢者医療費も引くと、もっと減るんですけども、1 カ月に 6 万 6,200 円ということで、本当に困っているんだと。生活できないという声がありました。

で、これは、少しでも働いている方なので、これだけありますけど、例えば、国民年金だけの人だったら、もっと少ないわけなんですけど、これで、生活されてはおりますけども、町長が、もし、この金額でね、生活をなさいと言われた場合、できるかどうか、お尋ねします。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） できるか、できないか。そのようなですね、質問。その、私、ほんらでできます言うたら、それでいいのか。いや、できませんと言ったら、それが正しいのか。それは、分かりません。

ただ、今、制度の中で、皆、これは私達の個人的な問題じゃなくってですね、こういう制度というのは、皆で、社会を支えていく。ですから、そういう制度であって、保険制度というのは。それは、その所得なり、その方の資産なり、そういうもので、公平に、少しでもなるように制度が作られているわけでありまして、だから、年金を、いくらもらっているかは、それは、個人個人で、違うでしょう。その年金に応じてですね、この、一応、この制度というものが決められてしているわけですから、だから、働いてなくって、国民年金だけの方にとっては、今、言われる月 1 万いくらの負担ではないはず。もっと低額、低く設定をされているはずですから。

だから、そういう制度で行っている中で、まだ、確かに苦しいということは分かりますし、負担が大きいということですが、実際、だけど、それだけでもやっていけないと。今。この医療費を、誰が負担するのか。じゃあ、若い人達が、もっと負担すればいいのか。けども、若い人達にとっても、この大きな負担というのは、なかなか、もう、耐えられなくなっているという状況になっているわけですから。

まあ、今のね、町長が、どうなんだというようなご質問に対する答えになってないかもしれないけれども、そのご質問自体が、私は、あまりにも、ちょっと不適切ではないかなと思います。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） 例えばの例でね、やっぱり今の時代だったら、例えば6万円では生活ができないと。そういった意味でね、聞きたかったんですが。

それと、なぜかという、先ほども、この後期高齢者の件ですけども、運営ができていくということと、それから、制度、国の制度ということやら、言われたんですけども、結局、この広域連合という、兵庫県の広域連合で、いろいろ、国で決まったとはいえ、いろんな意見を、やっぱり出すべきだと思うんですが、この広域連合の議員で、町長があるわけですから、やはり、そういった場でね、いろんな意見を出してほしいと。

で、今までにも、多分、議事録に載ってないような気がするんですが、今までに、19年の3月からの、臨時議会から13回、議会が開かれているんですね。で、それで、今年の24年は、第1回が、2月28日に開かれているんですが、それまでに、じゃあ、町長は、今まで、ちゃんと運営できているし、国の制度だから言わないというようなことも、発言しないというようなことを言われたんですが、やはり、少数意見であったとしても、いろんな、その、町民の声としてね、私どもも、挙げているわけですから、そういった声を1回でも、質問されたことが、質問というか、意見とか、挙げられたことはありますか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 必要であれば、当然、私は、発言をさせていただきますし、必要があるかないかということで、その妥当なものであれば、発言する必要もございません。

だから、今、お話ですけども、確かに、いろんな意見があります。でも、やはり、その中で、少数意見、一部の意見だけを、そこに持って行って発言するかということというのは、私は、代表者として、立場で行く以上はですね、私は全体の、多数の意見。また、そういう状況を踏まえた上で、発言をするかしないかを考えますので、少数意見が、こういうのありますよというような発言の仕方は、私は、できません。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8 番（笹田鈴香君） ということは、確認したいんですけども、今後も、例えば、少数意

見であれば、広域議会に出られても、意見、要望は言われらないということです。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 必要と、私が見れば、発言をします。必要であるかないかという判断は、やっぱし、先にして、当然、発言をするということです。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8 番（笹田鈴香君） 必要とさせていただけるように、いろんな意見を出された時に、聞いていただきたいと、まず、私は思います。

で、次に、次なんですけども、特定健診についてお尋ねしたいと思います。

特定健診なんですけど、先ほど、お尋ねしましたけども、いろいろ、問題というか、やはり、町民の命を守るという意味、そして、病気の早期発見、予防のためにも、是非、これは、必要なんです、さっき言いましたように、やはり、町ぐるみ健診の時のように、受診率がもっと上がった方が、私は、いいと思います。

なぜかと言うと、今回の国保の会計を見ましても、それこそ、一般、法定外というか、一般会計からの繰入が、9,000 万くらいになってますね。それも、今まで、20 年までは、なかったものが、21 年、22 年、23 年と、ぐんぐんこう、金額が、倍々ぐらいに膨れ上がって増えているわけなんですけれども、やはり、そういったことから見ても、特定健診で、それプラス、がん検診はされてますけれども、町ぐるみ健診のように、少しでも受診率が高くなるために、今年は、ちょっと努力をされたのかなと思うのが、各、さっきも言われましたように、受診券とか、それから、是非受けていただきたいという、こういったものが、各家に送られました。それでも、大分、違うんじゃないかなと思うんですけれども。

それから、今年言われたのは、回数、日数をね、日程を増やすとか言われたんですが、どのような計画を立てておられるか。

今年の計画ですと、日程表ですと、7 月でいうと、8 月 5 日までですね、までなんですけど、これ以外に、どのような予定をされているか、お尋ねします。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（梶生隆弘君） 失礼します。

一応、8 月まで佐用地域あります。で、佐用の、佐用地域の実態を見させていただいて、受診率が、あまりにも低下するようであれば、再度、1 日か 2 日、1 日ぐらいは、いずれか土日というような、そういう休日健診と言いますか、そういったものを、それぞれ設定していきたいというふうに考えております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8 番（笹田鈴香君） 休日健診なんですけども、去年は、秋に追加されなかったですかね。受けてない人。休日健診でしたか。どちらでしたか。そのために、そのためというか、その効果があって受診者が、また増えたということを聞いているんですが、そのへんは、どうなってますか。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（梶生隆弘君） 一応、去年も 10 月 30 日、佐用都比賣の日だったと思うんですけど、いずれにしても、従来から受診率が、ちょっと低下しておるし、これから、受診率が下がることによって、後期への支援金が増えるとか、ペナルティーとか、いろいろな制度がありますので、そういうペナルティーを回避するためにも、そういう日数の、受診率を上げるために、われわれとしても、そういった努力はしていきたいという形で、秋口にでも、再度、もう 1 日、休日健診という形で進めていけたらというふうに考えてはおります。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8 番（笹田鈴香君） 是非、お願いします。
それと、さっき言いました血液検査なんですけども、項目の中には、血液検査もありますけども、特に、貧血なんかが入ってないわけですが、もし、それとか、心電図。ちょっと血液検査だけではありませんが、心電図とか眼底検査も、医者の方の指示とか、その時の問診によって追加できるわけですが、もし、この金額的にですね、その血液検査の中に貧血を含むとか、心電図を、医者の方の指示じゃなくても、今までどおり、行くことによって、金額が増えるのかどうか。その、同じ、ひっくるめて、その日の金額が一律というか、同じなのか。人数によって変わるのか、そのへんをお願いします。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（梶生隆弘君） 通常、そういったものを受けなければ、一人頭 2,526 円が、JA 厚生連との契約単価でございます。それで、3 つを含めることによって、その 3 つの合計した金額が 2,215 円になります。結局、足しますと、4,741 円、そういう眼底検査だとか、心電図、そういったものを含めると、一人頭 4,741 円になるという形になります。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8 番（笹田鈴香君） ということは、一人頭で計算するわけですね。その 3 つ、心電図も

眼底も受けた場合という意味ですか。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（梶生隆弘君） 一応、一人いくら、一人当たりの単価という形で契約をしておりますので、それぞれ、詳細健診という形で、貧血だったらいくら。それから、眼底だったらいくらというところまでであると思うんですけど、一応、詳細検診を3つ受けるとすれば、2,215 円が、その人に対して加算されるという形で、それは国保が負担をする金額という形になります。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8 番（笹田鈴香君） まあ、できれば、国保が負担してでもね、是非、皆に受けてもらって、その別枠にやってでも受けてもらうことによって、今度は、いろんな病気が分かって、早く医者にかかるとか、そういった意味で、医療費の抑制ということにもなると思うんですけども、そのへんは、検討する考えは、先ほどはないと言われたんですけども、やはり、いろんなことを考えて、これから、今年で、5 年目なんですけど、その後、どうなるのか。それによって、また、違ってくると思うんですけども、それらも含めて、今後、どうなるのか。

そして、もし、そうなるのであれば、同じ、この特定健診でいくのであれば、やはり、今までのように、今言った貧血とか、そういったものも、是非、加えることを、町独自でも考えることを、検討していただきたいと思うんですが、そのお考えはあるのでしょうか、ないのでしょうか。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（梶生隆弘君） 心電図、眼底、貧血とまあ、追加という形で、お話をされておると思うんですけど、特に、佐用地域で体育館でしておるわけですけど、特にまあ、心電図なんかには掛かる時間的なロス。1 人が、服を脱いで、こういうふうに、こう、機械を付けて、ほならもう、そこで待っている時間だけでも、相当長くなると。ほなら、一応、午前中で終るようにはしておるんですけど、全ての人に、そういう物を、割り振ってしまうと、一応、申込をされた方の、1 日ではできないようなケースが出て来るんじゃないかということもあります。

まあ、1 日でできるかもしれないんですけど、ほなら、普通は、午前中で、食事なしで来てください。ほなら、それで、なお且つ終らなければ、ずっと、そこで待っていただかないと駄目やと。ほなら、そういうこと、一旦、経験すると、もう来年、そんな長くするんだったら、行かんわというような人も出て来る可能性もあると思うんです。それで、ますます、受診率が下がるという。

ですから、今のところは、医師が必要と認めた方という形で、今後も、そういった形で

進めていかないと、時間的なロスだとか、費用面だとか、そういったことも含めて、われわれは、考えさせていただきたいと思いますので、ちょっと、そういった理解をお願いしたいと思います。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8 番（笹田鈴香君） 今までの、町ぐるみ健診の状態をご覧になったことはありますか。聞きたいんですけど。

私は、江川地区で、いつも受ける。保健センターでも、一回、受けたことがありますけど、町ぐるみ健診の時、多いですけど、でも、午前中に、皆終わっているし、今の、多分、後で、調べてもろたらいいと思うんですけど、今までの、町ぐるみ健診の心電図も、皆あった時と、それから、現在の特定健診になってから。

特定健診になると、会社の人も受けていたこともありますけど、それでも、受ける範囲が狭まってきているわけですから、今までの町ぐるみ健診の受診率も多いですし、その多くてもできていたわけですね。お昼までに終わっていた。そんなん、待って1日中掛かるということは、今までは、なかったと思うんですけど、一度、そういったことも、もう1回、その町ぐるみとね、比べて、本当にできないかどうか。それだけで言うのであれば、私は、間違っていると思うんですけど、そのへんは、どうですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 非常に暑い時期にもですね、場所も、いろいろな所でやってますから、担当の方は、そういう面も、先ほど、課長が言うた面も心配をするわけですが、まず、根本的にですね、やっぱり医療費について、片方では、保険料が高い。保険料を安くしろということを言われますし、負担が、ドンドン増えていると。どうするのかという問題があります。

だから、この検査も、これも1つの医療費です。だから、それによって、早く、早期発見して、医療費を抑制するという面もあるわけですが、実際、その、この検査は検査で、検査の中で、相当な医療費も掛かっているということで、今、健診の中では、医師が問診の中で、必要と診断すればですね、それは受けていただくということ。そこで、判断もされているわけです。

ですから、やはり、誰もが、同じ、必要のない方が受けるというのではなくてですね、やっぱり必要であるというふうに、一応、基本的な検査はしているわけで、その中から、また、問診や、実際の医師の、その時の診察をした上で、判断をされているという方式、こういう形でもですね、やはり、少しでも、逆に不必要な、そういう検査というものは、少しでも省くということも、これも最終的には、自分達の負担なり、いろんな医療費の面でも削減にも繋がっていくんじゃないかというふうに思いますから、今の方法、医師が、既にね、ついているわけですから、そこはやっぱり、医師の判断に任せるべきだと思います。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8 番（笹田鈴香君） たくさん、いろいろね、特定健診などについても言うことあるんですけども、一番、原点に戻っていただきたいのは、この佐用町が、この特定健康審査等実施計画を立ててますね。ここの中を見ると、やはり、いっぱい書いてあるんですけども、これぐらい受けてもらおうとか、どうしたら、その後の保健指導はどうするとか、保健師の数とか、いろいろ、もう一番、この基本が、これに沿って、多分されていると思うんですが、これが、ほとんど、守られていないことはないんですけど、やはり、その受診率なんか見ますと、ずっと違ってきています。

例えば、今で言うと、65 パーセントしなくては、今年はいけないと。で、去年で、60 パーセントでないといけないのに、26.7 ですか。もう、30 パーセント切っているというような状態ですね。

ですから、やはり、一番、根本は、これに戻っていただきたいというのが、私の要望と、それから、町民のやっぱり、命、暮らしを守るという意味でも、特に、病気にならないように、健康でいてもらうためにも、是非、これを、もう 1 回、計画見直していただきたいと思います。

で、最後になりますが、中山地域等直接支払制度など補助事業の見直しを求めて質問を、最後にさせていただきます。

中山間地直接支払制度が実施されてから、今年で 13 年目に入っています。協定で 5 年間という縛りがありますが、この縛りは、大変、厳しいとしながらも、高齢化、担い手不足の中でも農家の方達は、頑張ってきてくれました。ところが、ある集落で、今年になって、病気、ケガなどで農業ができないという人ができ、混乱しましたが、何とか助け合って、今年はできることになりました。協定では、できなくなった場合、遡って今までの補助金を返還することになっております。助け合う人達も、高齢化のために、本当に、残りの 2 年間、どうしようと、大変心配されているわけですが、そこで、お尋ねしますが、高齢化問題で、この協定ですね、中山間支払制度、高齢化の場合は、どうなるのか。また、現状、ほかの地域でも協定を結ばれていると思いますが、現状、どうなっていますか。

それと、5 年間という縛りは、大変厳しいものがあるわけで、中山間直接支払いだけでなく、このような条件の補助事業がほかにもありますが、それらも含めて、規制の緩和など、国や県に求めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。はい、町長。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） 残り、時間が、少なくなっておりますけれども、時間のある中で、答弁をさせていただきます。

中山間地域等直接支払制度などの、補助制度の見直しということに対してのご質問でありまして、中山間地域等直接支払制度につきましては、平成 12 年度の開始から第 3 期対策を迎え、13 年目となっております。この制度は、ご承知のとおり、中山間地域等の農業生産条件に不利な地域において、5 年以上農業を続けることを約束した農業者の方々に対して、交付金が交付される制度であり、特に今回の第 3 期対策においては、高齢化の進行に配慮された交付要件となっております。耕作放棄の発生防止などの基礎活動に加え、集団的かつ持続可能な体制整備が要件となっております。佐用町では、共同で農家を支え

合う仕組みを集落で取り決める集団的サポート体制を要件に協定を策定している集落が 40 集落中、26 集落ございます。また、そうでない集落についても交付金を活用した集落の共同取組活動、または、担い手農家等への農作業委託により耕作放棄されそうな農用地について農業生産活動等の維持が図られております。

ただ、今年度は、協定参加者が 5 名の集落において、高齢化及び担い手不足等により、制度の取り止めを意思表示しているところが発生をしておりますけれども、交付金の有効活用により、農業生産活動等の継続、維持を代表者の方をお願いをしているところでございます。この制度における交付金の使途は、町基本方針においてガイドラインを示しておりますが、協定対象となっている農地を守るのであれば、特に制限はありませんので、交付金の、より効果的な使用方法により、5 年以上の保全管理を含む農業生産活動等が維持できるよう取り組んで参りたいというふうに思います。

特に平成 24 年度は、中間年評価の年であり、各集落の自律的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況を確認し、結果について評価を行いますので、参加集落が活動目標の達成ができるよう、参加者によって合意形成がされた協定に基づき、集落の放棄地の発生防止に努めてまいりたいというふうに思います。

続いて、中山間地域等直接支払制度を含む 5 力年を期間とした補助制度については、国の制度であり、現行制度継続の 5 年間実施が保証されており、また、中山間地域等直接支払制度については、使途計画等を明記することにより交付金の積立も可能でありますので、水路・農道等の維持管理などの費用が、多額に必要な場合には、長期の方が有効と考えられますので、実施期間を含む規制緩和の要望を求めることは考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、以上で、笹田鈴香君の発言は終わりました。

8 番（笹田鈴香君） はい、ありがとうございます。

議長（西岡 正君） はい、続いて、平岡きぬ糸君の発言を許可いたします。

〔17 番 平岡きぬ糸君 登壇〕

17 番（平岡きぬ糸君） 17 番議席、日本共産党の平岡です。

私は、2 項目について質問を行います。

まず、この場からは、1 項目め、ごみの行政について。ごみ行政について質問を行いたいと思います。

7 月から実施されます分別にあたって質問を行いたいと思います。

1、資源ゴミステーションの補助制度についてです。4 月から実施されておりますモデル地域、大坪・力万・東徳久・仁増の、それぞれの地域の実態について明らかにお願いします。

その実態として、1 つに、各施設の補助額はいくらですか。

2 つ目に、それぞれ収集状況は、どうでしょうか。

3 点目に、当局提案の補助制度で適切ですか。

4 点目は、用地確保のための補助も検討してほしいという声を聞いておりますが、これについて、検討を求めたいと思います。

大きな柱の 2 番目として、現ゴミステーション並のきめ細かな対応で、高齢者なども利用できるようにするべきではないですか。

3 つ目に、視覚障害者など分別が困難な場合の対応はどう考えておられますか。

4 点目、昨年 12 月議会で、ごみ袋、現在、佐用町は 40 円ですが、1 枚当たり 40 円。これの無料化を求めたのに対し、町長は、ごみ袋はクリーンセンター建設に合わせて、袋の作成費とごみ処理代と答弁されております。

そこで次の点について伺います。

1 つに、ごみ袋 1 枚 40 円の内訳を明らかにしてください。ごみ袋代は作成費のみにするべきではないでしょうか。

2 つ目に、ごみの野焼き解消のためにも、再度ごみ袋無料化の検討を求めます。

5 つ目に、ごみの分別説明会を町内各地で実施されておりますが、住民の要望など意見を明らかにしていただきたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（西岡 正君） はい、それでは、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、平岡議員からのご質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

まず、最初の、ごみ行政についてということで、現在、進めております分別収集における資源ステーションの補助制度についてということのご質問でございます。

4 月から実施をさせていただいております、そのモデルとして、実施をしております大坪や力万、東徳久、仁増地域の実態についてということで、各施設の補助額はいくらかということについてでございますが、それぞれ、自治会活動の取り組みの中で、距離の離れた集落内ステーションを、1 箇所にとりまとめ、常設型のステーションを設置をされた自治会は、隣保単位設置分に見合う、10 万円から 50 万円以内の補助をいたしております。

次に、収集状況についてのご質問でございますが、いずれのモデル地区におきましても、自治会役員様等の皆様の協力により、正しく分別の区分けを実施していただいていると思ひております。

また、町の方の提案しております補助制度で適切かというご質問でございますが、資源回収ステーションの新規設置や既存施設の改修に伴う、補助金の申請件数が、現在、今、30 件程度あります。自治会によって、既製品の物置的なものを、創意工夫して使う物もありますし、また、かなり費用を掛けて立派なステーションを作られた自治会もございます。そのように、各自治会により工夫の違いがございますが、概ね、今のところ、その制度の中で考えていただいていると思ひておりまして、適切ではないかというふうに思ひております。

また、用地確保のための補助も求めるということですが、一部民有地を借地して設置されているようなステーションもあるようでございますが、大多数が、公共用地の残地、空き地等に設置をされており、用地に関する費用負担が発生する話も聞いておりませんので、用地に対しての補助というものは、今のところ必要はないというふうに思ひております。

第 2 点目の、現ゴミステーション並みの、きめ細かな対応で、高齢者なども利用できるようにすべきではないかということですが、燃えるごみを収集しながら、資源ごみを収集しなければならないため、できるだけ資源化ごみにつまましては、集約化に対してご協力をお願いいたします。

第 3 点目の、視覚障害者などの分別困難な場合の対応ということでございますが、社会的弱者への対応につまましては、家族や周りの人、また、知人、また、近隣地域の方々に、

ごみ分別についてのご協力をお願いし、どうしても分別が困難な時は、できる範囲での分別にご協力を願いたいというふうに思います。

次、4点目の、12月議会でごみ袋の無料化を求めたことに対して、ごみ袋はクリーンセンター建設に合わせて、袋の作成費とごみ処理代と答弁したということで、その点についてのご質問であります。まず、最初の、ごみ袋1枚40円の内訳の質問でありまして、このごみ袋の40円の内訳につきましては、燃えるごみ用の45リットル相当、一番大きい分ですけれども、で、1枚当たり製作単価が、これは、入札して、それぞれ、その時に、若干変わりますけれども、現在の1枚当たりで計算しますと6.8円になっております。それから、そのごみ袋をですね、販売をしていただく、販売委託料が1枚3.5円を支払っておりますから、40円から、その分を差し引いて、実際のごみの処理手数料、29円70銭という計算になります。当然、これは、ごみ処理の費用全部ではなく、その一部ということで、多くは、町費で賄っているということでもあります。

また、燃えないごみ用の35リットル相当につきましては、これも1枚当たりの製作単価が6.3円。委託料は同じ3.5円でありまして、差し引きますと、若干、実手数料につきましては、高くなって、30円20銭ということになります。

この袋につきましては、だいたい年度ごとで、業者による見積入札を行って、製作をし、販売店に納品をして、そこで、各家庭で買っているという形になっております。

次に、ごみの野焼き解消のための再度ごみ袋無料化の検討を求めるということではありますが、ごみの野焼きにつきましては、再三再四、防災行政無線の放送や佐用チャンネル、町広報誌等を利用して、注意喚起をしております。従前は、ゴムやプラスチックなどの焼却処理があったこともありましたが、現在はそのような黒煙の出るような野焼きは相当減少していると思っておりますが、これは、ごみを無料化するかどうかの問題ではなくて、町民、住民としてのモラルの問題であり、ごみを無料化することにより、野焼きやポイ捨てが解消するというような考え方は、私は、間違っているというふうに、思っております。

当然、環境面から考えて、いろんな面で、住民として、ごみの野焼きということは、誰もがもう、しないということで、皆さんに協力をいただいたり、そのように、大部分の方、ほとんどの方がしていただいているわけで、もし、そのようなことがあれば、それは、近くの人、皆が見た人が注意をしていただきたいなというふうに思います。

また、5点目のごみ分別説明会を実施した中で、住民の要望などを明らかにされたいということではありますが、説明会の中で出た意見として主だったものは、資源回収ステーション設置補助金の補助率や、上限の見直し。また、集落説明会されなかった方への周知。資源回収ステーションに、分かりやすい、また、分別表の設置をして欲しいとか、収集カレンダーの多きさや見やすいレイアウトの表示をして欲しい。それから、収集袋に氏名等を記入するように徹底できないかというような意見。また、従来の2分別から17分別への大幅な改正であり、高齢者世帯や一人暮らしの方に、短期間の周知では、できないのではないかというような疑問。そのような意見が、出されたと聞いております。

ただ、特に、17分別をするということ、なかなか、これが徹底できない。分別が難しいというふうに思われておりまして、この点につきましては、まず、缶やビン、ペットボトルなどの分別しやすい資源ごみの分別から、徐々に慣れていただきたいという。慣れるなどの対応をお願いをし、慣れていただくことで、最終的に、きちっとした分別ができるように、お願いをしたいということで、皆さんのご理解を示していただいたというふうに聞いております。

以上で、この場での答えとさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬ糸君） 最初の、ごみステーションの補助制度についての中で、この 4 月からモデルとして実施されている、それぞれの地域について、質問の中で各施設ごとの補助金額を明らかにしてほしいということの質問をしたんですけど、先ほどのご回答では、ちょっと、そこが聞き取れなかったので、再度、それぞれの施設のあり方について、具体的にお答え願えませんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） えっ、各施設ごとというのは、今、モデルとして、4 地区をした、その 4 地区の、補助額ですか。

17 番（平岡きぬ糸君） はい。

町長（庵逄典章君） はい。担当、（聴取不能）。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（梶生隆弘君） 大坪が 30 万円でございます。
力万は、増設とか、そういう改修がありませんので、ゼロ円でございます。
それから、東徳久が 50 万円。
それから、仁増は、10 万円を交付させていただいております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） これは、今言ったのは、言われたというか、回答された金額は、町からの、それぞれの地域の戸数というか、関係する所の戸数に合わせた補助金額というふうに理解していいんでしょうか。
まあ、力万の場合、新たに、補助を貰うというか、活用するということではなくて、モデルとしてやっておられるということだったかと思うんですけど、その実際の建設費用と、それから、町が、出された補助金額と、そこらへんも、モデルですから、明らかになるようでしたら、お示しいただきたいんですけど。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 補助制度を作る前に、こういうモデルを作ってみて、どの程度、お金が掛かるのかなということも、まあ、一応、試験的にやってみたいということも、ありましたし、特に、これだけ大きな差が出ているというのは、もう地域でのステーションの設置の仕方が、非常に違うわけです。

ですから、それに見合ってますね、モデルですから、この、として、最初にやっていますので、今回の、今、補助制度として制定したものとは、若干、違う所もあります。

というのは、東徳久などによっては、あれだけ大きな集落の、隣保たくさんあるんですけども、それを、全部 1 箇所にとめて、ステーションを作るという形を取られました。ですから、通常であればですね、5 箇所ぐらいには、普通なるべき所を、1 箇所を、集落の一番集まりやすい所で、作られたという形でありますので、50 万という金額になったということですね。

それから、後、仁増とか、そういう所、当然、戸数によって、だいたい、モデル的にこんなものだろうという町からの試案の中で、作っていただいたということであります。

当然、ですから、全て新しい物を作ってくださいじゃなくて、力万のようにですね、今ある施設を使って、後は、分別するボックス等をどのように置いて、これを管理するかということなんで、何も、新しいとこ作らなくても、そういうやり方によっては、その都度、そこに設置を、持って行ってですね、置いて、また、片付けるという形を取れば、全くいらないという所もあるわけです。

そういう中で、モデルとしてやっていただいておりますので、後は、今回、その設置要綱に基づいて、戸数とか、その集落の、実際は、利用される戸数。大きさによって、だいたいの区分を作って、今、補助制度として、町の方で作りましたので、そういう方法を、基本的には、考えてやって、工夫していただければ、現在の制度で対応はできるだろうなというふうに、私は、判断をしております。

ただ、今回のように、東徳久のようにですね、特別にもう、集落で、どこかに一箇所だけで、もう皆で集めて、これでするんだというような話が出れば、それはそれで、別な問題、例としてですね、これは、協議をさせていただきたいなというふうに思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬ糸君） お金のことなので、ちょっと私が、聞き方があれなんで、分かりにくいかもしれませんが、例えば、大坪地域については、30 万円、町から補助をしたということなんですけど、結構、きちんとした物ができているので、あれでは、いくらぐらい建設費が掛かったのかなというのが、元々の金額がいくらで、モデルだから、町が、そのモデルに、地域を 4 箇所、旧町ごとに設定されてやっておられますけど、そこでは、どれぐらい費用が掛かる物ができるのかなと、4 箇所、それぞれ特徴がありますから、そういうことも分かればね、分析しやすいんじゃないかと思うんですけど、各集落で、それを参考にするとか、いろいろいい面を取り入れたらいいわけですから、なので、具体的に、どれだけ掛かって、町の、その補助額で、その自治会として、成り立っているんだというような、もうちょっと踏み込んだ説明も欲しいんですけど。

議長（西岡 正君） はい。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 実際に、平岡議員のお話で聞きますと、例えば、実際には、50 万掛かっているけれども、町の補助金が 30 万だったと。だから、現在、作られているのが、どれぐらい実際には掛かっているのかというお話だと思うんですけども、これもですね、業者の方に頼まれたり、実際は、自分達で、できる所は、材料持って来て作られたりと、いろいろとあると思うんですね。

だから、そのステーションに、いくらお金が掛かったかと、モデルというのはステーションの問題だけじゃなくって、この分別を、こう、していただくのに、だいたい、どういう分別、17 分別が、どのように、皆さんに、こう、難しいのか。していただくのに問題があるのか。そういう点も、実際やってみて、その点、また、改善すべき点。また、ボックスなんかについても、これで適切なのかどうかとか、そういうことを見るために、今、やっておりますので、ごみステーションだけのために、モデルをしたということではありませんし、ですから、担当の方で、実際に、お金がいくら掛かったかというような物を貰って、そんなことはないわな。

私は、それは、それぞれでされているんで、このモデルについては、作られている所は、この範囲内で作っていただいている。そのお金は、モデルだから出すべきだという考え方を当初からしておりましたので、この範囲内で、していただいているというふうに思ってますけども。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬ糸君） いや、期待していたのは、そのモデルで、実際やられている所を、現場を見てですね、費用が、全体、いったい、どれぐらい掛かって、その、町が、モデルなどをしているのを参考にして、各、全町域で、そのごみステーションを設置していくわけですから、そういった、せっかくのモデルなんだから、参考になるように、設置要綱で、その集落ごとに、戸数に合わせて、金額を決めていったいうことを引き出す上でも、大事なモデル地域のありようではないかと思うんですけど、それは、ちょっと金額としては、ここでは、明らかにできない物なんですか。それとも、調べていないということなのか、その点を、ちょっと再度お聞きしますし、聞きます。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（梶生隆弘君） 各集落からは、見積的なものは、資料は見せていただきました。

ただ、集落によっては、材料を自分で仕入れて来て、集落のボランティアで作成されておるといような所もありますし、もう、できない所は、業者さんに工事をしていただいております箇所もあると思うんですけど、一応、モデルとしても、全て、そういう業者さんに全て作っていただいたという所はありません。

ただ、集落の方が、それぞれ材料買って来られて、それで、捨てコン打って、そういうような地道な活動をされておるとい状態の中で、これぐらいな単価の交付でいいんじゃない

ないかという形で、ちょっと、協議させていただいて、交付をさせていただいております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬ糸君） 地域でね、いろいろ材料を使って、それぞれで努力したという、そのことについてね、それぞれの地域の対応ですから、いいんですけども、材料費、もっとう、それが本当に参考になるようにしたモデルだったのかどうかというのは、ちょっと今のご回答では、クエスチョンになります。私は、そう思いました。

特に、東徳久地域で一箇所にしたということについて、モデルとして、それは、集落で、一番真ん中へんではありますけれど、端、結構、面積的に大きいので、そういう点では、出す立場からすると、ちょっと困難ではないかと。そこまで、近くの方はいいんですけど、その1箇所で、これからも、これ、今回は、モデルで、後、追加されるんだったら、また、別の話にはなりますけれども、どうなんですかね。ちょっと、そこらへん、出しやすい、距離的な面とか、そういう点では、問題ないんでしょうかね。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） これは、東徳久集落、皆さんが、話し合いをされて、そういうふうな、形で、作ろうということで、されているんで、問題ないんでしょうかと言われても、これは、集落としてですね、が、問題ないように、対応されると。ですから、当然、高齢者の方とか、遠い所なんかは、地域の方が、その近くの方が、皆、一緒に、資源化ごみですから、月に1回、それは、皆で、協力して持っていこうとかですね、そういうことまでの、いろんな話がされているわけなんで、あまり、ここが問題だという話になると、集落に対して非常に失礼な話に、ここまでね、いろいろと考えられているんで。私達は、そういう形で、やっていただくことも、1つの方法だというふうには、思っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬ糸君） ごみの収集について、町が、どこまで責任を持つかという点で、単にその、ごみステーションを設置するのに、戸数に合わせて、補助金額が、上限これだけですから、そこで、考えてくださいというような、まあ、そこで考えてくださいといったら、言い方ですけども、投げてしまうようなやり方っていうのは、せっかくモデルを設置して、やっておられるんですから、そういういいところなんかも、ドンドン、参考になることなんかも、示していただけたらなと。

これから、作ろうとしている。今から、圧倒的多数が今からですから、そこに参考になるようにしてほしいと思うんです。

それで、時間のこともありますから、ごみ袋のことについて、質問しておりますので、その点を伺いますが、現在の、その1枚40円の袋なんですけども、来年の春からは、分別して、それで、その袋を使うのは、燃える、燃えないというか、そういう物についての

みになりますけれども、1箇所になる、新しいクリーンセンターに係わる自治体、関係する自治体の実態としては、その袋代のことなどは、どんな実態なんでしょうか。

私が、短期間に調べた関係では、最も高いごみ袋代金に、佐用町はなっているというふうに思うんですけど、そこらへん、実態としては、どうなりますか。お伺いします。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） ごみの収集手数料、これは、どこにも徴収されていると思います。

ただ、今回、新しいごみ処理場になって、共同処理となっても、この収集については、これはそれぞれの市町が継続して、その市町の責任で行っていきますので、ほかの市町と関係を、そこで調整をしなきゃいけないということは、あまりないというふうに思っております。

で、当然、今度は、資源化ごみについては、全て、当然、無料で収集をするわけです。ですから、これまで、分別していただければ、その分、燃やすごみ、燃えるごみが少なくなるわけです。その分、また、ごみ袋も少なくて済みます。最終的に、1枚40円というね、金額というのは、まあ、決して、高い物ではないというふうに、私は、思います。

ごみの処理の掛かるお金からしてですね、負担をしていただくお金からして、掛かるものではないというふうに思っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17番（平岡きぬ糸君） ごみの作成費、袋代としての40円の内訳を、先ほど、回答していただきましたけれど、1枚当たり10円前後でできるものを40円ということで、そのプラス分が、いわゆるごみ処理料が、それに含まれていることの回答ですよね。ですから、その、ごみ処理する施設が、新たになって、その処理代として、いうことではないと思うんですけど、一箇所になるわけですから、ほかの地域では、ほとんど、もっと単価が安い物を使った処理になっているので、そこらへんの実態は、調査して、改善、検討していくという考え方ありますか。お伺いします。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 先ほど申し上げましたけれども、この40円というもののね、内訳というのは、当然、その、袋の制作費は掛かりますし、販売をしていただく手数料も払わなきゃいけないということで、実際には、町の収入として、この入る物は、1枚当たり、30円ぐらいが手数料としていただいた中で、これを処理の、していく費用の一部に充てているということであって、この新しい施設ができるからということじゃなくって、これまでも同じように、当然、施設、今のクリーンセンターの施設で処理をしておりますけれども、この金額で、処理ができるわけではなくってですね、それ以上の、相当の町費を一般会計から繰り入れた中で、処理をしているわけです。

ですから、この値上げをね、するという考え方はありませんけども、今回は、先ほど言いましたように、同じ 40 円になっても、今までの燃えるごみというのを、今度、資源化ごみとして、皆さんに出していただくわけですから、相当、ごみの出す分量というのは、2 分の 1 にも、3 分の 1 にも、燃えるごみはなるんじゃないかなという感じもいたします。

だから、半分になっても、それだけ、負担は、逆に少なくなる部分もありますのでね、改定をするつもりはございません。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬ系君） 同じステーション、新しいね、所で、処理される地域が、どういう実態なのかということは、調べておられなかったら、調べてほしいと思いますが、少なくとも、佐用町が一番高いということは事実です。

1 枚 10 円前後で、それぞれ処理されておられます。調べていただけたらと思いますが、再度、その点について、よろしく、ごみ袋について、お願いいたします。

では、2 つ目の質問を行います。

2 項目めは、男女共同参画についてを質問いたします。

その 1 つとして、佐用町の女性登用率の現状をどのように考えておられますかという質問で、その 1 に、各審議会の登用率。

2 つ目に、女性管理職。課長級以上ですが、これ、実態として、ゼロということですが、その実態について。

3 つ目に、町職員の中で、女性職員の割合が 30 パーセントということについて、これは、この資料は、平成 23 年度のひょうご男女共同参画白書の数字からお尋ねしているものです。

2 つ目に、登用率向上の数値目標を明確にするべきではないか。

3 つ目に、町の総合計画・後期計画に、男女共同参画プラン策定が挙げられております。

例えば、各審議会の女性登用率では、33.8 パーセントの播磨町を調査・分析して、本町の参考にしてはいかがでしょうか。この調査については、されたかどうか。その調査後の見解について伺います。

4 点目に、男女共同参画プラン策定と平行して、女性登用率向上の具体的な対応策。よろしくご回答お願いします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。はい、町長。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、2 点目の男女共同参画ということについての、ご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

最初に、近年の男女共同参画の動向についてをご説明を申し上げます。

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、国においては、21 世紀のわが国社会を決定する重要課題であると位置づけ、平成 11 年 6 月に、男女共同参画社会基本法が施行されたところであります。

これを踏まえて、兵庫県では、平成 13 年に、ひょうご男女共同参画プラン 21 を策定を

し、翌平成 14 年には、男女共同参画社会づくり条例を施行し、総合的、計画的に取り組んでこられました。

平成 23 年には、これまでの成果や社会情勢の変化を踏まえ、兵庫県男女共同参画計画、新ひょうご男女共同参画プラン 21 を策定をし、男女が共に人生の、どの時期においても、いきいきとして暮らせる社会をめざして、県民、地域団体、企業、行政等の参画と協働による、更なる取り組みを展開をされております。

県下の状況につきましては、昨年の 9 月 1 日現在、平成 23 年度に策定しております 6 市を含め、35 市町で、この計画が策定をされておりますが、1 市と佐用町を含め 5 町で計画が未策定の状況にございます。

町では、ご案内のように佐用町総合計画、後期基本計画において、男女共同参画プランを策定することを定めて、家庭や地域、職場などあらゆる分野で男女が互いに尊重し、社会の対等な構成員として、共にいきいきと暮らすことができる社会の実現を目指して取り組むことといたしております。

それでは、個々の、次に、質問にお答えをさせていただきます。

まず、議員ご指摘の女性登用率の状況につきましては、引用されております、平成 23 年度ひょうご男女共同参画白書では、佐用町の各審議会における女性委員の登用状況は、19 の審議会等で委員総数 265 人に対して、女性委員として委嘱しているのが 35 人、率にして 13.2 パーセントとなっております。

白書では、女性管理職についても記載されておりますが、管理職を本庁課長相当職以上とした調査であります。市町により回答の基準が異なるため、管理職数は大きく異なると補足をしてありますけれども、佐用町においては、本庁課長級 19 名で、お話のように、女性課長職はおりませんけれども、管理職手当を支給している管理職としては、から申し上げますと、本年 4 月現在で、管理職 106 名の内女性は 23 名、率にして 21.7 パーセントとなっております。このように、当然、女性であるから管理職に登用しないというようなことはございません。

次に、町職員中、女性職員割合 30 パーセントにつきましては、白書は、昨年 4 月現在、353 名中 106 名、率にして 30 パーセント。丁度、30 パーセントになっているわけであり。県内の 12 町で見ますと、29 パーセントから 50 パーセントと大きな差がござい。ますが、町として、それぞれ独自で消防やクリーンセンターを運営をしたり、病院を運営したり、自治体により、それぞれ事情が異なりますので、一概には言えず、兵庫県として、県の職員では、28.8 パーセントというふうになっておりますので、佐用町の場合も、だいたい 30 パーセントということで、大きな差はないというふうに考えております。

当然、職員の採用にあたりましては、優秀な人材を採用することを条件に、採用に努めておりますので、結果として、現在の女性の職員数が 30 パーセントであったということでございます。

次に、町総合計画、後期計画に男女共同参画プラン策定があげられている点につきましては、初めに申し上げましたとおりでございますが、町民一人ひとりが、お互いを認め合い、自分らしく生きることができるよう、人権文化の創造をめざして人権学習を推進し、家庭や地域、職場などあらゆる分野で男女が互いに尊重し合い、それぞれの能力を十分に発揮できるまちづくりが急務となっております。

ご指摘のとおり播磨町では、各種委員会の女性登用率の目標数値を 40 パーセントに掲げておられる中、審議会の女性登用率が 33.8 パーセントと高い状況であります。県下の登用率を見ますと平均 18.2 パーセントで、佐用町は、それより低く 13.2 パーセントということになっておりまして、播磨町は、そういうことで、非常に、この登用率についても、積極的に目標値を掲げて進められておりますので、その効果が表れているものではないか

というふうに考えております。

ひるがえって、本町を取り巻く社会環境なども変化する中で、まちづくりにおいても、新たな課題が浮き彫りとなっており、男女共同参画社会の構築のため、佐用町男女共同参画プラン策定のための準備を進める必要があるというふうに認識をいたしております。

次に、同プラン策定と平行して、女性登用率向上の具体策を問うということでございますが、本町が推し進めている地域づくり活動において、既に、各役員への女性の積極的な登用が推進されている地域もありまして、そうした状況を、今後とも、進めていただき、よより本町に適した具体的な男女共同参画プランを検討して参りたいというふうに考えております。

以上、第1回目の答弁とさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬ糸君） 先ほどのようなご回答にもありましたけれども、基本法の制定に伴って、国、県は、それぞれ基本計画を。そして、町は、計画の、作ることにについては、努力義務ということの規定のために、具体的に、その計画が策定されているところは、未だ、少ない状況があるやに、資料では見受けられるんですけれども、この計画について、町の総合計画、後期計画の中で、策定をしていくということが、掲げられているんですけれど、具体的に策定にあたって、準備は、どこまで、具体的に、どのようになっているのか。その点、もう一度お願いします。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、生涯学習課長。

生涯学習課長（和田 進君） 答弁にありますように、準備を進めていかなければいけない段階で、今のところ、準備はしていません。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬ糸君） 計画には挙げているけれども、未だ、何も手付かずだという回答でいいんですか。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、生涯学習課長。

生涯学習課長（和田 進君） 男女共同参画については、人権問題だと捉えておりますので、人権学習とか、そういうところで、住民の皆さんに周知していきたいと思っております。

で、準備については、未だ、してありません。

〔平岡君「いやいや、ちょっと、よく分かん」と呼ぶ〕

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

町長（庵逄典章君） これ、努力目標ということですね、今まで遅れていることは確かであります。

で、その担当課としては、これ、生涯学習課が担当するということで、後期計画の中でもですね、このプランを策定するということを掲げた中で、生涯学習課が、どのような形で、このスケジュールで、また、今後、策定をしていくか。これを検討しなきゃいけないということについては、そこまでは、当然、認識をいたしております。

で、ただ、当然、課長も4月の人事異動の中で、今年の課題として、この課題を、どう、これから進めて行くかということで、考えておりますので、ただ、この問題というのは、非常に幅広い問題でありますので、今後、この、よく、目的、そして、この内容、こういふことをですね、具体的に、よく勉強をして、これから、策定を行っていく、具体的な準備に入るようにさせていただきたいと思っております。

未だ、現段階では、そういう段階だということで、ご理解をいただきたいと思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬ糸君） 先ほどの回答では、特に、この男女共同参画については、国の方の法律制定とか、ずっとこう、小さな範囲ではなくて、国際的な、そういう、女性が活動していく上で、公の面で、フォローしなければいけない、そういうことについても、国の法律をずっと変えていくとか、活動しやすい条件を作っていくということが、国際的に取り組まれてきているので、そういう流れの中であって、佐用町の中からだけではなくて、そういうことの情報というのは、もう、今、いろいろと情報は、いっぱいありますから、そこらへんを、駆使して、佐用町にふさわしいものを作っていただきたいんですが、基本的には、やはり、男女共同参画を作っていくという上で、それを作成していく、計画していく中に、女性を、当然、意見をたくさん出していただくために、審議会の中にも、計画を作る段階から入れてほしいと思いますし、それから、女性の登用率、県の方は計画があって、それを毎年、毎年、どこが、どういう状態ですということを、報告しなければいけないということになっているので、全国的にというか、いつでも、誰でも、佐用町は、どんな状態かというのが見れるような実態にありますし、そういう点では、努力していただきたいんですけど、播磨町さんの例を具体的に取り上げて、検討してみてもどうかというふうに質問の中で、挙げていたんですけど、それは、調査されたり、分析して、佐用町にとって、参考になるようなことはありましたか。

今の、先ほどの回答では、ちょっと期待ができないかなと思うんですけど、改めて、ちょっと伺います。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（西岡 正君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（和田 進君） 播磨町の共同参画プランを見せていただきました。実際のところ、40 パーセントということで、高い数字が出ておりますけれど、佐用町につきましても、今後については、いろんな近隣市町の状況、また、県下の状況を確認しをもって、参考にしていきたいと思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬ糸君） 参考にして、それで、具体的な方法として、先ほど言った、審議会などに、女性の参加を、ドンドンしていくのかどうか。ということなども、答えていただきたいと思います。

それと、佐用の町で、町内で、女性が、どんな働き方をしていることとか、そういう実態調査なんかも、是非、要求を組み入れていく上では、必要なことではないかと、私は、考えているんですが、そういう点なんかも組み入れた形で、計画倒れにならないように、実際に生きた計画にしていきたいと思いますと思うんですが、改めて、回答いただけたら、お願いします。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（西岡 正君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（和田 進君） 女性の登用につきましてはですね、適材に登用させていただきますし、また、今、言われましたような、実態調査についてはですね、アンケート等、踏まえてやっていきたいと思っています。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） 町長。はい。

町長（庵造典章君） 今、お話しさせていただきましたように、これから、ようやく取り組む、具体的に取り組んでいこうということなんで、そういう、どういう形で、また、これを議論していくかということも踏まえてね、これは審議会を作るのか、また、その内容をどうするのか。また、その中での、審議会の中で、また、そういう調査等については、どういうふうな調査が必要なのか、そういうことは、当然、1つ1つ踏まえながら、取り組んでいきたいということでもあります。今のところは明確に、どうしますということで、ここで答えることは、適切ではないと思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬ糸君） 町のね、行政の上に、決定する、そういう場所に女性が入っているということは、非常に、いろんなきめ細かな意見が、反映されて、町民にとっては、暮ら

しやすい町になりますので、そういう点では、大事な問題ですから、真剣に取り組んでいただきたい。

で、それに取り組む決意があれば、登用率とか、そういう率などは、もう直ぐに解決する問題でもありますので、そういう点も、質問として、終わります。

議長（西岡 正君） 平岡きぬ糸君の発言は終わりました。
お諮りします。ここで暫時休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。
この時計で、午後 3 時 5 分から再開いたしますので、よろしくお願いします。

午後 0 2 時 5 0 分 休憩

午後 0 3 時 0 5 分 再開

議長（西岡 正君） 休憩を解き、引き続き一般質問を行います。
石堂 基君の発言を許可いたします。

〔 1 番 石堂 基君 登壇 〕

1 番（石堂 基君） 1 番、石堂です。

私は、今回、公共的広域施設における課題処理体制についてということで、質問をさせていただきます。

町内には、中国自動車道をはじめとして姫新線、智頭線、姫路鳥取道など、公共機能を有した広域施設が非常に多く存在しています。各施設周辺においては経年とともに、様々な問題が生じてきていますが、各施設が広範なため、それぞれの地域課題が十分に処理されていない現状ではないでしょうか。

そこで次の項目について伺います。

1 つ目、それぞれの施設管理に関して、各地域、自治会等からの要望は、どのような内容が挙がっているのか。

2 つ目、各要望の進達はどのように行われているのか。

3 つ目、各施設管理に関する要望処理体制は、十分に整備され、機能しているのか。

4 つ目、各施設管理に関する地域要望は、十分に処理されているのか。

以上、この場での質問とさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、石堂議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、公共的広域施設における課題処理体制についてということでございますが、要望の内容と、その、それぞれの課題処理に対する要望の内容と進達の方法についてのご質問で、町内には様々な広域施設がございますが、この場では智頭急行を例にとり、まず、お答えをさせていただきたいと思っております。

各智頭急行沿線地域からの要望は、主に沿線の智頭急行敷地内の草刈の実施や町管理となっている無人駅のトイレ等の施設修繕に関するものがございます。

智頭急行担当課の企画防災課が窓口となり要望を受けておりますが、それぞれの事業者が対応すべき要望については、直接事業者に連絡し、町が対応すべき事項については、担当課が中心になり、内容によっては関係課にも協力を得て対応をいたしております。

次に、各施設管理に関する要望処理体制についてのご質問でございますが、事業者や沿線自治体で構成する、智頭急行利用促進協議会等により、平時から顔の見える関係を構築しておりますので、適切な連携のもと、担当課と事業者が、それぞれの要望に対応することができており、現在のところ、特段の不都合が生じていることはないと考えております。

次に、各施設管理に関する地域要望についてのご質問でございますが、各事業者は草刈作業等の業務を計画的に実施しているほか、各地域からの要望に対して、その都度対応いたしております。また、町においては無人駅の清掃業務等をシルバー人材センターに管理委託をしているほか、清掃員からの連絡や職員の確認等を行い、修理や保全作業が必要な場合は、職員が直接作業を行うなどの対応を行っております。

また、専門性の高い作業については、当然、業者委託をして対応をしておりますが、要望が未処理のままとなっている案件は、現在のところないというふうに思っております。

ただし、担当課が認知できない問題なども、当然、あるかと考えられますので、今後とも、いろいろな課題や問題が生ずれば、担当課に連絡をしていただければ、その都度、適切に対応して参りたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、最初のご質問に対して、この場での答弁とさせていただきます。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

1 番（石堂 基君） 一応、再質問という形で、今のご答弁を確認させていただきたいのと、一例として、智頭線の運営、ルーティーンについて、事業者なり、それから協議会のあるなしということで、回答いただきました。

ちょっと、同じように、中国道、それから姫新線、それから姫鳥道、この3つについても、それぞれの担当課と、それから、当然、事業者は、ネクスコなりで分かるんですけども、そういう協議会の設置があるのかどうか。

協議会の設置といっても、具体的に、行政が、その地域要望なんかも含めて、あるいは自治体要望も含めて、向こうに申し上げられる機会がある協議会等があるのかどうか。この残りの3つについてもご回答お願いします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔町長「担当課」と呼ぶ〕

〔建設課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） 失礼します。

中国縦貫自動車道でございますけれども、これにつきましてはですね、沿線地域の市町で構成します協議会がございまして、そちらの方からですね、毎年、地元要望なり、地域の課題等についてですね、各関連の所に要望参っております。

それと、姫鳥線につきましてはですね、これも姫鳥線の促進協議会、ございまして、その中で、今のところは要望活動を行っております。以上です。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） 失礼いたします。姫新線につきましては、利用促進の期成同盟会等がございまして、その中で、一緒に検討することができます。以上です。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

1 番（石堂 基君） ということは、各施設について、概ね、その進達、要望なり、やっていく進達のルーティーンというのは、できているというふうに確認をさせていただきました。

これから、少し、細かな内容になっていくんですけども、一応、この質問の方の目的というのか、最終的なポイントというのは、結局、そういう広域施設の周辺での、いろんな環境面、あるいは景観面、衛生面、あるいは獣害面なんかも含めて、そうした問題が、以外と表に出てこずに、住民、地域によっては泣き寝入りという言葉は妥当じゃないと思うんですけども、表面化していない部分があるというのを、ちょっと披露しながら、質問の方を進めていきたいと思っておりますので、そのへんの確認をお願いします。

と言いますのも、私、2 年ほど前に、同じような内容で、一般質問をさせていただいたと思います。

で、その時には、智頭線、姫新線、それから鳥取道なんかの状況については、十分に調査をしていないので、中国道の沿線の状況について、説明をさせていただきました。

で、再度になるんですけども、その時の質問内容というか、発言内容なんですけど、結局、端的に言えば、法面の除草ですね。これが、従来、道路公団であった時代から、経過して、既に、設置から 40 年が経っているわけなんですけれども、丁度、平成になる頃から、年間、全面、2 回だったか、3 回だったかの、機械による除草が変わって、年 1 回になり、それから、年 1 回が、数年に 1 回になり、法面は、もう、ほとんど草刈りをされない状況になり、最終的には、民営化になった、多分、後だったと思うんですけど、ほとんど手付かずの状態になったと。

ただし、地域の個人、もしくは自治体、自治体は、多分、言ってなかったと思うんですけども、自治会なんかから、個別に、それぞれの管理事業者、この佐用町内と言いましても、一応、2 つに分かれてまして、インターから東が福崎管内、それから、西が、津山、ネクスコの津山になりますけども、それぞれに、要望していったらできる範囲でやってくれるというような対応になっていたと思うんですね。

で、私、そういう状況を 2 年前に言って、当然、法面全体が、除草作業がされないの、ある程度の中低木も育ち、草も育ち、一番は、葛まいやというふうにお話ししたんです。で、なぜ、葛まいかと言うと、結局、葛がはびこることによって、中低木、あるいは草の

上に葛の殻が残って、あそこに屋根を作って、結局、その下に、イノシシなんかが住み着くということを、私、その時に言ったんですよ。将来的に。案の定、もう、そういうふうになりました。

でね、ちょっと、今日、写真をお持ちしようかなと思ったんですけども、これはもう、是非、また、確認をしていただいたらいいんですが、これ、別に、私の周辺の自治会だけじゃないんですね。多分、沿線、例えば、金近なんかでもそうでしょうし、三河なんかも、漆野なんかも、きっと、そういうふうな状態が、早かれ遅かれやってきます。

で、そういうふうなことを、地域の住民が、結局、今現在ですね、今年、去年ぐらいからですね、もう明らかに、このフェンスの中にイノシシがおるというの。

で、中におるだけだったらいいいんですけども、中国自動車道のフェンス、金網ですね、亜鉛メッキしてある。設置して、それこそ、相当年数になってますから。イノシシってあれ、かみ破って出入りするんですよ。そういう箇所も何箇所もあります。

で、その対応を、結局、これまでは、例えば、地元の間人が、針金でやっていたりとか、いうことでやっている実態なんかもあるんで、でね、これ、このまま放っておいたら、別に中国道の沿線だけじゃなしに、当然のことながら、ＪＲとか智頭線とか姫鳥道で、それぞれ独自の地域で、独自の問題があると思うんですけども、やっぱり、そういうことをね、今、どういう形で、それぞれの担当課に挙がってきているのか分からないけども、もうちょっと、その拾い出しをする機会をね、是非、私、いっぺん作って欲しいなど。

要は、沿線の自治体というのは、既に把握できるわけですから、そのあたりに、１回調査をして欲しいなというふうに思うんです。

で、まず、そういう調査が、近々にはやられてないでしょうし、私の周辺の自治会でも、そういう要望を、直接、町の方に出していったということは、あまり、この数年聞いてないんですね。なぜかと言うと、合併する以前は、町の方の、旧上月町で言えば、施設課という所なんですけれども、以外と、そこが、地元で、そういうことを聞くタイミングを作ってくれよったんですね。じゃあ、その時に、例えば、高速道路上の段差があつてとか、騒音が出るんやとか、草刈りが、ここが欲しいんやということで吸い上げていって、津山事業所に言って、何ぼかできる範囲でやってくれていたということがああるんですけども、近年、やっぱり、そういう機会もないみたいなんで、そういう機会を、私は、必要じゃないかなと思うんですけども、それは、別に中国道だけじゃなしに、智頭線も、それから、姫新線も姫鳥道も含めてね、どのぐらいの、その、頻度で、それぞれの担当課、建設課と企画防災に、年間、どれぐらい自治会の方から、そういう要望が上がってきているのか、ちょっと、ザクツとした数字でいいんで、お答えいただけますか。

〔建設課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） きちっとした要望書というような形ではね、近年ございません。

ただ、いろいろとですね、最近、経年でですね、縦貫道もですね、傷んだりして、舗装が割れたりとか、ボックスの接ぎとが、段差ができたとかというような形でね、騒音が起こったりとか、いうような、そういう、いろいろと、そういう苦情もございまして、その都度ですね、関係する管理事務所の方にですね、報告したりというようなことは、最近、ございます。

特に、その法面等につきましてもですね、各自治会の方からですね、直接ですね、管理事務所の方にお問い合わせされたりして、やられておりますし、インターの周辺であればですね、

地元自治会が、法面を借地をされてですね、桜の木を植えて法面に草が生えないような状態にするとかね、いろんな、そういうふうな形で、いろいろと、意見を聞きながらですね、できることを、管理事務所の方と協議しながらですね、対応は、してきております。そういう状況でございます。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） はっきりした回数は分かりませんが、特に、智頭線で、山間を走っておりますので、山水が線路へ出て来て、非常に障害になっておるようなとか、雨の後なんかに、数回入ってくることがございます。中には、非常に、申し上げにくい、簡単なようなこと。蛇が、駅の構内うろうろしておった、どないど退けてくれとか、そういうような苦情も出てきます。そういう場合は、こちらで、直ぐできますので、そういう場合は、直ぐに行ってやっております。

当然、年間、智頭線等でも、協議会がございまして、その中で、聞いたことについては、要望したりして、町で対応するのか、もしくは、智頭急行株式会社の方に言うのか、そこは種別を分けて、対応をいたしております。

最初に、町長が答弁したとおりでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

1 番（石堂 基君） 建設課、それから企画の方も、地元なり個人から上がってきている要望というのは、数件の範囲かなというふうに、今の答弁で分かるんですけども、直接、それ以外に、事業者の方に、個人、あるいは自治会の方から、申し上げているケースも、きっとあると思うんです。それは、当然、あって当たり前ですし、従来が、そういう処理方式だったと思うんです。

ただね、やっぱり、実際、現場の声。現場の声というのが、これ、事業者の方の声なんですけれども、と言いますのも、私、この春に、周辺の自治会とも、あまりにもフェンスなんかが荒れた状態で、現場を、何とか、その事業者、要はネクスコですね、ネクスコに確認をしてほしいということで、現場立会いを申し入れて、で、自治会の代表者と共に立会いをしました。

で、津山のネクスコの管理課長と、それから、工務課長。工務と言っても、主は、本線の維持補修がメインなんですけども、従来あった、その維持補習課。維持課というのが、なくなりまして、今、その工務課の方に一括されているみたいなんですけど、その両課長が来て、現場、ずっと歩いてくれて、だいたい、こちらがピックアップした箇所の問題点というのは、もう全部、聞き取りをして帰ってくれたんですね。

ところが、実際、本格的には、非常に工務課長というのが理解を示して、全面的な調査をやりたいということで、やって、それから後に、また、自治会、数自治会にまたがるんですけども、返事は返しますということで、今、返事待ちなんですよ。

で、その時に、できる範囲ではやりたいし、当然、やらしてもらっていると。で、その、できる範囲という範囲をね、従来からずっと、先ほど言いましたように、要は、リーマンショック以降、あるいは、ネクスコに変わって以降、徐々に徐々に予算削減されて、そう

いう沿線の予算経費というのは、めちゃくちゃ削られてきよんやと。

で、特に、津山と、じゃあ、福崎の事務所を比較した場合、延長距離、営業距離は、津山の方が長いんだけど、福崎の方が維持補修費が高いと。そんな話を、そのネクスコから、私が聞いてもね、私が、どうこうできるもんじゃないんですけども、何が言いたいかというと、要は、事業者は、現場で頑張りたいし、地元から言われれば動きたいと。ただ、それには、予算が伴うもので、その予算は、どこで付きようかと言うたら、その上で付いているんで、是非、自治体の方に、そういう協議会の場に出て行っていただいて、いろんな声で、それこそ、ムカデ1匹の話から、蜂の巣の話からやってもらってもいいから、そういう要望がね、地元、これだけあるんやと。で、それを是非、出して欲しいんやということなんですよ。

で、別に、私、ネクスコの下請けでも、何でもないので、でも、結果的にね、それが、地元が、いろんな要望しているやつの早期実現に伴うし、今、やっぱり、全面的な拾い出しをやってね、何がしか、手をつけないと、特に、その、高速道路の法面の状況というのは、悲惨です。

で、これ、別に、どうしてもじゃないですけども、もし、ご案内せいというのであれば、ご案内させていただきますが、本当に、法面の中に、イノシシが住んでいる状態で、ネクスコの方にもお話ししたんですよ。あなた方が、フェンスの中で、イノシシやシカを買うのは自由ですと。ただ、それが、こちらの農地に出て来ないようにしてくださいと言ったんですね。

で、それは、でもね、お互いのためには、ならん話で、結局、向こうも、その将来的な法面の維持管理から言えば、中にイノシシが、ボコボコ穴掘っているような状態見過ごせんわけですよ。で、現場としては、早急に対応したい。でも、そこには、経費が伴って、当然、自分らも、本課に対して要求するけども、やっぱり地元の自治体もね、是非、協力してほしいんやという話なんです。

で、加西の市長がやっている協議会の話も、少ししたんですけども、やっぱり、これまでの中では、そういう強い要望が、行政の方からは、どうも出ていないみたいなんで、それを出すためにも、やっぱり、その、今のね、生の、その調査をやって、どんな要望が各自治会から上がってくるのか、1回掘り上げて、それを元にして、町長が、その協議会なり行かれた時に、あるいは書面で出すとかという手法を、1回取っていただきたいんですけども、町長、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） これまでもですね、沿線の中縦協の協議会で、そういう法面の管理、それから、騒音、防音壁の設置、それから、インターなんかのトイレの問題でありますとか、清掃の問題ですね。それから、排水の問題ですね、道路からの。こういう問題について、具体的に、年1回であったと思いますけども、大阪本社にも行ってですね、要望をして来ましたし、問題点を指摘しております。

で、当然、予算、向こうの、ネクスコの話も聞いてきておりますけれども、まあ確かに、この中国道、非常に、自動車、台数が少なくなってですね、山陽道ができましたので、そういう点からも、そういう保守なり維持管理経費、予算というものが削減されているということも、聞いておりますし、ただ、実際、地域として困っていること、対応していただかなきゃいけないことは、しっかりやってくださいということで、法面等についても、昔

は、きれいに刈ってくれてましたけれども、考え方として、山の部分だということで、全く放置されて、低木、中低木が生えてしまっているような所もあるわけですがけれども、民家に近い所なり、私とこの家があります金近なんかについては、何年かに1回、それを伐採してですね、きれいにしていくというようなことも、まだ、当然、やっております。

ただ、問題が、もっと深刻になってきているのは、今、お話の、フェンスがですね、破れて、これは、今、中縦走ってみると、電光掲示板でですね、注意項目が出て、シカなり動物の、その、衝突事故が増えているということ。これは本当に大事故につながる話で、フェンスの中に、イノシシなり、シカ。シカは飛び越えるということで、今、フェンスの上に、新しくまた、有刺鉄線をですね、張ったりしておりますけども、こういう問題には、しっかりと、本当に、対応してもらわないと、これは、大きな事故につながる問題ではないかと思えますし、環境面からですね、当然、そういう法面についても、非常に陰になるような、暗くなるような、そういう所については、きちっと伐採もしていただくということでのお願いもしていきたいと思えます。

確かに、予算が、非常に厳しいという中ですので、現場だけの対応では、いくらお願いしてもですね、難しいことは、よく分かっておりますので、本社の方にですね、こういうことが、全体の、皆の総意として、要望していくことが、その、そういう協議会の設置の目的でありますから、そういう形で、佐用町だけではなくて、これは、ほかの沿線町にも、当然、大きくかかわってくるものですから、一緒に、管理について、しっかりとやっていただくことについての要望は、行ってまいります。

それから、今、先ほどお話しのような実態について、それは、やはり、具体的に示していかないと、向こうも分かってくれないとがありますから、これは、担当課の方ですね、全て細かくというわけじゃなくて、大きな所ですね、ちゃんと、どういう実態であるかということの調査、これはするように、指示をいたします。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

1 番（石堂 基君） 調査の方法ね、どういうふうに検討されるかというのは、お任せなんですけれども、僕は、ほんまに関連する自治会が限られてますので、聞き取り調査でもいいですし、アンケートでもいいですし、何か要望ないですかという立ち回りだけの聞き取りでもいいですよ。

でも、そうした中でも、その活字で挙がってくるものが、実際どうなんやということを見るのに、もし、現場の方でも行かれるのであれば、私の周辺は、この先進地事例ですから、いろんな、えっ、と思うようなんがあります。

こんなことが、こんなとこで起こっているのというのが、必ず、周辺の、他の、例えば、佐用とか南光、旧のね、地区でも同じようなことが、起こり始めていると思います。うちだけの特例じゃないと思うんですね。

で、たまたま、県を越えて、岡山県側は、作東インターを整備した関係で、結構、法面が、最近、最近というか、5、6年前に触っているものですから、未だ、向こうは、先進地事例じゃないんですけども、兵庫県側の皆田から、大垣内にかけては、もう、素晴らしく進んでますんで、本当に、えって思いますから、是非、来てください。来てくださいますか、ご案内します。

そうした中でね、そういう要望を、どんな形で取りまとめていくか、あるいは、どんな

ことが起きているんやということを、その協議会の場で、是非、発信をお願いします。

これは、地域としてはね、従来どおり事業者に対して、要望も、当然、並行してやっていきますけれども、やっぱり事業者というんか、その、特に、津山なんかが思っているのは、行政の方から、積極的に、もっと動いてほしいんやということが、現場のね、担当課長も言い辛いと思うんですよ。自分とこの会社の話なんやからね。

でも、やっぱり、その声が出るというのは、やっぱり、そこ、切実なところだと思うんで、是非、お願いをしたいと思います。

じゃあ、2点目の方の質問させていただきます。

2点目としまして、ため池の防災対策についてということで挙げております。

21年災害以降、地域での防災対策が順次進められていますが、各地域に点在するため池については、災害発生時には、多大な被害を生じさせることが考えられます。毎年、降雨期を前にため池パトロールなども行われていますが、老朽化したため池については、潜在的な課題が多くあると考えられます。

そこで、次の項目について、伺います。

1点目、町内に点在するため池の現状把握は、十分に行われていますか。

2点目、各ため池に関する要望事項については、十分な対応ができていますか。

3点目、防災計画推進上におけるため池の問題点は、どのようなものがありますか。

以上、この場での質問とします。答弁、よろしくお願いします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、2点目のご質問で、ため池の防災対策などについてというご質問に、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、1点目の、町内に存在するため池の現状把握は十分に行われているかということですが、兵庫県条例、ため池の保全に関する条例による、いわゆる、条例ため池は、かんがい面積が5反以上のもので、佐用町内に154箇所ございます。ため池の管理につきましては、それぞれの池の管理者が行うこととなっております。5月22日開催の自治会長会において、農業施設等の被災前の適正な管理について、点検記録簿の記載例もお示しをして、適正な維持管理のお願いをしております。6月7日に、光都土地改良センター、警察、消防署、地元管理者及び町職員により警戒ため池のパトロールを行っております。町内すべての池の調査、点検はいたしておりませんが、本年度より、ひょうごのため池安全安心定期点検事業が始まり、現状把握が定期的に行うこととなりました。

次、2番目の、各ため池に関する要望事項につきましては、十分、それが、対策が行われているかということについてでございますが、今年度、県営事業で、才金の今ヶ澁池、町営では、地域水利施設ストックマネジメント事業で大畑の花祭池と東徳久の大谷池、また、県単独緊急ため池整備事業で下徳久の惣田池と本郷の家谷池の工事を予定をいたしております。現在、池の改修等について要望があり事業化に向けて検討をしておりますけれども、国における土地改良関係予算の大幅な削減、平成23年度から始まった県単独緊急ため池整備事業の見直しにより、長期的な事業計画の樹立が難しくなっているのが現状でございます。今後も、関係予算の拡充・継続を国、県に強く要望し、早急な事業化を目指す所存でございます。

次、3番目の、防災計画推進上におけるため池の問題点はないのかということですが、佐用町地域防災計画の災害危険箇所に登録されているため池は、才金の今ヶ澁池

1 箇所、現在、県営ため池事業において改修が進んでおり、警戒ため池の解消が図れる予定でございます。ため池の管理者は、所有者や耕作者であり、県、町は適正な管理などについて指導を行い、危険な状況が発生した場合は地元と県に協議をして警戒ため池の指定を行い、地域防災計画に位置付けをして事業化の推進を図って参ります。

また、受益がなくなったため池につきましては、防災上の観点から、地元と協議を行い、このため池の廃止に向けた取り組みも必要であるというふうに考えております。

以上、簡単でございますけれども、最初の答弁とさせていただきます。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

1 番（石堂 基君） まず、ため池の方の現状把握ということで、その箇所数については、一応、かんがい面積が5反以上、まあまあ、中規模以上は、これに該当するかと思うんですけども、154 箇所というふうに説明がありました。

で、これ、旧来だったら、その、ため池台帳というのが、だいたい、規模にかかわらず整備してあったと思うんですけども、要は、町内に、後、どれぐらいのため池が、これ以外にあるのかというのですね、ご存知のように兵庫県は、多分、全国一番なんかな。このかんがい用のため池の設置数が。

で、正直申し上げて、新町になってから、ため池の数が、どれぐらいになっているかというの、私、不承知でありまして、実際に、その、ため池台帳に記載されているのが 154 箇所なんか、あるいは、それ以上に把握している分があるのか、それをまず 1 点、お答えいただきたいのと。

それと、もう 1 点、ちょっと今の答弁の中で、町長の中で、危険箇所に指定しているのが、才金の今ヶ途ということであったと思うんですね。

で、ちょっと、文言が分からないので確認したいんですけれども、例えば、ため池パトロールの対象になっている警戒ため池という、警戒ため池という呼称と、それから、今言った、危険箇所に指定されているため池というのが、町のため池の保全管理規定、要綱に規定するとこの防災ため池との関連性ですね、ちょっと、防災ため池というのと、それから、危険箇所に指定しているため池というのと、それから、警戒ため池、ちょっと、この3つの呼称の違いというんか、何か、関連性というのを教えてください。それが 2 点目。

それと、もう 1 点は、ため池の改修要望について、24 年度については、今ヶ途をはじめ、数箇所が予定を、もう既にされていて、実施になると思うんですけれども、残りの要望を聞いている箇所もあるというふうにご回答だったと思うんですけれども、だいたい、その箇所数ですね、未実施、あるいは、未着工の箇所数、その件数、以上、3 点、お願いします。

〔町長「担当課長」と呼ぶ〕

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） ため池につきましては、条例ため池以外が、9 つございます。合わせまして 163 ということで、把握は、今しております。

それから、呼称の関係でございますが、読み名の関係でございますが、これにつきましては、それぞれの関係しますところでの呼び名という考えで、解釈していただいていいと思います。

防災上から言えば、防災ため池だと言っているし、危険ため池と表現するのは、そういった意味での考え方でいいと思いますけど。

で、後、もう1つ、要望ですが、要望が出ておるのは、昨年も、県の緊急防災事業の中です、7箇所ぐらい挙がってきたわけですがけれども、実質、この中で、後、要望的なもので、事業化していないのが、2つぐらいだと思います。

これは地元の合意も必要ですし、当然、負担金の関係もございますので、そういったことを調整しながら、今、進めておる状況です。後は、予算との絡みが、もう1つはございまして、先ほど、町長の答弁にもございましたように、国、県の予算をいただきながらということでございますので、その調整をしながらということで進めております。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

1 番（石堂 基君） ちょっと分からないので、もう一度質問させてください。

警戒ため池、あるいは危険箇所指定しているため池は、それは、便宜上使っている。で、164 箇所が、これが防災ため池台帳に載っている箇所数なんですか。それとも、ため池台帳に載っている箇所数なんですか。で、それね、それちょっと、答えていただけますか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 163 箇所というのは、農業用ため池という形での調査の中でございます。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

1 番（石堂 基君） その中で、防災ため池として指定しているため池は、ないんですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 先ほ、言いました、防災ため池、危険ため池、警戒ため池等もいますが、今ヶ途池が、1 箇所、今までは挙がっておったということでございます。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

1 番（石堂 基君） 分かりました。じゃあ、その 163 箇所の内、ため池台帳の確認なんで、ちょっと、細かな質問になって申し訳ないんですけども、土地の所有形態ですよ。いわゆる。要はその、事故防止なんかの安全対策を、どちらがやるかというところで、その所有形態が、全くの私有地か、あるいは、従来からたくさんある、旧内務省のやつね。地番が振らずに、青色で塗ってある。字限図上が大半だと思うんですけども、大半は、その、旧内務省土地、地番の振ってないため池という理解でよろしいですね。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 箇所数まで、ちょっと、ここでは把握できませんが、そういった考え方でいいと思います。

ただ、管理につきましては、あくまでも、その地元という考え方を取っております。管理ですよ。管理ね。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

1 番（石堂 基君） 管理ですよというふうに念を押されると、言わんでええかなと思ったんやけど、思わず言いとうなるんですけども、当然、国有地、旧内務省のね、官有地、国有地、それから町有地、県有地の底地が、そういうふうになっているため池の管理というのは、所有権者の管理。管理というのは、受益者の管理部分と、所有者の管理部分というのが、これ、要綱の中にありますよね。要綱というのは、町の要綱ですよ。皆さんが作られている要綱の中に。

で、その中で、国、県、当然、旧内務省も含めてですけども、要は、公の、水色のため池についたら、土地の管理等、事故防止対策というのは、これは町のはずですよ。一応、要綱でいけば。で、後の、受益者の、用水確保利用者の方の管理というのは、例えば、堤の保全だったり、機能保持だったり、そうしたことの、その、管理上の報告を町に上げていくという、そういう管理義務は、当然あるんですけども、僕、何が言いたいかというと、このため池のね、危険ため池が、どこなのか、分からないまま、町内、ぐるっと回っていて、ため池が、中規模以上のため池ですよ。あるにもかかわらず、防護柵。防護柵がある所は少ないんですけども、その立ち入り禁止の看板がないため池を、旧の、たまたまですけども、佐用町内で多く見たんですね。

で、旧の上月の場合は、必ず、もう錆びているかどうかは別にして、立ち入り禁止というか、危険予防の看板あげているんですけども、佐用には、それが無い所が、たくさん目に付いて、じゃあ、その管理は、町がやらないといけないんで、やる必要があるんじゃないですかという趣旨なんです。

で、その時に、その、さっき言ったように、一応は、大半が、土地所有を公がやっている所なんで、町管理のため池、所有者の管理義務も伴うため池なんで、まあ、国や県がやってくれるはずないんで、本来、地元の自治体がやっているもので、町の方での看板設置ぐらいは、やらないといけないんじゃないですかという話に持っていきたいんですが、ち

よっと、私の認識間違っていますか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 土地の所有形態につきましては、これは、当初の形の中で、内務省というような形を取られたと思うんですけれども、土地台帳作る時にですね、これは、所有形態が内務省であって、国が、一括で全部管理しておるといふ土地のような形では、私は、ないと思いますけれども、元々、池というのは、地元の必要性を持って、地元で作られたものだということであると思います。

ただ、今、おっしゃられるように、その池の管理につきましては、昨年も、ああして、加古川でしたか、子どもが事故で亡くなるというようなことがございまして、その後につきまして、事故対策については、十分な施策を取ってください。施策というんですか、対策を取ってくださいということでの、お願いは、自治会長会等でもお話をしながら、こう、やってきておるわけです。農会長会等でも。これにつきましては、対応策は、いろいろこう、あります。ですから、看板だけでもというような形もありますので、そのへんの看板等につきましても、できれば、何とか、地元対応でお願いできないだろうかというようなことも、その中で、お話をしてきた経緯がございます。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

1 番（石堂 基君） いや、それは、課長、違うと思いますよ。

これ、条例お持ちかな。これ、要綱ですよ。佐用町のため池保全管理に関する要綱の中に、これ別表のとおり、いろんな管理義務を負いますというやつですよ。

で、その中に、当然のことながら、ため池は、かんがい用のため池で、土地の所有形態があつて、で、所有者の管理ということ、受益者の管理ということ、ちゃんと分けてあるんですよ。

これ、最近変わったものじゃないんですよ。これ、多分、旧の佐用郡、多分、同じ条例だと思ふんです。

それで、その中で、所有者の管理の中に2つあつて、1は、受益者への指導、助言、援助ね。これは、だから、安全に管理してくださいねとか、それから、援助ということは、傷んだから、あるいは災害に遭うたから直してくださいねと言うたら、それを受ける立場。

それと、もう1つ、土地管理と事故防止対策というのが挙がっているんですよ。

で、旧の上月なんかで、その看板設置したんは、結局、ここに基づいて、最低義務。最低義務やね。事故防止の。要は、その周辺に立ち入って、子どもが落ちてても、大人が落ちてても管理者責任問われるから、いや、こういう予防だけはしてますよということで、看板を挙げているのが事例ですわ。

で、これを、さっき課長が説明したみたいに、その事故防止対策まで地元にといふのは、それは、本町の場合、大半の池が当てはまらないと思います。

播磨町とか稲美なんかの、中にあるやつは、個人所有のため池ですね。私有の。だから、それは、私有というんが、それが後々団体になったり、水利組合になったりして、要は、所有形態が公じゃないやつは、確かに、個人が責任を問われるケースもありますけども、

私、思うのに、町内の池で事故が起きた場合、その管理責任を一番に問われるのは、地元の管理組合じゃないと思うんです。これから言えば。

いや、国の法律とのね、差異はあるかも分からないけど、でも、皆さんが、定めている、この要綱で、所有権者の管理として、事故防止対策をするというふうに書いてあるんですから、これは、最低限やっておかないと、まあ、いいんですよ。町がやるにしても、地元にお任せするにしてもいいんですけども、その手立てだけは、そろそろ打ち始めた方がいいんじゃないですかという提案なんです。

町長、どうですか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 申し訳ないですけども、勉強不足なんですけども、その所有権という中で、その土地、そのものの底地、池がある所の土地、これは、昔から、河川と同じようにですね、水路、これは、個人じゃなくって、いわゆる公の物として、地図の上、公図の上では青で示すという、そういう形の土地の形態、登記の仕方ですね、登記上ですね、あったと思うんですけども、ただ、それはあくまでも、土地は、公の物であるけども、そこに利用しているのは、この水利権、水利権者というものがあって、受益者、耕作者が、皆で、そこに堰堤、堤をつくって、水を溜めて使うという形態ですね。だから、その堤をつくりですね、水を溜めるということについては、これは、受益者が、作っているものであって、そういう面でいう所有権は、私は、その水利権者、地元にあるというふう思うんです。そのために、それが、傷んだ時に、農業用施設として、町なり、県の、こういう補助事業として、事業見ても、町が主体で、町なり県の、また、国の事業ではなくって、地元に対しての補助という、負担を取って、地元、町が、それを代行してやるとかという形を取っているわけであって、ですから、そのこの、底地が、個人の名義になっている所も確かに、まあ、場合によってはあると思うんです。

だから、それで、その所有権が、その、池そのものの所有者が違うというのは、ちょっと、私は、違うんじゃないかと。

だから、あくまでも管理、維持管理については、その池の水利権者、受益者が行うということが、今まで原則としてやってきているわけなんで、当然、その安全管理についても、基本的には、その池をつくっている水利権者が行うということが、これは、私は、原則だったと思います。

ただ、それに対して、費用が掛かるから、どういうふうにするか。それは、やっぱし、公の、公として、町として、どれだけ援助できるか。補助できるかという。するか。それは、また、別の問題であろうかと思うんですけども、私は、まあ、その要綱です、今、お話の、土地の登記上の形態の中で、判断をされているんですけども、そのへんは、若干、ちょっと、もっと私自身、勉強してみないと、はっきりしたことは言えませんが、今の思いでは、ちょっと、石堂議員との見解とは、異なるというふうに感じましたけれども。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

1 番（石堂 基君） 今日は、非常にタフな 1 日に、朝からなっているんで、私は、和やかに一般質問を終わろうと思っているんで、事を荒立てないでください。

でね、まあ、だから、私が言っているのは、要綱に、じゃあ、問題があるんかも分から

ないんで、それは、地元の管理者がやろうが、町が応援しようが構わんのんですけども、とにかく事故防止のための対策を、どちらかが打たなければいけないのは、明らかですから、それは、そろそろやった方がいいんじゃないですかという意見なんです。

むしろ、要綱のところで疑問があるんだったら、これまた、見ていただいてもいいですし、分かりやすいように、太い字で印刷してますから、これまた、後で、見ていただいたらいいんですが、少なくとも、所有者の管理の欄に、受益者の指導ということと、その事故防止対策というのが、並列して書いてあるということは、ここは受益者じゃないという、まあまあ、そのことは、もういいです。

また、

町長（庵逄典章君） 分かりました。

やっぱり、ため池についてね、そういう事故が起きる可能性もあるし、その安全対策が、やっぱり、きちっとやるべきだという話は、これは十分、理解をできます。

ですから、特に、最近、子ども達が、よくバス釣り、釣りなんかに、出かけたりですね、そういうこともやっている事例もありますのでね、昔から、私の近くでも、この池では危ないから、遊ぶなとかいうような看板は、佐用にほとんどないと言われましたけれども、私は、本位田のあたりの池には、昔から、ずっと立っているのを確認をしているんですけども、そういう物は、立ててきたことは確かだと思います。

これも、PTAなり、学校なりも一緒に、夏休み前に、一緒になってですね、そういうことをしてきたということも、PTAや保護者、PTAですね、一緒に、そういう活動もしてきたということもあったというふうにも記憶しております。以上です。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

1 番（石堂 基君） それでは、防災計画推進上の問題点ということで、私、今回、ため池の、このことについて、一般質問させていただいたというのは、実は、先般配られました、この町のハザードマップですね、これを何気なく見て行って、ほとんどの記述の所が、何も、前回と変わっていないな。浸水想定区域が変わっているというんか、実際に、浸水になった所が、ずっと表されているんやなと、ふと思った時に、先ほど、ありましたよね。危険ため池、今ヶ遼。まあ、本年度、改修予定なんですけれども、今ヶ遼のところに何のマークもないんですよ。

要は、マークがないと言うんか、記述がないと言うんか、このハザードマップから、要は、ため池というのは、確かに、水色では塗られて、水面は分かるんですけども、ため池がハザードマップから抜けているということは、ため池は、安全なものかと言ったら、そうじゃないと思うんですよ。

で、端的に言えば、まずはその、今ヶ遼の関する記述が抜けている。ここは危険ため池ですよということで、ねっ、当然のことながら、記述しておかなければいけないのと、それと、これも、私、このため池の話で以前にもさせてもらったと思うんですけども、その時にも言ったんですが、各ため池の堤体が崩壊した場合に、満水時どれだけの下流に影響があるかっていう調査を、平成に入ってから、旧の上月町ではやっているはずなんです。佐用町では、分かりません。

で、少なくとも、そのデータが、データと言っても、電磁的な、当時はデータじゃなかったと思います。多分、アナログで、満水量、浸水深、計算して、満水量を計算して、堤

体がいっぺんに崩れた時に、どれだけの水が、時間的にどこまで行くかというんで、要は、浸水区域を、色塗りしていたような感じがあったと思うんですよ。

でね、そのデータを何とか探し出して、私この、防災マップに入れて欲しいと思うんですわ。まず1点。

で、これは、冒頭に聞きましたように、163箇所の、そのため池台帳が整備してあるんだったら、当然、その中に、容量とかというの、全部、数量、堤体の長さとか、浸水深とか書いてあるんで、だいたいの満水量というのは、計算できるはずですよ。

概ね、それが、水の流れの量と、その量で、どこまで浸水するかというのを、それから、例えば、堤体の土量ですね、堤体の大きさによって、土石流の量が、どれぐらいまで行くかというのは、少しでも、ちょっとお金を掛けても、要は、土石流という形で、どこまで被害が及ぶのかというのを、少なくとも、私、この中に入れてほしいと思うんですわ。

でね、これ、ハザードマップは、一応、県が指定している、例えば、土砂災害の警戒区域、あるいは、崖崩れの危険箇所。特に、土砂災害については、急傾斜地なり、土石流、2種類ありますけども、それぞれ県が出しているデータを基にして、だいたい土が、ここまで行きますよ。急傾斜地の崩壊は、ここまで行きますよというの、全部、この中に入っているわけですよ。この中にね、この黄色い枠。

ほなら、これと同じものが、僕、ため池にあってもいいと思うんです。

で、あってしかるべきだし、あることによって、例えば、今度の住宅をどうするやとか、あるいは、台風時に、その周辺、どこまで影響があるんやとかというのは、地元の間は、今現在、知るよしがないので、それは、是非、何とかね、この中に当て込むように、再度調査なり、あるいは以前に調査したやつを掘り返して欲しいと思うんですけれども、それが、まず1点と。

これもう、時間がないんで、要望だけにしますけども、このハザードマップ、これは、要望だけじゃないわ。確認したいんですけれども、これ、PDFで一般の人間が取り出すことができますか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） それは、できません。現在、行っておるのは、そのPDFで取り出すことができません。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

1番（石堂 基君） 町長、これ、せっかく、これ作ってもね、これ各地区、13地区いうことで、これ大半が幕山なんですよ。この大きさのこれを見て、各集落でハザードマップ作る時に、役に立つと、僕は、思わないんですよ。もっと、縮尺を変えて、集落だけがピックアップできるようなデータがあれば、集落の作っているハザードマップとリンクさせるいうんか、重ねて、土砂の、だいたい流出範囲がここですよとかということで、活用できるんですよ。

これだったら、幕山、こんなに派手に色が塗ってあって、ああ、こんなに危ない所があるんやぐらいでしか見れないんですよ。

で、同じこれを各戸に配布するんにしても、僕は、幕山全体のことを知るんには、いいかも分からないけど、住民にしたら、やっぱり身近な所のやつを、より詳しく知りたいはずだと思うし、僕は、そう思うんですわ。

少なくとも、集落単位で、これ、多分、データ化しているやつだから、大垣内だけをピックアップして、これを、例えばA3のサイズにして配布するということは、そんなに経費かけなくてもできると思うんですよ。だから、それぐらいのサービス精神はあってもいいんじゃないかなと思うんですけども、まあまあ、それは、もう既にやっていることです。から、ただ、せっかく出て来たデータを、そういうふうにして使いたいという、地元でね、使いたいという人間があったり、これから地元を使うのに、これがある程度、PDFでもいいから、ダウンロードして、地元で、個人が見れるようにね、是非、して欲しいと思うんですよ。そうすることによって、これビューと延ばして、多少、線はぼけるかもしれないけども、大垣内の分だけ、自分とこでプリントアウトし、自分とこのハザードマップに役立てることができると思うんですが、それについて、ちょっと検討してもらえませんか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） 22年から23年の前半掛けて、防災マップづくりをしていきましたが、その中では、その詳しい地図を、それぞれの自治会別にお配りして、それをマップに落としたマップづくりの練習をしていきました。その資料は、紙ベースですけども、各自治会にお配りして、各自治会でマップを作られる時の参考にされております。

今後、今、石堂議員の申されましたようなことにつきましては、検討して、できるだけ、町民の安全が買えるよう、データ化も考えていきますので、どうぞ、宜しくお願ひしたいと思ひます。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

1番（石堂 基君） よろしくお願ひしたいんは、こちらなんですよ。

確かに、ハザードマップを作る時の講習会で、そういうペーパーな物は、いただきました。それで、県が作っているやつ。あれは、別に役場からいただかなくても、県のホームページに行けば、ダウンロードして、全部入手することができるんです。だから、私は、これも、せめて、ダウンロードして、PDFでいいから見れるようにしてくださいと。

でね、マップづくり、もう終わっているやないかというところが大半だったら、ごめんなさいなんやけど、このマップと一緒に、大半の所は、河川の工事が終わってないですから、当然、また、暫定マップなんですよ。

だから、正確な最終マップ作って、大きな看板でも作ろうと思えば、やっぱり、より正確な内容が知りたいので、当然、今度、変わっている浸水想定区域。今度、工事が完了した時に、県が出してくる想定区域。それから、さっき言ったように、ため池の崩壊時の氾濫区域。それから、より正確な、こういうほかの、土砂災害なんかの、データがあれば、一番いいんですけども、データなかったら、より正確なラインがわかる物を買って、ハザードマップ、集落ごとのね、を作りたいんで、と思っている集落は、ほかにも、きっとあると思うんですよ。

だから、同じ資料、高いお金を作って、こういう物を作って、配りましたじゃなしに、後々、活用していく、あるいは、集落が、それを基にして、非常時に活用できるような物にしていっての方が、僕は、いいと思うので、そういう提案をさせていただきました。

特に、答弁は要りません。よろしく願いしますということをお伝えして、私の方の質問を終わりたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君の発言は、終わりました。

続いて、鍋島裕文君の質問を許可いたします。

〔 16 番 鍋島裕文君 登壇 〕

16 番（鍋島裕文君） 失礼します。16 番、日本共産党の鍋島です。

最後になりましたが、どうか、よろしくお願いいたします。

私は、まず、本町業務の民間委託問題について、現在の指定管理者制度導入の現状や課題を明らかにする中で、今後、当局が進めようとしている水道事業管理運営の包括的民間委託やごみ収集業務の民間委託問題について、本町の公の施設が、文字通り地方自治法第 244 条第 1 項でいう住民の福祉を増進する目的を持って、その利用に供するための施設と言えるような住民本位の管理運営となることを求めて質問いたします。

本町の指定管理者制度は、この制度導入を行った、改正地方自治法が、平成 15 年 9 月 2 日から施行され、平成 18 年 9 月 2 日までに、従来の管理委託制度から指定管理制度への関係条例整備が義務付けられたため、本町では、合併後の平成 18 年 3 月議会で、関係条例整備を行い、同年 6 月議会で 12 施設について指定管理者指定の議決が行われ、その後、随時、施設の指定管理契約が議決されてきました。

勿論、この法律は、公の施設を指定管理者に指定できるというもので、従来、管理委託していたから、法改正により、指定管理にしなければならないというのではなく、直営方式に戻しても、何ら差し支えはないものでありました。

指定管理制度は、大きな問題を持つものですが、政府は、この制度の趣旨について、民間ノウハウ活用と、競争原理導入で、町民サービス向上と、コスト削減につながると説明をして参りました。

では、佐用町の場合、指定管理制度導入で、町民サービス向上は、具体的には、どのように向上したのかを検証すべきだと思います。

そこで第 1 点目として、本町で指定管理制度を導入している施設は、いくつあるのか。その内、指定管理者を公募したものはあるか。

第 2 点目、指定管理制度で義務付けられている、町と指定管理者の協定書は、厳守されているのか。例えば、土づくりセンターでは、本年度、毎年指定管理料、24 年度は 780 万円ですが、これに加えて運営費助成金 590 万 5,000 円を計上しています。問題はないでしょうか。

第 3 点目、指定管理制度を導入して、6 年を経過しております。この制度導入で、直営に比べ、どのようなメリットがあったのか。

第 4 点目、来年度予定されている南光地域福祉センターの指定管理制度導入のメリットは何なのか。

第 5 点目、本町の公の施設のうち指定管理制度を導入できないと考えている施設は何か。また、その理由は。

第 6 点目、指定管理者の監督について、議会は指定する際、議決をする議決権があります。実態は、議決権だけで、指定管理者の事業報告は、議会への提出は義務付けられてい

ません。不十分なものであります。当局は、どのような監督をしているのか。

続いて、民間業務委託について伺います。

本町業務の民間委託について、町長は、水道事業管理運営の民間委託の本年からの導入に際し、将来的には、長期の包括委託を考えているとの見解を明らかにしています。この町長見解の長期包括委託というのは、水道法第 24 条の 3 でいう第三者委託と考えられるわけですが、この第三者委託の是非を判断する上で、どうしても利益最優先となりがち民間業者への業務委託について伺います。

第 1 点目、本年度からの水道事業管理運営の民間委託の具体的なメリットは何か。

第 2 点目、民間に委託した場合、町職員の中に専門職がいなくなれば、業者のいいなりになるというような弊害が生じてくるのではないかと。

第 3 点目、将来的には、水道法第 24 の 3 の第三者委託を考えておられるのか。

第 4 点目、スクールバスの民間委託の問題点、これを、どのように考えておられるのか。

第 5 点目、ごみ収集業務については、第 2 次佐用町行革大綱で、民間委託としているわけですが、民間委託のメリットとデメリットを、どのように考えておられるのか。

最後のまとめとして、町の後期基本計画や行革大綱では、公共施設、公の施設の民間業務委託の推進を挙げています。地方自治法の公の施設の意義からして問題はないかと。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、今日、最後のご質問であります鍋島議員からのご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、民間委託に関してのご質問でございますが、まず、初めに、指定管理者制度についてのお尋ねでありまして、1 点目、本町の指定管理者制度導入施設は 15 施設であります。このうち公募によるものは、テノン合同会社が管理を行う、三日月木工加工施設の 1 施設でございます。直営から指定管理になった平福郷土館、県から譲渡を受け NPO 法人こどもとむしの会が管理する昆虫館以外は、従前の管理委託先が指定管理者となっております。

2 点目、現行委託の中で協定書は厳守されているか。例えば、土づくりセンターでは、本年度予算に毎年の指定管理料 780 万円に加えて、運営助成金 590 万 5,000 円を計上しているということで、協定上の問題はないかとのご質問でございますが、土づくりセンターの運営費助成金は、指定管理者である兵庫西農業協同組合が購入する特殊ダンプトラックに対する助成であり、基本協定書における物品等の扱いで J A への助成を定めており、協定上の問題はございません。

3 点目、同制度導入の現状からして、直営に比べて、どのようなメリットがあると考えているかとのご質問でございますが、土づくりセンターにおけるメリットは、兵庫西農業協同組合の栽培ノウハウや経営手法及びその販売流通網を最大限に活用できる点にございます。

例えば、地域での堆肥利用を促進し、佐用郡コシヒカリ部会との契約栽培によるコシヒカリ特別栽培米のブランド化、堆肥の特売の実施や折り込みチラシによる PR など、販売促進の取組などが挙げられると思えます。

また、堆肥生産から運搬・散布までの機械化によるシステム化を図り、利用者のニーズに応じたサービスの提供を行っており、直営では難しい一元的で効率的な管理運営が行わ

れているというふうに思います。

その他の施設におけるメリットでございますが、施設の性格が様々でございますが、長年にわたって管理を受託してきた者が指定管理者となっているケースがほとんどでありますので、そういう意味で、施設の設置目的は十分に理解をされていると思っております。

その上で、指定管理者となった最大のメリットは、自主的サービスの提供が可能となった点であり、事業者の自主性と、より効果的で工夫した運営に期待をいたしております。

4点目の、来年度予定している南光地域福祉センターの指定管理者制度導入のメリットは何かとのご質問でございますが、南光地域福祉センターは、平成11年4月から福祉の拠点施設として多くの方に利用されており、現在、施設の大半は町社会福祉協議会が利用している状況でございます。

今後は、指定管理者制度の導入により、町においても、社会福祉協議会においても、予算の執行や施設の管理事務、更には、状況に応じて迅速な処理・対応が図れるなど多くのことが期待できます。

本町の社会福祉協議会は、デイサービスをはじめとする在宅福祉サービスの拠点でございます。ともに支えあう健康と福祉のまちづくりを展開する上においても、また、社会福祉協議会の事業拡大と福祉サービスの更なる充実を図っていくためにも、南光地域福祉センターの指定管理者制度導入は、適切なものであると判断をいたしております。

次、5点目の公の施設のうち指定管理制度を導入できないと考えている施設はとのご質問でございますが、ご承知のとおり、指定管理者制度の対象となるのは公の施設でありまして、地方自治法の規定にある公の施設とは、地方公共団体の設置する施設のうち住民の福祉増進を目的として、住民の利用に供する施設でありますので、ほとんど全ての施設が指定管理者制度の導入対象と言えると思います。しかし、実際には指定管理者制度が直ちに導入できるのは、個別法での制約がない体育館や文化センターなどのスポーツ・文化施設ではないかと思えます。

公の施設の管理につきましては、施設の種別に応じて個別の法律で様々な規制が設けられております。

例えば、公立学校は学校教育法の規定により民間では管理ができませんし、病院は医療法人、福祉施設は福祉法人というように、施設管理の法人形態が限定されている場合もございます。

また、公営住宅は公営住宅法の規定により、民間事業者による管理は可能でも、業務の内容が制約を受けます。

このようなことから、指定管理者制度導入にあたっては、個々の施設の設置目的等に照らして検討を進めて参る必要があると思えます。

6点目で、同制度の監督について、町当局は、どのような監督をしているのかとのご質問であります。地方自治法では、指定管理者は毎年度終了後、事業報告書の作成が義務付けられており、町は実地について調査し、必要な指示をすることができます。管理を継続することが適当でないと認める時には、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることもできることとなっております。

また、条例に基づき、施設の設置管理条例と照らし合わせながら、業務の範囲や実施条件、備品等の取り扱いから損害賠償に至るまで、管理運営過程での問題解決を図ることのできる協定を締結いたしております。

指定管理者制度を導入しても、公の施設の設置者としての責任は当然町にございますので、各担当課においては、常日頃より施設の管理運営を注視しており、毎年提出される事業計画並びに事業報告書の中身も精査しながら、施設の設置目的を達成できるように監督・指導をいたしております。

次に、民間業務委託についてのお尋ねでございますが、1点目の、水道事業の具体的なメリットであります。第1に、水道事業を取り巻く環境は近年大きく変化をしており、水道水源汚染への対応、クリプトスポリジウムなどの病原生物に対応するための水質管理問題が生じており、水道法改正においても、より厳しい水質管理が求められるようになっております。この問題に対応すべく専門技術者による水作りから水質検査までの、一貫した流れが構築され、水質検査の結果を即座に水作りに反映させることが出来るようになり、より高度化した安全、安心、安定した水道水を供給することができるというふうに考えております。

第2に、業務の効率化・コストの削減と行財政改革の推進であります。機器の故障が発生した後に対策をし、機能を回復させる事後保全でなくて、事前に対策を講じて、故障を防ぐ予防保全の考え方のもとに管理することができ、機器の延命、長寿命化が図れると思います。また、各メーカー、専門業者に依頼している緊急時の修繕、定期点検業務内容を精査し縮小化することができて、修繕費や保守点検委託料を削減することが可能と考えております。

この度、水道施設運転・維持管理業務を民間委託をすることにより、上下水道事業の維持管理体制が一体のものとなり、従来の上水・下水の枠を越え、効率化した管理運営体制が可能となりました。今後、管理状況を見極めながらより一層の充実した体制を構築すると共に、効率化と経費の削減にも努めてまいりたいと考えております。

また、本町の委託は、一部民間委託であり、水道法上の責任は、当然、町が背負うこととなります。このことは、町が水道技術管理者を置き、水道施設運転・維持管理の総括や最終判断を行うことであります。このため、今後も、水道管理技術者の資格取得研修に職員を派遣し、職員の技術水準を保持し、事業者としての責任を構築して参ります。

次、3点目の、水道法の第三者委託でございますが、水道法的には第三者委託は可能ではあります。現時点では考えておりません。第三者委託とは、水道法上の責任を第三者に背負わせるものであります。第三者委託では、企業としてのリスクが増大するため、そのリスク分が委託価格に転嫁をされます。本町の将来の財政状況を鑑みれば、現時点では正しい選択ではないというふうに考えております。

第三者委託を実施すれば、町職員は、水道技術管理者が必要なくなるため、職員の水道技術レベルの低下を招く恐れがあり、2点目の質問の、業者の言いなりになることについても、それに繋がる恐れもあるというふうにも考えられますので、第三者委託は、当面、考えておりません。

4点目のスクールバスの民間委託の問題点をどのように考えているかということのご質問でございますが、まず、契約行為の観点から申し上げますと、スクールバスの運行・管理業務の委託は、ご承知のように、地方公共団体と民間事業者が委託契約を締結し、その契約の範囲内の業務について、民間事業者が独立してその受託業務を履行し、履行業務について定期的に報告を受け、その履行内容に応じて委託料を支払っているというものでございます。

また、委託業務内容を変更する場合におきましては、緊急やむを得ない場合を除き、業務責任者と協議、調整して、その上で、変更することといたしております。

次に、スクールバスの運行・管理業務の効率性・安全性等の観点から申し上げますと、今、受託いただいております業者につきましては、旅客運送業者としての許可を受け、定期的に安全運転講習会を開催するなど、受託業務を責任をもって適正に履行をしていただいているものと考えております。これらの業務を町が行うことになると、臨時の場合の運転員の確保や安全・安心をどのように確保するかという面から、業務委託の方が安全で効率的であるというふうに考えております。このため、業務委託につきましては、契

約行為や効率性、安全・安心の面からも、現在のところ特に問題はないと考えておりますので、今後とも、このような形を取っていききたいというふうに考えております。

5点目の、ごみ収集業務の民間委託のメリット、又は、デメリットはというご質問でございますが、ごみ収集業務の、直営か民間であるかという、収集主体の違いは、現行のサービスを確保すれば、住民生活に大きな影響を及ぼすことはなく、町民が行政に求めるものは、住民サービスを後退させることなく、最小の経費で最大の効果を追求していくことであり、民間委託のメリットとして、民間委託することで行政側としましては、コスト削減と、民間活用による行政のスリム化、行政改革の推進が上げられ、民間委託をした場合のデメリットというものは、特に、見当たらないものと思っております。

最後に、民間業務委託の推進についての問題点ということについてのお尋ねでございますが、非効率な公の施設の管理方式を改め、効率的な施設管理を目指すところに指定管理者制度の最大の目的があるというふうに思っておりますが、それは単なる経費節減や利用者の増加とは違うというふうに認識しております。

施設の設置目的が、住民の福祉増進にあることを忘れずに、経費節減も重要でございますが、住民の福祉の後退やサービス低下を招かないよう今後も留意して参ります。又、各種の業務委託においても、指定管理者制度と同様の観点から適切に判断をしていくことが肝要であるというふうに認識をいたしております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） じゃあ、再質問させていただきます。

最後のところでね、今、総括的な見解を述べていただきました。

確認しておきたかったのは、結局、本町の後期計画にしても、行革大綱にしてもね、指定管理制度や、それから民間への委託というのが、かなり、この言葉が踊っておるんですね。で、勿論、民間委託が、一概に悪いというような問題ではありません。

ただ、ただ今、最後に町長が言われたようにね、コスト削減できたとしても、いわゆる町民福祉の後退、町民サービスの低下になるようなものであればね、これは、考えなきゃいけないと。公の施設の趣旨からしましてもね、これは、この 244 条の趣旨に沿わないわけですから、そういった民間委託はすべきでない。そういう角度から、今後のね、民間委託方針を立てていただきたい。

と言うのは、行革大綱や何やら出た当時というのはね、いわゆる小泉構造改革、華やかしなり頃でね、官から民営、規制緩和、これがもう、市場経済活発にするベストな方法だというふうなことで、ドンドン進められて来た。その結果がね、客観的には、これが、大失敗だったというのが、明らかになっている。そういった経過がありますので、本町の民間委託については、本末転倒のないように、この点はね、今、町長、答弁されましたけども、その立場でやっていただきたいというふうに思います。

それでは、指定管理制度の再質問を行います。

本町の場合、答弁にもありましたように、従来、管理委託制度の下でやっていた管理委託をね、法律が変わったから指定管理者として、指定したというのが、この平成 18 年 6 月議会の 12 施設のほとんどの内容でありました。

この経過からしたらね、これ自体は、やむを得ない、ある面では、妥当なことだというふうに思うんです。

しかし、そうやって、その後、全部で 15 施設が指定管理されてますから、その後、3 施設増えたわけでありますけれども、指定管理制度そのものはね、やっぱり、仕方ないからやるんじゃないかって、この趣旨からしたら、コスト削減の上に、更に、町民サービスの向上を目指すという点があるわけですね。そういった点からしたら、現在の指定管理の実態というのは、それは、どのように追及されているんだろう。

確かに、土づくりセンターではね、その販売網のノウハウや、それから、いわゆるコシヒカ리의特産米、堆肥活用によるね、そういったプラス面を言われておるんだけど、しかし、実態として、土づくりセンターでいったら、年度協定ではね、24 年度は 780 万円、その前は 600 万円ほど、660 万円だったんですね、平成 20 年はそうでしたか。上がってきよんですね。これは、経営が赤字になるから、指定管理料を増やしていくということで、算出されて来ている。そして、この年度も、軽トラと、いわゆるこれ、協定書では、備品ツーって、農協が購入する物ということになっているものですけども、軽トラと、それから特殊ダンプ、ベッセル、これ、堆肥を入れるものでありますけども、運搬するためにね、これは、農協が購入する。ただし、町は、助成するというふうになっておるんだけど、590 万円の予算で言えばね、これ、全額助成じゃないかというふうに思えるんです。

それで、この土づくりセンターの経営問題で言えば、町条例は、牛糞の搬入料、いただくようになっておるんだけど、これは事情があっただいてない。そういう経営の中、指定管理料は増える。それから、助成金は、おそらく全額でしょう。全額助成する。そういう購入に対してね、そういう事態になっておることが、指定管理制度そのものから見てね、コスト削減と町民サービス向上、この点から見たら、やっぱり考えなきゃいけない点があるんじゃないかというふうに思うわけであります。

その指定管理制度の趣旨からして、現在の土づくりセンターの、こういう状況というのは、もう十分でしょうか。どうでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

町長（庵逄典章君） これは、直営であっても指定管理であっても、その、現在の土づくりセンターの業務、事業ですね、これは、どちらであっても、そんなに変わることはなかなかできない問題が、根底にあります。これは、指定管理制度として、農協に、指定管理として、その業務を委託していると。これが、直営になったとしてもですね、実際に、基本的には、同じことをやらなければなりませんし、実際、年間の維持管理としての必要な経費と、どうしても、設備、また、そこに備品がありますから、それが、何年か経てば、耐用年数が来ればですね、どうしても、これは交換もしてかなきゃいけない。また、新しく入れ替えていかなきゃ、修理もしなきゃいけないということです。

ですから、その点はですね、この指定管理制度の中で、管理料というのは、算定をして出しますけども、それを、じゃあ、指定管理の中に、全て含めて、包括的に、管理を委託をするということになればですね、そういう備品等の故障したり、買い換えていったり、整備をしていくものも、全部含めて、管理料を払わなきゃいけないということになりますので、なかなか、それがいつ壊れるか、できるだけ、長く使っていきたいという中でですね、通常の管理費、維持費等、こういう場合の特別な備品等についての、設備等についてのですね、これの整備については、これは分けて取り扱っていくというのが、これが、やはり、やむをえない、妥当な形ではないかというふうに思っております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） 土づくりセンターについては、直営でも変わらないということであるんですけども、今、何も直営にせいと言っているんじゃないかって、指定管理制度を導入しているのであればね、やっぱり直営よりはるかにコスト削減や、それから、町民、サービスの向上、そういった具体的なね、やっぱり成果が生み出すべきだと。そのための指定管理制度だというふうに思うんですね。だったら、何のために指定管理制度にしたのか。それは、もう直営でやっても同じだから。こういうのではね、やっぱり指定管理制度の意味がないんじゃないかというふうに思うんです。

だから、やっぱり、その指定管理制度としての、やっぱりきちっとした努力や何やらが足りないんじゃないかという点はあるんじゃないかというのが1点。

それから、限られておるで、言いますけれども、その他の施設については、いわゆる従来からの管理委託のね、いわゆる公共的な団体、いわゆる利潤追求の民間団体じゃないということで、基本的には、ほとんどね、変わらないというのが状況なんだが、今までのやつは、それでいいんだけど、例えば、具体的に、来年4月に予定されているね、南光地域福祉センター、予定されているんですけども、これについては、従来の分は、いいんですよ。久崎の老人福祉センターが社協の管理委託だったから、引き続き指定管理になったとか、これはもう、そういった経過がありますので。新たに、新たにね、指定管理に、社協にしようとするのであれば、具体的には、自主的なサービスができるという、いわゆる社協側の理屈じゃなくてね、町民サービスが具体的に、このように向上しますと。今より。このあたりをね、やっぱり明確にする必要があるんじゃないか。そうしなければ、指定管理する意味がないわけだから。そのあたりは、どう考えられるのか、この2点、お願いいたします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 土づくりセンターの場合、指定管理を、今、西農協に行っている。それは、当然、メリットがあるというのは、先ほど、説明してましたようにね、やっぱり、農協として、いろんな栽培や、また、販売、こういう点で、直接ですね、一番効率的に、この施設を何とか活用して、運営をしていただくということで、やっていただいているんで、それ以上にですね、なかなか工夫して、例えば、指定管理することによって、この経費を、ドンドン削減ができるかということ、もう内容的に、もう、決められた内容の中で、人の、人件費も1人でやってますし、また、やっている内容も、もう決められたものの中で、それほど、その、工夫をしたり、効果的に経費を削減できる部分というのは、非常に少ないわけですね。

ですから、それを求められてもですね、これは、なかなか、そういう形には、成果を上げるとい、これは無理な点があります。

ただ、先ほど言いましたように、じゃあ、同じではないかということじゃなくって、やっぱり、農協というのは、やっぱり、そういう面での、畜産にも関係してますし、米の栽培、また、そういう堆肥の販売、有機栽培、こういう関連で、全て、農業者との連携もあるわけですから、そういう面でのメリットは、十分にあるということで、委託をしているということでご理解いただきたいと思います。

また、南光の、このセンター、今度、社協にということで、これについても、現実として、既にですね、社協の福祉のサービス拠点として、あの施設を利用して、町民、それを、福祉の、町民、住民サービスに供しているわけです。

ですから、それを、社協、社会福祉協議会、福祉サービスの提供する団体としてですね、これは、やっぱり、そこに施設の管理も全て含めて、管理委託をした方がですね、社会福祉協議会として、ある意味では、町を通さずに、自由に、もっと、効果的な、効率的な活用ができるだろうというふうにも考えますし、既に、その福祉、久崎の老人センターだって、社会福祉協議会が委託をしてやっていたわけですから、それも委託をすることによっての方が、もっといいだろうということで、委託をされたはずなんで、目的としては一緒だというふうに思います。はい。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

16 番（鍋島裕文君） これ、聞いていただきたいのはね、結局、何で、こんなこと言うかといいますと、例えば、久崎の老人福祉センターなんかもそうですが、これは、できた経過からしてね、久崎住民への、いろいろ、利用しやすいようなね、ことがやられていたという経過があったんですね。

ところが、委託することによってね、当然、社協ということで、使用料徴収されたり、それから、使いにくいというような声が出たというような経過があるわけです。

それで、南光地域福祉センターについてもね、社協は業務しやすいという点は、あるかもしれないけど、それが主要な点じゃないんですよ。問題は、町民にとってね、それがサービス向上になるのかどうなのか。この点がね、一番大事なことだというふうに思うんです。

で、その点が、明確にならず、逆に、町民サービスが後退になるということでなればね、これは、やっぱり、その委託そのものも、考える必要があるんじゃないか。町民サービスが、後退なるようなことがあればですよ、そのような理屈になるんじゃないかというふうに思うんですけれど、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 当然、指定管理した時にですね、ここにも書いてあるように、指定管理する、町としては、その指定管理された、その事業、運営において、ちゃんと、それを見てですね、指導もし、また、場合によっては指定管理を取り消すこともできるということです。

だから、もし、町民サービスにつながらないようなですね、また、負担が掛かってくるような、問題点があれば、それは当然、町も、その全て、社会福祉協議会に丸投げで、後、どうでもしてくださいという話ではありませんので、町として、ちゃんと責任持って、その点については、指導監督をして参ります。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） その点は、大事な点なんで、よく研究していただきたいというふうに思います。

それで、民間業務委託について、2、3、再質問いたします。

水道事業が、今回、民間委託になるということでね、そのメリットは、十分、議会でも、この間、聞きました。

で、私が、いろいろ聞いたのは、過去の水道従事者ですね、そういう方の意見なんかも、いろいろ聞いたんですけれども、例えば、民間委託した場合どうなるんだろうという問題として、水道の関係ですよ。従来、例えば、上月なんかはね、いわゆる塩素注入の1つ取ってみてもね、やっぱり、トリハロメタン、これもガンの誘因物質ですけれども、トリハロメタンを生成させてはならんということで、この注入量を、できるだけ抑えてやっていたと。かなり気づかってね、そういった点が、業者の場合だったら、一定基準は、当然、注入量できるわけだから、ちょっと、そういった配慮が欠けるんじゃないかというようなこととか、それから、先ほど、専門職を育てていくから、何も現場が分からなくて、事情が分からなくてね、業者が（聴取不能）出せいうから、出すというような、そんな馬鹿なことはないというようなことで、町長は、考えておられるというようなことで、答弁がありましたけれども、しかし、そういう専門職もね、やっぱり現場対応していないと、なかなか、そういった事情が分かりにくいというようなことも、言われるんですね。

そういった点から見て、この水道事業の民間委託。メリット面はあるけれども、そういった問題は、やっぱり配慮しておく必要があるんじゃないか。そういうことが、大きな問題になったら、やっぱり考えるべきだというふうに思うんですけれども、そのあたりは、どうでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 今も、業務もですね、じゃあ、これまで町職員が全てやっているわけじゃないんで、ほとんど全てがですね、それぞれの専門業者に委託をしておりますね。ですから、それを総括的に委託することによって、もっと効率的にですね、できるということは、私は、適切な判断だと思います。

で、そういう、その、塩素なんかの注入にしてもですね、そういう作業を、職員がですね、ずっと回ってやっております。そういう、職員に全て、そういう業務までやらせるということはね、これは一般の町職員としての業務の中でね、やはり、これは改善をしていかなきゃいけないと思っておりますし、ただ、先ほど、この答弁でも、最初の答弁でもお話しさせていただきましたけれども、第三者委託のようにね、責任まで含めた委託をする、今、考えはございません。

ですから、当然、管理者、責任者としての、この設置は、町としては、ちゃんと、しっかり置いて、少なくとも最低のものは、管理者がいて、業者を指導するという形、この形は、きちっと取って行きたいと思っております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） 第三者委託については、その考えがないということで、今までも、この間のね、町長見解で、答弁で、長期包括的にね、今の、この民間委託を、将来考えるというような、発言があったから、長期包括的と言え、第三者委託か、いわゆる指定管理者委託ということになるわけだね、それは、今のところは、問題があるからないということなんで、それは分かりました。

で、それでは、スクールバスの関係で伺いますけれども、適切だというふうなことで、答弁がありました。

現在、本町においては、これは、3月議会で山本議員が質問したんですが、9台のスクールバスがね、5台が業者委託で、4台が直営というような説明があって、それで、問題は、その、民間委託と直営が、両方式がね、今、本町にはあるわけですね。

で、これは、やっぱりどちらが、町民、町にとっていいのかというね、そういった検証はされるべきだというふうに思うんです。

それで、町長は、業務委託がいいというふうな、最初、答弁されたんだけど、あの、実態としてね、例えば、3月議会で問題になった、運転手が、誰がね、民間委託の場合、運転して来たか、分からなかった。校長も、その日の運転手が知らなかったというような、こういったことがあるんじゃないかというような指摘がある。

それと、私らが、過去、学校回りした中でね、よく校長から伺っていたのは、スクールバスの運転手さんというのは、単なるね、運搬者じゃないんだと。つまり、その日の子どもの様子や何やらをね、運んで来た後、職員室に寄ってね、校長と話をする中で、今日の子どもは、こうだったと。こういうふうなことがあったとかというような話を、学校に伝える。で、学校の方はね、そういう場合は、是非、こういうことやってください。そういった学校の要請もする。そういうコミュニケーションが行われているというふうに聞いております。

やっぱり、これはね、単なる、スクールバスの運転手というのは、運搬者というよりも、やっぱり学校教育の一環というようなね、そのような実態としてね、取り組みをされている。それが、民間の場合だったら、誰が運転しているか分からないというようなことが、もしもあるとしたらね、これはやっぱり、単なるコストや、そういう問題だけじゃなくてね、コストに変えがたい、大きな物を失うんじゃないかと。これを民間業務委託すればね。そういった問題として、これは、考えるべきじゃないかというふうに思うんですけれども、こういった点は、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） すいません。先月の時も質問があったんですけども、確かに、業者に確認してみましたところ、それは、初めての運転手じゃございません。運転委託契約している業者というのは、代替。急病になったとか、急に行けなくなったために、当然、代替の運転手を用意しております。その運転手の紹介がね、ちょっと遅れて、子ども達が、初めてののおっちゃんだったようなことを言ったかも分かりませんが、当然、業務委託している業者は、常に安全性を確保するために、同等レベルの控えの職員を用意しておきます。その用意した運転員が、たまに来て、子ども達も顔を知らなかったということだっ

たんで、それは、よくないいうふうに、紹介だけしておってくれということを行ったんですけども、誰でもかたでも、その業務委託している業者が、一般の人を乗せているということじゃございませんのでね、登録して、われわれの所にも、委託契約の時に、代替の職員は、誰々という形で、きっちりと名簿もいただいております。その中で、運行しておりますので。

ただ、今回の、そういう心配があったのは、あまり久しぶりに、通常の運転者がやっているところを、たまに乗ったということで、そういうトラブルがあったと思うんですけども、これは、今後、よく紹介するように注意しておきました。以上です。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番(鍋島裕文君) その問題ではね、直営で、そういったスクールバスの運転手さんが、終わったら職員室で、または、ある時は、校長と立ち話でね、そういった子どもの様子等とのコミュニケを取られている。こんなことは、大事なことだというふうに思うんだけど、そのあたりは、教育長、どのように思われますか。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 私も、スクールバスの運行については、学校にも、そのスクールバスがある学校にも勤務しておりましたので、当然、運転員の方には、子どもの状況等々を、十分こう、見ていただきながら運行をしていただくと、こういう気持ちは、強く持っております。

で、先ほど、課長が申しましたように、今、委託をしておる会社についても、常時、運転していただく運転員については、ほぼ決まっております。緊急の場合にのみ、人員が変わると、こういう状況でございますので、今後も、そういう形で、子どもを、十分、見ていただくと。物を運ぶと、そういう観点では、私どもも、考えておりませんので、どうか、ご理解賜わりますようお願いいたします。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番(鍋島裕文君) それから、ごみ収集の関係で、町長はデメリットはないというふうに断言されておるんだけど、ちょっと、これ考えていただきたいのは、例えば、本町が業者委託する場合に、収集業者というのは、そんなにたくさんあるのかどうか。

つまり、たくさんあれば、競争原理等も働くけども、どのような状況を想定されておるのかというのが1点。少ない中で、契約結べば、その後は、随意契約というような格好でね、むしろコスト高になるというような心配はないのかというような点があります。

それから、2点目に、現在、私も、毎週、生ごみ等持って行ってますけれども、収集後は、ずっときれいですね。丁寧に収集しています。現在ね。まあ、そうでないことあるかもしれませんが、私が知る限りでは、丁寧にされている。ところが、民間委託した、よ

その例ではね、よその例では、取り残しがあるとかね、そういった苦情も、やっぱりあるみたいです。そういうことを考えればね、民間業務委託、デメリットがないというのは、少しおかしいんじゃないか。そういったことも考える必要があるんじゃないかというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 未だ、民間委託をするというね、具体的な形で、検討はしておりませんので、実際に、そういう事業者とかが、どれくらい存在、あるのか。町内にはなくても、例えば、近隣にどれくらいあるのかとかね、その点は、また、当然、コストの面も十分考えて、具体的な検討はしていかなければならないと思いますし、また、委託した場合でもですね、当然、要するに、デメリットがあっては困るんで、ないように、ちゃんと、その計画をしていく。また、その契約もしていくということで、考えていかなければならないというふうに思っておりますけど。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） じゃあ、次に、2 番目の質問をいたします。

佐用町財政の健全な運営を求めて質問いたします。

これまで、地方交付税をはじめ、本町の財政指標で見る財政問題について、質問して参りましたが、今回は、町の借金である地方債、すなわち町債について質問いたします。

まず、合併特例債について、第 1 点目、合併特例債の活用状況と、今後の方針は。

第 2 点目、合併後 10 年間となっていた起債のできる期間が、国会で延長されようとしています。これを踏まえた活用方針を考えてはどうか。

次に、資本費平準化債について伺います。

第 1 点目、資本費平準化債をどのように考えているのか。当然、この活用を下水道事業財政計画に入れるべきではないか。

第 2 点目、昨年 6 月議会で、平成 22 年度下水道会計補正予算で、この起債約 3 億円を減額補正しています。適切だったと考えられるのか。

最後に、仕組債について伺います。

第 1 点目、現為替相場での評価損はいくらぐらいになっているのか。

第 2 点目、30 年後の元金返済を待つというのは、財政運営上問題ではないか。

第 3 点目、この損失責任をどう考えておられるのか。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（西岡 正君） はい、お答え願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは鍋島議員の、2 点目のご質問にお答えをさせていただきます。

健全な財政運営をとることについてのご質問であります。

まず、合併特例債の活用状況と今後の方針はということですが、まず、合併特例債についてでございますが、平成 23 年度末現在の借り入れ実績額は 54 億 890 万円となっております。

主な起債事業といたしましては、合併直後の平成 18 年度、19 年度に、光ファイバー網を構築し、地デジ対策を包含した高度情報通信網整備事業 8 億 1,430 万円。平成 23 年度まで、計画的に推進をしてまいりました公立学校施設整備事業 9 億 1,380 万円。また、佐用保育園と子育て支援センターを併設いたしました次世代育成支援対策施設整備事業 6 億 2,960 万円などがございます。また、起債額が大きなものとして、合併振興基金の財源として 20 億 7,100 万円を起債いたしております。

このほか、道路改良事業と、農業生産基盤整備事業につきましては、現行法では借り入れの最終年度とされる平成 27 年度までの継続実施し、現段階での合併特例債の起債計画の総額を 68 億 6,530 万円に設定をしておりますが、今後予定をしております庁舎改修等の事業につきまして、事業費の見積りができました段階で、起債計画に追加計上をしたいというふうに考えております。

また、本町は、過疎の指定を受けております関係で、合併特例債と同様、財政上有利な過疎債を利用することができます。過疎債との併用を図りながら、今後とも、新町まちづくり計画、いわゆる、市町村建設計画に沿った事業の財源として合併特例債を活用していきたいというふうに考えております。

また、起債期間の延長を踏まえた活用方針ということですが、合併特例債の起債延期というのは、未だ、正式に決まっているとは聞いておりませんが、この、延長された場合の対応でございますが、事業計画を見直すことは当然のことと考えます。

先ほど申し上げました道路改良事業及び農業生産基盤整備事業など、継続的事業の再配分、また、平成 24 年度に追加いたしました介護予防拠点施設整備事業など、新町まちづくり計画の適債事業の洗い出しを行い、起債期間延長のメリットを最大限に活用していきたいというふうに考えております。

次に、資本費平準化債についてのご質問でございますが、これにつきましては、世代間負担の公平性の観点から、資本費の一部を後年度に繰り延べ、現在の財政負担を軽減するためのもので、3 種類に分類をされます。

1 つ目は、建設中の施設に係る元金に対するもの。2 つ目は、供用開始後の未利用施設の利子に対するもの。3 つ目は、供用開始後の建設改良地方債の元金償還に対するものでございます。

ご質問の資本費平準化債は、3 つ目の、平成 16 年度に拡大分として新設された起債でございます。

平成 16 年度当時を思い起こしますと、国策として三位一体改革が推進をされ、地方交付税の改革と称して、地方交付税総額が削減をされた時代でございました。臨時財政対策債を含めた国全体の実質的な地方交付税の総額は、平成 15 年度 23 兆 9,000 億円であったものが、平成 16 年度には 2 兆 8,000 億円減の 21 兆 1,000 億円となり、3 年後の平成 19 年度には 6 兆 1,000 億円減の 17 兆 8,000 億円まで削減をされたわけであります。

このような状況の中、平成 16 年度拡大分の資本費平準化債は、財源不足に悩む本町にとっても非常に有益な制度であって、これによって一般会計からの繰り出しを抑制しつつ、予算編成を行ってきたところでございます。

ここで、この拡大分の資本費平準化債に係る財政措置について申し上げたいと思いますが、2 点目であります。

1 点目は、2 点ございますが、1 点目は、元利償還金の 50 パーセントが、この平準化

債においては、交付税措置をされるということでございます。しかし、逆の見方をすれば、元金 50 パーセントと支払い利子総額の 50 パーセントが新たな町の負担となります。

2 点目は、資本費平準化債の借り入れ年度においては、資本費平準化債発行額の 50 パーセントが、元々の下水道事業債元利償還金に対する交付税措置額から減額をされるということでございます。すなわち元金の 50 パーセント分、交付税が減額されますので、これも実質的な町負担の増加となるわけであります。

従いまして、資本費平準化債の借り入れをトータルで見た場合に、その発行額の元金全額と、支払い利子総額の 50 パーセントが負担増となる仕組みになっているわけであり、この起債を借りなくて済めば、それにこしたことはないというふうに、私は、考えております。

従前から申し上げておりますとおり、本町の財政運営上の課題の 1 つとして、地方債残高の多さがございます。平成 22 年度末で普通会計分が約 180 億円。特別会計等も合わせますと 325 億円を超える起債を、残高がございます。地方債残高の圧縮は、今後の、将来の財政運営上、急務と考えておりまして、繰上償還の実施にも努めておりますけれども、新規地方債の発行抑制も併せて行わなければ十分な効果を得ることができません。

資本費平準化債につきましては、制度の内容として、本件回答の冒頭申し上げましたとおり、資本費の平準化ということは理解しておりますが、借金返済のための借金という一面もあるわけでございます。先ほど申し上げましたとおり、トータルで見たときに、借りなくて済むものであれば、そうすることによって余分の経費が節減ができ、財政の健全運営に資するものと考えております。

昨年 6 月議会で報告いたしました平成 22 年度特定環境保全公共下水道事業特別会計及び生活排水処理事業特別会計補正予算において、資本費平準化債の減額補正につきましては、以上の観点から行ったものでございますので、何とぞご理解をいただきますようお願いをいたします。

次に、仕組み債、

議長（西岡 正君） ちょっと、すいません。ちょっと、暫く、答弁が長くなったらあきませんので、ちょっとだけ延長させてもらいます。5 時来ますので、すいません。

ここで、お諮りします。このまま、審議を続けて行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

〔「(聴取不能)」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） まずすいません。ちょっとだけお願いします。

町長（庵逄典章君） 次に、仕組み債のご質問でございますが、本町において、平成 20 年 3 月に三井住友銀行との間において指定金銭信託を契約しております。この金融商品は、信託法に基づく金銭信託に区分されておりますので、仕組み債ということではなくて、金銭信託として答弁をさせていただきます。

ご承知のとおり、平成 17 年 4 月から、金融機関が破綻した場合に、一部の決済預金を除き、元本 1,000 万円とその利息の払い戻しが保証をされますけれども、これを超えた金額は保証をされなくなりました。このため、全国の地方公共団体は、公金の管理について、万が一、金融機関が破綻した場合に備え、ペイオフ対策の委員会を組織するとともに、その対策として、国債の購入などの措置を講じております。

本町におきましても、平成 19 年 11 月に開催をいたしました佐用町公金管理委員会の協

議を踏まえ、ペイオフ対策として、平成 20 年 3 月に、国債 5 億円の購入と三井住友銀行の指定金銭信託 3 億円を契約をいたしております。

当時の経済状況においては、過去 20 年間に於ける為替市場は、円安傾向が長期に継続していたことから、安全有利な金融運用として多くの市町村や団体が購入をしたものでありますが、その後のリーマン・ブラザーズの破綻や EU 諸国の財政危機などを機に、世界的な不況が一層深刻化をし、円が買い進まれ、現在 1 ドル 80 円前後の円高となっております。こうした影響により、評価額が低下していることは、残念な状況であると受け止めております。

まず 1 点目の、現為替相場での評価損はいくらかということですが、金銭信託の契約条件により、契約後 1 年は配当年率 3.35 パーセント、以降は為替市場が 1 ドル 99 円より円安になると年配当率 3.35 パーセント。1 ドル 95 円 75 銭より円高になると、年配当率は 0.1 パーセントと定められ、配当額がターゲット額の約 4,970 万円に達した場合に、信託契約は期限を終了するという事になっております。このことにより、平成 21 年 3 月末に 1 年目の配当年率 3.35 パーセントにより 1,010 万円余りの配当を受けております。

また、平成 20 年 9 月に於けるリーマン・ブラザーズの破綻を契機とした世界同時不況によりドル安円高が進行し、平成 21 年の上半期以降においては、為替市場は、1 ドル 95 円 75 銭より円高となり、年配当率は 0.1 パーセントとなっており、契約から平成 24 年 3 月末までの配当金額の合計は、1,100 万円となっておりますが、今後、

16 番（鍋島裕文君） 簡単に答えて、質問に。簡単に答えて質問に。短く。

町長（庵逄典章君） まあ、こちらを考えてしておりますので、

16 番（鍋島裕文君） 時間がないんや。終っておるんや。評価損いくらか。
はい、質問に。

町長（庵逄典章君） 途中で解約した場合の評価、現在、評価では、2 億 2,000 万ということになっておりますが、元金は原則として、この、保全をされておりますので、実際の、最終的には、実損が生じるものではないということでご理解をいただきたいと思います。
次の回答も、次、用意しておりますけれども、時間ありませんので、これで終わらせていただきます。

16 番（鍋島裕文君） 一番肝心なやつ。一番肝心なやつが。

議長（西岡 正君） 以上で、鍋島裕文君の発言は、終わりました。
これにて、通告によりまず一般質問は、終了いたしました。
これにて、本日の日程は終了したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。
これにて、本日の日程を終了いたします。
お諮りします。議事の都合により、明 6 月 21 日から 6 月 25 日まで、本会議を休会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

次の本会議は、6月26日火曜日、午前9時30分から再開いたしますので、ご承知いただきますよう、お願い申し上げます。

本日は、これにて散会をいたします。

どうも、ご苦勞様でございました。

午後05時02分 散会
